

令和3年第465回須崎市議会3月定例会会議録
令和3年第466回須崎市議会3月臨時会会議録

*掲載内容は次のとおりです。

- 表紙
- 会期日程（3月定例会、3月臨時会）
- 目次
- 本文

（定例会）

<u>3月3日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>3月9日</u>	一般質問
<u>3月10日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>3月18日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（3月定例会、3月臨時会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

（臨時会）

3月26日

第 4 6 5 回

須崎市議会 3 月定例会会議録

令和3年3月 3日開会

令和3年3月18日閉会

第 4 6 6 回

須崎市議会 3 月臨時会会議録

令和3年3月26日開会

令和3年3月26日閉会

須崎市議会

第465回須崎市議会3月定例会

会 期 日 程

自 令和3年3月3日（水）
 会 期 》16日間
 至 令和3年3月18日（木）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	3/3	水	（開 会） 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 （諸般の報告） 3. 議案上程 4. 提案趣旨説明、議案説明
2	3/4	木	休 会
3	3/5	金	
4	3/6	土	
5	3/7	日	
6	3/8	月	
7	3/9	火	一般質問
8	3/10	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	3/11	木	休 会
10	3/12	金	休 会（総務委員会）※ケーブルTV収録予定
11	3/13	土	休 会
12	3/14	日	
13	3/15	月	休 会（産業建設委員会）
14	3/16	火	休 会（教育民生委員会）
15	3/17	水	休 会
16	3/18	木	委員長報告、表決（閉 会）

第465回須崎市議会3月定例会会議録目次

第 1 日 令和3年3月3日（水曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告） 1. 事務局長	2
市議案第1号～第47号	5
（提案趣旨説明） 1. 市長	5
（議案説明） 1. 農林水産課長	10
2. 企画政策課長	10
3. 総務課長	10
4. 生涯学習課長	11
5. 総務課長	12
6. 建設課長	13
7. 生涯学習課長	14
8. 長寿介護課長	15
9. 生涯学習課長	17
10. 建設課長	17
11. 総務課長	18
12. 企画政策課長	21
13. 学校教育課長	22
14. 市民課長	22
15. 住宅・建築課長	23
16. 建設課長	24
17. 農林水産課長	25
18. 長寿介護課長	25
19. 水道課長	26
20. 総務課長	27
21. 企画政策課長	28
22. 市民課長	29
23. 建設課長	29
24. 長寿介護課長	30
25. 水道課長	31
26. 福祉事務所所長	31
27. 生涯学習課長	31
28. 子ども・子育て支援課長	32
29. 副市長	32
第 2 日 令和3年3月 4日（木曜日） 休会	
第 3 日 令和3年3月 5日（金曜日） 休会	
第 4 日 令和3年3月 6日（土曜日） 休会	
第 5 日 令和3年3月 7日（日曜日） 休会	
第 6 日 令和3年3月 8日（月曜日） 休会	
第 7 日 令和3年3月 9日（火曜日）	
開 議	36
一般質問	
1. 森田収三議員	36
（市長、プロジェクト推進室長、元気創造課長、建設課長）	
2. 豊島美代子議員	48

(市長、総務課長、副市長、住宅・建築課長、元気創造課長、長寿介護課長)	
3. 佐々木學議員	6 2
(市長、健康推進課長、元気創造課長、市民課長、農林水産課長、地震・防災課長)	
【関連質問】①西村泰一議員(元気創造課長)	7 5
4. 高橋祐平議員	7 5
(市長、建設課長、農林水産課長、環境保全課長、学校教育課長)	
【関連質問】①西村泰一議員(学校教育課長)	8 3
5. 大崎宏明議員	8 4
(市長、教育長、総務課長、企画政策課長)	
第 8日 令和3年3月11日(水曜日)	
開 議	1 0 1
一般質問	
1. 海地雅弘議員	1 0 1
(市長、総務課長、建設課長)	
2. 柿谷悟議員	1 1 7
(地震・防災課長、市長、教育長)	
3. 宮田志野議員	1 2 7
(教育長、長寿介護課長、健康推進課長、農林水産課長、生涯学習課長)	
議案審議	
市議案第 1 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 2 号	1 4 1
委員会付託	1 4 2
市議案第 3 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 4 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 5 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 6 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 7 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 8 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 9 号	1 4 3
(議案質疑)①豊島美代子議員(建設課長)	1 4 4
委員会付託	1 4 5
市議案第 10 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 11 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 12 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 13 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 14 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6

市議案第 1 5 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 1 6 号	1 4 6
委員会付託	1 4 7
市議案第 1 7 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7
市議案第 1 8 号	1 4 7
(議案質疑) ①豊島美代子議員 (プロジェクト推進室長)	1 4 7
委員会付託	1 4 8
市議案第 1 9 号	1 4 8
委員会付託	1 4 9
市議案第 2 0 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 2 1 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 2 2 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 2 3 号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第 2 4 号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第 2 5 号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第 2 6 号	1 5 0
委員会付託	1 5 1
市議案第 2 7 号	1 5 1
委員会付託	1 5 1
市議案第 2 8 号	1 5 1
委員会付託	1 5 1
市議案第 2 9 号	1 5 1
委員会付託	1 5 2
市議案第 3 0 号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第 3 1 号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第 3 2 号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第 3 3 号	1 5 3
委員会付託	1 5 3
市議案第 3 4 号	1 5 3
委員会付託	1 5 3
市議案第 3 5 号	1 5 3
委員会付託	1 5 3
市議案第 3 6 号	1 5 3
委員会付託	1 5 4
市議案第 3 7 号	1 5 4
委員会付託	1 5 4
市議案第 3 8 号	1 5 4

委員会付託	1 5 4
市議案第 3 9 号	1 5 4
（採 決）	1 5 5
市議案第 4 0 号から第 4 7 号	1 5 5
（採 決）	1 5 5
陳情の付託	1 5 5
陳情文書表	1 5 7
第 9 日 令和 3 年 3 月 1 1 日（木曜日） 休会	
第 1 0 日 令和 3 年 3 月 1 2 日（金曜日） 休会	《総務委員会》
第 1 1 日 令和 3 年 3 月 1 3 日（土曜日） 休会	
第 1 2 日 令和 3 年 3 月 1 4 日（日曜日） 休会	
第 1 3 日 令和 3 年 3 月 1 5 日（月曜日） 休会	《産業建設委員会》
第 1 4 日 令和 3 年 3 月 1 6 日（火曜日） 休会	《教育民生委員会》
第 1 5 日 令和 3 年 3 月 1 7 日（水曜日） 休会	
第 1 6 日 令和 3 年 3 月 1 8 日（木曜日）	
開 議	1 6 1
市議案第 1 号～第 3 8 号、陳情第 2 1 号《継続》及び陳情第 2 2 号	1 6 2
（委員長報告） 1. 土居信一総務委員会委員長	1 6 3
2. 森田収三産業建設委員会委員長	1 6 5
3. 佐々木學教育民生委員会委員長	1 6 8
（討 論） 1. 豊島美代子議員	1 7 1
2. 松田健議員	1 7 3
市議案第 1 7 号	
（採 決）	1 7 3
市議案第 1 8 号	
（採 決）	1 7 4
市議案第 2 9 号	
（採 決）	1 7 4
市議案第 1 号～第 1 6 号、第 1 9 号～第 2 8 号、第 3 0 号～第 3 8 号	
（採 決）	1 7 4
陳情第 2 1 号《継続》	
（採 決）	1 7 4
陳情第 2 2 号	
（採 決）	1 7 4
市議案第 4 8 号	1 7 5
（議案説明）	1 7 5
（採 決）	1 7 5
議会議案第 1 号	1 7 6
（議案説明） 1. 土居信一議員	1 7 6
（採 決）	1 7 7
閉会中の事務調査	1 7 7
字句等の整理	1 7 7
閉会挨拶（市 長）	1 7 8
（議 長）	1 7 9
閉 会	1 7 9
一般質問・関連質問目次（参考資料）	1 8 1
議決一覧表（参考資料）	1 9 2

第466回須崎市議会3月臨時会会議録目次

第 1 日 令和3年3月26日（金曜日）	
開 会	196
会期の決定	196
会議録署名議員の指名	196
（諸般の報告） 1. 事務局長	196
市議案第49号及び第50号	197
（提案趣旨説明） 1. 市長	197
（議案説明） 1. 企画政策課長	197
2. 環境保全課長	198
市議案第49号	
（採 決）	199
市議案第50号	
（質 疑）	
4 番 大崎稔議員（環境保全課長）	199
（採 決）	200
閉会挨拶（市 長）	200
閉 会	200

第465回須崎市議会3月定例会会議録

須崎市告示第6号

令和3年3月3日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和3年 2月24日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和3年3月3日（水曜日）午前10時開会

第1．会期の決定

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第1号～第47号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 豊島美代子君	2 番 宮田 志野君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 海地 雅弘君	6 番 森田 收三君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 大崎 宏明君	10 番 土居 信一君
11 番 吉野 寛招君	12 番 佐々木 學君
13 番 西山 慶君	14 番 松田 健君
15 番 高橋 立一君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 松岡 哲也君
会計管理者兼会計課長 國澤 豊君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企画政策課長 北川 幸一君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 西田 功君

地震・防災課長 久万 敏幸君
市民課長 松浦 永治君
健康推進課長 森光 澄夫君
農林水産課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 小野修一郎君
水道課長 宮本 文彦君
学校教育課長 北川 洋子君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君

税務課長兼固定資産評価員 宮本 良二君
長寿介護課長 吉本加津代君
環境保全課長 嶋崎 貴寿君
建設課長 里見 浩志君
福祉事務所長 井上 幸一君
教育長 細木 忠憲君
生涯学習課長 岡本 憲仁君
子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局	長 小野 昌司君	次	長 池田知佐子君
主	監 堅田 智也君		

午前10時 開会

○議長（高橋立一君）

ただいまから第465回須崎市議会3月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（高橋立一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 異議なしと認めます。よって、会期は、16日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋立一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番吉野寛招さん、12番佐々木學さん、13番西山慶さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（高橋立一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長から報告いたします。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より、今期定例会に付議するため市議案第1号から第47号までの47議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をしております。

今期定例会の説明員として、議長より、市長と教育長及びその委任を受けた者に対しまして、それぞれ出席を要請をしております。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年11月分、12月分、令和3年1月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

また、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りをいたしております。

次に、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分の報告が市長より2件ありましたので、報告書の写しを議席に配付をいたしております。

次に、議長会関係の報告でございます。去る2月9日に書面開催されました全国市議会議長会第222回理事会・第110回評議員合同会議、2月12日に書面開催されました全国広域連携市議会協議会第52回総会及び2月16日に書面開催されました全国高速自動車道市議会協議会第47回定期総会につきまして、それぞれ報告書をお手元にお配りをしております。なお、詳細な会議等資料につきましては、第1委員会室において閲覧に供しておりますので、御参照願います。

また、地方自治法第100条第13項及び須崎市議会会議規則第166条第1項に基づく閉会中の議員の派遣報告及び12月定例会以降の議会日誌につきましても議席に配付をいたしております。

以上で報告を終わります。

須総発第 67 号

令和3年 2月24日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和3年3月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 市議案第 1 号 | 須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について |
| 市議案第 2 号 | 須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について |
| 市議案第 3 号 | 須崎市債権管理条例の制定について |
| 市議案第 4 号 | 須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 市議案第 5 号 | 須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 市議案第 6 号 | 須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 市議案第 7 号 | 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する |

条例について

- 市議案第 8 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 9 号 須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 10 号 須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 11 号 須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 12 号 須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について
- 市議案第 13 号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 14 号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
- 市議案第 15 号 須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 市議案第 16 号 専決処分の承認について
- 市議案第 17 号 専決処分の承認について
- 市議案第 18 号 令和 3 年度須崎市一般会計予算について
- 市議案第 19 号 令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 市議案第 20 号 令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第 21 号 令和 3 年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 市議案第 22 号 令和 3 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 市議案第 23 号 令和 3 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 市議案第 24 号 令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 市議案第 25 号 令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算について
- 市議案第 26 号 令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 市議案第 27 号 令和 3 年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 市議案第 28 号 令和 3 年度須崎市水道事業会計予算について
- 市議案第 29 号 令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について
- 市議案第 30 号 令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 市議案第 31 号 令和 2 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 市議案第 32 号 令和 2 年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 市議案第 33 号 令和 2 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 市議案第 34 号 令和 2 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 35 号 令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 市議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 37 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 38 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 39 号 教育委員会委員の任命について
- 市議案第 40 号 農業委員会委員の任命について
- 市議案第 41 号 農業委員会委員の任命について

市議案第４２号 農業委員会委員の任命について
市議案第４３号 農業委員会委員の任命について
市議案第４４号 農業委員会委員の任命について
市議案第４５号 農業委員会委員の任命について
市議案第４６号 農業委員会委員の任命について
市議案第４７号 農業委員会委員の任命について

日程第３ 市議案第１号から第４７号

○議長（高橋立一君） 日程第３、市議案第１号から第４７号までの４７議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（高橋立一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

本日、３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会には、条例制定議案をはじめ４７議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして若干の御報告を申し上げます。

初めに、令和３年度の須崎市の当初予算についてであります。

令和３年度の予算編成に当たりましては、財政規律を遵守した健全で持続可能な財政運営を基礎とし、防災対策や産業振興、子育て支援や教育環境改善など、喫緊の課題への取り組みを強化しながら、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算を配分し、須崎市総合計画で目指す未来へつなぐ元気創造のまちの実現に向けた予算編成を行ったところであります。

本市の令和３年度一般会計予算の総額は１４６億４，０００万円で、前年度と比較して２億円、率にして１．４％の増となっております。これは、前年度予算に計上しておりました防災行政無線デジタル化移行事業費５億３，６３０万円がなくなったものの、浦ノ内坂内地区にキャンプ場等を整備する野外体験施設整備事業費を４億３，４４２万円計上したことをはじめ、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費が前年度比１億３，６６３万円増額となるなど、農業、漁業関連事業の増額等により、普通建設事業費全体で前年度比３億３，２５０万円、率にして１８．５％の増となったことが大きく影響しております。

一方、公債費におきましては、前年度比で７，４１８万円減の１８億７，１０４万円となり、扶助費においても前年度比４，８６３万円減となるなど、義務的経費全体で前年度比で１億６，７８７万円、率にして２．５％の減となっております。

歳入面におきましては、市税収入については、個人市民税は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う所得減少により８，１８０万円の減収を見込み、法人市民税についても事業収入減や税率の引下げにより６，４２０万円の減収を見込むこととなるなど、市民税全体としては１億４，６０

0万円減の8億3,000万円を見込んでおります。

また、普通交付税におきましても、公債費算入においては前年度比7,700万円程度の増を見込んだ一方、国勢調査人口が主な算定基礎数値となる個別算定経費で人口減を反映し、包括算定経費についても大幅な減額を見込み、前年度比1億円減の33億5,000万円を計上しております。

また、繰入金においては、すさがすきさ応援基金繰入金を前年度比2,926万円増の2億9,849万円計上するなど基金を多く活用したものの、一般財源不足を解消するには至らず、減債基金繰入金を1億8,000万円取り崩して予算編成を行うこととなり、依然として厳しい財政状況となっております。

これらのことから、今後とも行財政改革を推進しながら、厳正かつ適切な事業の運営、予算の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和3年度予算に盛り込んだ主要事業について説明申し上げます。

まず、財源的に有利な過疎対策事業債の活用を前提とした過疎地域自立促進計画に基づく事業につきましては、ハード事業として新たに浦ノ内坂内地区に建設する野外体験施設の整備に要する経費を野外体験施設整備事業費として4億3,442万円、中ノ島大橋等橋梁改修耐震化工事に係る道路メンテナンス事業費を2億7,100万円計上しております。継続事業といたしましては、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費に1億9,590万円、市単道路整備事業費に6,630万円などを計上しております。さらに、高幡東部清掃組合負担金については、ごみ固形燃料化施設基幹的設備改良工事の1億4,630万円を含む3億255万円を計上しております。また、ソフト事業として、前年度に引き続き、子育て医療応援事業費などを計上しております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた観光資源の発掘及び人材育成を目的とした事業といたしましては、前年度に引き続きまち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費に901万円、移住促進等集落維持・再生事業費に1,814万円、マスコットキャラクター事業費に4,069万円をそれぞれ計上しております。

地震津波災害に備えたまちづくり事業といたしましては、前年に引き続き安和漁港海岸高潮対策事業費に1億200万円、木造住宅耐震化促進事業費に4,995万円を計上するほか、老朽住宅等除却事業費、都市防災総合推進事業費、須崎港直轄港湾改修事業費なども引き続き所要額を計上しております。

次に、子供の健全育成に向けた教育環境を整備するとともに、基礎学力向上と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を推進するため、学校情報通信環境整備事業費、特別支援教育支援員配置事業費、外国語教育推進事業費、放課後児童クラブ等推進事業費、児童生徒心の居場所づくり推進事業費などを計上しております。

また、子育て・少子化対策といたしましては、前年に続き保育士確保のため、保育士等就職等奨励金交付事業費を計上するなど、さらなる保育環境整備に向けて取り組んでまいります。また、第2子以降の保育料及び子供に係る医療費を、中学校卒業まで無料化する事業費を引き続き計上しております。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として、感染症対策事業費を8,813万円計上し、市内医療機関等と連携し、安全かつ迅速なワクチン接種に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、令和2年度の寄附額は約24億円の決算見通しとなっており、このふるさと納税寄附金を原資とするすさきがすきさ応援基金を産業振興や雇用創出、人口減少対策に向けた多くの事業に活用しております。

主な事業といたしましては、学校法人明德義塾が実施した寄宿舍建設の補助として、私立学校施設整備支援事業、マスコットキャラクター事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業、そのほか子育て支援や福祉関連事業などとなっております。

以上が当初予算についての概要となります。

次に、須崎市事業者経営支援給付金事業についてであります。

昨年5月から実施した須崎市事業者緊急支援給付金事業及び12月に実施した須崎市事業者臨時支援給付金事業に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収益が悪化した事業者の支援を行うため、本年2月3日付専決予算により、須崎市事業者経営支援給付金事業を開始いたしております。

この給付金事業は、事業費の総額を7,000万円として、飲食業や観光宿泊業、小売業など約790の事業者を対象に実施しており、前年と比較した売上げの減少率等に応じて10万円から50万円を支給するものであります。

現在、申請が上がってきておりますが、高知県内における新型コロナウイルス感染症の発生から1年が経過する中で、事業者の経営体力の低下は顕著なものとなっていることから、迅速な支給に努めるとともに、事業継続や雇用の維持を支援してまいりたいと考えております。

なお、この給付金の支給申請の受付期間は3月19日までとなっておりますので、該当する事業者の皆様におかれましては、お忘れなく申請を行っていただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナワクチンの予防接種についてであります。

新型コロナワクチンの接種は、本年2月17日から国による医療従事者向けの先行接種が始まり、3月には都道府県による医療従事者等への接種が予定されており、市町村が実施する住民向けの接種は、65歳以上の方を対象に4月から開始する予定となっております。

この間、本市では、全庁を挙げての推進体制として、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、スムーズな接種に向けて準備を進めているところであります。

ワクチンの接種は、医療機関の御理解、御協力により、かかりつけの病院や診療所での個別接種と、総合保健福祉センターでの集団接種の2つの方法での接種を予定し、3週間の間隔で2回の接種、費用は無料となっております。

市民の皆様には副反応など心配されることもあるかと思いますが、非常に高い効果が認められており、接種することによる重症化リスクの軽減や地域での集団免疫を確保する観点からも、できるだけ多くの方々に接種していただきたいと考えております。

なお、接種開始時期につきましては、国のワクチン確保状況により異なることから、準備ができ次第、改めて御案内させていただきます。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについてであります。

東京2020オリンピック聖火リレーは、本年3月25日に福島県を出発し、121日間かけて全国859の市区町村を巡ります。

本市では、4月19日月曜日に川端シンボルロード東詰の原町児童遊園を10時32分に出発し、10時54分に須崎市道の駅に到着予定というスケジュールで、選出された9人の聖火ランナーが約2キロメートルの区間をリレー形式で走ることとなっております。

ゴールの須崎市道の駅では、須崎区間におけるミニセレブレーション、いわゆる到着式を行うこととしており、須崎総合高校書道部によりパフォーマンスなどを行います。

また、当日はリレールート周辺の道路において通行規制やバスの運行時間の変更を予定しており、市民の皆様には御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

詳細につきましては、広報すさき4月号やホームページなどで追ってお知らせするようにいたします。

なお、沿道で御観覧される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用の上、人との間隔を空けて拍手で応援していただきますようお願いいたします。

次に、新魚市場建設工事についてであります。

現在の魚市場は、建築後40年以上が経過しており、施設の老朽化ばかりでなく、耐震化の課題も含め、以前から早期の建て替えの要望もございました。

魚市場の所有は須崎3漁協でございますが、近年、漁業不振などもあり、漁協経営も厳しくなっていることから、新たな投資も限られており、漁協主体の建て替えは困難な状況でありました。

一方で、消費者の食の安全・安心に対する意識の高まりや鮮度へのこだわりなどに応え、今後とも本市から捕れたての新鮮な魚を安定して供給していくためには、新魚市場の整備は必要であることから、将来的にはHACCP対応を見据えた高度衛生管理型荷さばき所として、公設民営での建て替えを計画いたしました。

新魚市場の総事業費は7億8,000万円程度を見込んでおり、国と県の高率補助を受けながら、本年度に基本設計と用地測量、来年度に実施設計と地盤調査を行い、令和4年度から6年度にかけて、現在の場所で市場を開設しながら建設工事を行う予定としております。

なお、新魚市場につきましては、現在、魚市場東側に新たな市場を増築し、既存の市場を取り壊しながら西棟、中棟を建設するとともに、市場の北側にあります高潮堤防を改修し、来場者用トイレの整備や駐車スペースを拡張する予定であります。

次に、地域自主組織の結成についてであります。

人口減少をはじめとする社会情勢の著しい変化により、市民ニーズが多様化、複雑化し、地域の様々な課題の解決をしていくためには、行政だけでなく地域で活動する多様な主体が協働して、共に取り組む社会づくりを進めていく必要があります。

このことから、本市では公民館を単位とした地域自主組織の結成に取り組んでおり、平成29年4月に浦ノ内地区におきまして初めての地域自主組織が結成されております。

また、本年4月から上分地区におきましても、地域自主組織が結成され活動を開始することとなりました。これまで地域自主組織の結成に向け、御理解と御協力を賜りました上分地区の皆様

に、この場をお借りいたしまして改めて感謝申し上げます。

なお、吾桑地区につきましても、地域の皆様の御理解の下、結成に向け協議がされ、当初の予定からは少し遅れますが、令和３年度中の結成を目指し作業が進んでおります。

今後とも地域の皆様を中心とした地域づくりを進めていくために、地域自主組織の結成に向け取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

次に、海洋スポーツパーク構想の推進についてであります。

本市では、平成２９年度から、浦ノ内の豊かな自然環境を生かし、海洋スポーツ、スポーツツーリズムの推進及び障害者スポーツの推進を目的とした須崎市海洋スポーツパーク構想に取り組んでまいりました。

この結果、スポーツセンターの海洋スポーツ関連の利用者数は、平成２８年度は１万７，０６０人でありましたが、スポーツ大会やコモドウラノウチ、東京２０２０オリンピック・パラリンピックの事前合宿、大学や企業、競技団体の合宿誘致等の取り組みにより、令和元年度には約６，３００人増の２万３，４３３人と大きく増加してまいりました。

また、県外からの経済波及効果が３年間で約２億１，７００万円と推計しており、地域の活性化にも効果があったものと考えております。

そして、カヌー場体験学習施設が本年３月に完成予定となりましたので、完成後は関係団体の御協力をいただき、研修旅行や遠足、合宿等のさらなる誘致を進めるとともに、今後ともスポーツセンターの計画的な整備を行い、計画中の野外体験施設とも相互に連携を強化し、市民スポーツのさらなる振興や健康増進、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第３号につきましては、債権管理について一層の適正化及び効率化を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

市議案第７号につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬について改正するものであります。

市議案第１２号につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の特別な事情があると認められる場合には、施設の使用料を後納とすることができるよう改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を１５議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第１６号及び市議案第１７号の各会計の補正予算についての専決処分の承認、市議案第１８号から市議案第２８号までの令和３年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の当初予算案と、市議案第２９号から市議案第３５号までの各会計の補正予算案、合わせて２０議案を提出いたしております。

市議案第３６号から市議案第３８号までは、指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

そのほかの議案といたしまして、市議案第３９号から市議案第４７号までの人事に関する議案について提出いたしております。

以上、本定例会に４７議案を提出いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、

関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（高橋立一君） 続いて、議案の説明を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） おはようございます。

市議案第1号須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定につきまして御説明をいたします。

議案書の第1ページ、2ページでございます。本基金への積立ての原資につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により、漁業経営に支障を来している漁業者を支援するための利子補給に必要な経費の財源に充てるため、本基金条例を設置するものであります。

第1条で設置を、第2条では積立てについて、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で処分について定めております。第6条では委任規定を定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

○企画政策課長（北川幸一君） おはようございます。

市議案第2号須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書3ページ、4ページでございます。本条例は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する法人からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税及びまち・ひと・しごと創生推進事業への寄附のうち、当該年度の事業に充当できない場合に、後年度の事業に寄附金を活用するため一旦基金に積み立てる必要があることから、今回基金を設置しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条で設置について、第2条で積立てについて、第3条で管理について、第4条で運用益金の処理について、第5条、処分については、須崎市まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき実施された事業の財源について充てる場合に限るとしております。そして、第6条で、委任規定について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第3号須崎市債権管理条例の制定についてにつきまして御説明をいたします。

議案書は5ページから10ページでございます。本議案は、債権管理の一層の適正化及び効率

化を図るため、市の債権の管理に関する事務の処理につきまして、一般的基準その他必要な事項を条例で制定しようとするものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。第1条で目的を、第2条で定義として用語の意義を定め、第3条で他の法令との関係、第4条で市長の責務、第5条で台帳の整備、第6条で滞納者に関する情報の利用について規定いたしております。第7条、第8条では、債権回収のための必要な督促、滞納処分等について、第9条では、非強制徴収債権に係る強制執行等として取らなければならない措置について定めております。第10条では履行期限の繰上げを、第11条では債権の申出等を定め、第12条から第14条では、非強制徴収債権の徴収停止、履行延期の特約等及び免除について、そして第15条では債権の放棄について規定することといたしております。また、第15条第2項では、非強制徴収債権の放棄について議会への報告を義務づけるとともに、第16条で委任について規定することといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 市議案第4号須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書11から15ページでございます。この議案につきましては、上分地区で結成された地域自主組織により、地域づくりを進めていく上で上分公民館を生涯学習のほか地域課題の解決や地域振興を図るための活動拠点として利用可能な施設とするため、須崎市立上分交流会館として設置することについて、地方自治法第244条の2の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、第1条設置では、地域の活性化を図り、明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに、生涯学習を推進する施設として、須崎市立上分交流会館を設置するとし、第2条では名称、位置を、第3条、4条、5条では指定管理者による管理、業務、権限について定めております。第6条では休館日について、第7条では利用期間の制限、第8条では利用時間、第9条では利用の許可等、第10条では目的外利用等の禁止、第11条では利用の許可の取消し等について、第12条、13条、14条では使用料、使用料の減免、還付について、第15条から第21条までは利用者の責務、設置の制限、原状回復の義務、管理上の立入り、遵守事項、入場の制限、損害賠償を定めるとともに、第22条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしてあります。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項で、この条例の制定に伴い、須崎市立公民館及び学校使用条例に定めていた上分公民館の使用料の規定を削除することとしてあります。また、本条例の別表第12条の使用料につきまして定めることといたしております。

続きまして、市議案第5号須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について

御説明いたします。

議案書 16、17 ページでございます。この議案につきましては、須崎市立久通地域総合コミュニティセンターの指定管理者である高知県漁業協同組合久通支所の廃止に伴い、同コミュニティセンターの指定管理から市の管理へ戻すため、同コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

内容につきましては、第1条、設置では、地域住民の交流を図り福祉の増進に資するため、須崎市立久通交流会館を設置するとし、第2条では、名称、位置を、第3条では管理を、第4条では原状回復の義務を、第5条では損害賠償を、第6条では使用料、第7条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第6号須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明をいたします。

議案書は18ページ、19ページでございます。本議案は、令和3年度から小・中学校におきまして、1人1台の端末を活用し、高知県が構築予定の学習支援プラットフォームの利用が開始される予定となっており、当該システムでは、児童生徒が自由記述等によりまして情報を入力することがありますことから、当該学習情報の中に児童生徒の個人情報または要配慮個人情報が混入することにより個人情報の取得に該当する可能性があるため、事前に保護者に収集する情報の種類と用途を説明し、情報の収集を許可するか選択する機会を設けるため、高知県個人情報保護条例に倣い、本人の同意があるときに要配慮個人情報を取得できる規定を追加するとともに、人の生命、身体もしくは財産の保護または犯罪の防止のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときの2号を追加することによる一部改正を行うものであります。

第8条第2項を改め、第1号及び第3号の規定を新たに追加することといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

引き続き、市議案第7号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書20ページから22ページでございます。本議案は、県内自治体の状況なども踏まえまして、長期間据置きとなっておりました選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の報酬につきまして見直しを行い、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正しようとするものでございます。

21ページをお願いいたします。まず第1条で、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、監査委員の報酬をそれぞれ1,000円引き上げるとともに、農業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用最適化に係る補助金の活用を図り、さらに活動を後押しするための能率給について、市長が別に定める額を支給できるよう改正を行うもので

ございます。また、第2条では、農業委員会会長職務代理者を追加し、月額を2万2,000円とするとともに、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の月額を1万8,000円に改めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。また、第2条の規定は、農業委員会総会に合わせて、令和3年5月17日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第8号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書23ページ、24ページでございます。本議案は、令和3年度から職員駐車場使用料を徴収するに当たりまして、給与の一部控除で対応するため、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

須崎市一般職員の給与に関する条例第18条の3第1項に第7号として、職員が利用する駐車場の使用料の額を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第9号須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書の25ページから26ページでございます。この改正は、高知県が施行する急傾斜地崩壊対策事業に係る県工事分担金が、採択要件によりまして100分の5から100分の20を市から県に支払っております。このうち受益者の方から分担金として、現在、事業費全体に係る100分の5を頂いております。新規地区の事業着手時には測量設計に係る分担金を頂いておりますが、全対象者が工事を希望する場合は問題ありませんが、工事を施工しない受益者がいる場合には、その分担金を工事をする方が割って負担することになりますので問題となっております。事業に着手できない場合や受益者間の不公平が生じております。また、工事完成後の確定測量につきましても、受益者と工事施工箇所の地権者が異なる場合には分担金をどちらが負担するかで調整できず、用地確定ができない事例が起こっております。

このことから、急傾斜地崩壊対策事業の円滑な推進を図るため、測量設計、確定測量等の委託業務に係る分担金については受益者から分担金を徴収しないように改正を行うものでございます。

改正といたしまして、第2条の表に備考として「事業費とは、工事費及び用地補償費をいう」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 市議案第10号須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の27から30ページでございます。この議案につきましては、海洋スポーツパーク構想に基づき、現在、浦ノ内坂内地区に建設中であります坂内カヌー場体験学習施設が令和3年3月に竣工予定となったことなどから、須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第3条で横浪オートキャンプ場とカヌー場施設を併せてカヌー場とすることとし、第7条にカヌー場管理棟及び体験学習棟に連続して宿泊利用する場合の規定を追加しております。

別表第1の改正は、体験学習施設の使用料の設定とキャンプ場宿泊料等の規定の削除、体験学習棟並びに管理棟での宿泊使用料の設定等であります。

別表第2の改正は、ドラゴンカヌーの利用料金の限度額を1人1回当たり1,500円から1艇1回当たり4万円に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第11号須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の31、32ページでございます。この議案は、須崎市立公民館設置条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

第4条第2項については、公民館館長を非常勤の特別職から会計年度任用職員に整理したことにより削除するものでございます。第5条については、社会教育法第29条第1項において、公民館の運営審議会を設置については、任意設置である「置くことができる」に改正されており、これに合わせて同条中、「置く」を「置くことができる」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第12号須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の33、34ページでございます。この議案につきましては、公民館等の使用料は一部の施設を除き前納制となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設の利用自粛及び利用が中止となった場合、使用料の還付処理が発生したことを踏まえて、今後においては市民サービスの向上を目的として、特別な事情があると認められる場合には、文化会館やスポーツセンターと同様に、使用料の後納による対応を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第1条から第4条までのそれぞれの施設の使用料に関する条項について、「市長が必要と認めるときは、この限りでない」とのただし書を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

ます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第13号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書35ページから36ページでございます。

今回の改正は、介護保険法の規定に基づき策定いたしました令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の改正に基づき、介護保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書36ページをお願いいたします。第3条の改正につきましては、第8期の介護保険事業計画に基づき、保険料基準額は変更せず、第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和2年度から令和5年度までの各年度」に改めるものでございます。第6条の改正につきましては、保険料算定に係る当該年度の合計所得が租税特別措置法に規定される譲与所得等の特例控除申告により、控除後の額がゼロを下回る場合に「0」とするものでございます。

附則第7条中の改正は、第6条改正に伴う字句の整理でございます。

なお、附則といたしまして、第1条では施行期日について、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、第2条では経過措置として、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたしております。

続きまして、市議案第14号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書37ページから62ページでございます。今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことから、これに関係する4条例についてそれぞれ一部改正するものでございます。

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中において、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・度化防止の取り組みの推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性、持続可能性の確保を図るための内容となっております。

なお、本条例は、第1条で須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、第2条で須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、第3条で須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、第4条で須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をそれぞれ改正する内容となっております。

改正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底として、指針整備や研修及び訓練の実施、介護職の人員不足に対応するための職種及び人数制限の緩和、高齢者虐待防止のための措置に関する事項、介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、いわゆるハラスメント対策の強化、電磁的方法による記録等を可能とする事項や面会及び会議等の方法として、テレビ会議等ＩＣＴの活用、感染症及び非常災害発生時における業務継続計画策定等となっております。

それでは、３８ページ、まず第１条の一部改正につきましては、第２条改正により、利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備と従業者への研修実施等、第１５条では会議等においてテレビ電話装置等を活用した会議を可能とする事項、第２０条で虐待防止のための措置に関する事項、第２１条で業務継続計画の策定等、第２３条においては感染症の予防及び蔓延防止のための措置を、第２９条では虐待防止に関する事項を、第３３条においては電磁的記録等について規定されております。

続いて、４０ページ下段から５２ページ、第２条の改正につきましては、第３条及び第３２条、第４１条、第５６条、第６０条、第７４条、第１０１条、第１２３条、第１４６条、第１７０条、第１８８条に虐待防止のための措置に関する事項を規定しております。

第３３条において業務継続計画の策定、第１２４条では介護従事者の就業環境が害されることを防止するハラスメント対策についての必要な措置を、第１６６条においては栄養管理及び口腔衛生の管理を定めております。

また、雑則として、作成、保存その他これらに類するもののうち、本規定に係るものについては電磁的記録により行うことについて規定をしております。

続きまして、５２ページから５４ページ、第３条の改正につきましては、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項として、第２条、１９条、２８条にて定めております。

第２０条は感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等、第２２条では感染症の予防及び蔓延防止のための措置を、第３２条においては会議にテレビ電話装置等を活用することについて、また、第６章雑則として、記録の保存、交付について、書面に代えて電磁的方法によることができると規定をしております。

続きまして、５４ページから５９ページ、第４条の改正につきましては、第３条、第２８条、第３８条、第５８条、第８１条において虐待防止のための措置に関する事項等として改正をしております。また、第２９条では、介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置及び業務継続計画の策定等を定め、第３１条では非常災害対策としての訓練実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとしております。

第３２条では感染症の予防及び蔓延防止のための委員会の開催、指針整備、研修及び訓練の定期的な実施を定め、第７２条、第７３条、第７５条で認知症対応型共同生活介護事業所について、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進する観点から改正を定めております。

第５章雑則として、第９２条では記録の保存等に係る見直しとして、その保存及び交付等について電磁的方法を認めることを定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和３年４月１日から施行することとし、ただし、

第1条中、指定居宅介護支援等基準第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行するとしております。

また、第2条において虐待の防止に係る経過措置として、本条例施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条業務継続計画の策定等に係る経過措置として、条例施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置として、条例施行の日から令和6年3月31日までの間、第5条認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置として、条例施行日から令和6年3月31日までの間、第6条ユニットの定員に係る経過措置としては、施行日から当分の間、第7条では本条例施行の際に現存する建物の居室等について、改正前の地域密着型サービス基準第182条第1項第1号ア（ウ）②の規定要件を満たしているものについては従前の例によるとしております。第8条栄養管理に係る経過措置は、施行の日から令和6年3月31日までの間、第9条口腔衛生の管理に係る経過措置は、同じく施行の日から令和6年3月31日までの間、第10条介護老人福祉施設におけるリスクマネジメント強化として、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置として、条例施行の日から6月を経過するまでの間としており、第11条介護保険施設等における感染症の予防及び蔓延防止のための訓練に係る経過措置として、本条例施行日から令和6年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 市議案第15号須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

議案書63、64ページでございます。この議案につきましては同工房の土地所有者である社会福祉法人くすのきより、焼物工房の解体撤去の申出がございまして、同工房の解体撤去を予定しております。これに伴い、須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第16号専決処分の承認につきまして御説明申し上げます。

議案書は65ページでございます。令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページからでございます。終末処理場内雨水ポンプ場の3号雨水ポンプのエンジン過給機が故障し、運転に支障が出てきておりまして、早急に部品を発注して修繕する必要があることから、債務負担行為を専決処分させていただきました。

第1条で債務負担行為について定めるものでございます。2ページの第1表、債務負担行為と

して、雨水ポンプ場施設整備事業、限度額１，６５０万円、期間を専決日から令和３年度までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第１７号専決処分の承認につきまして御説明をいたします。

議案書は６６ページでございます。本議案は、令和２年度須崎市一般会計補正予算（第１０号）につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊令和２年度須崎市補正予算書（令和３年２月補正）、１ページをお願いいたします。補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策及び事業等の増加によるもので、歳入歳出それぞれ８，６９９万５，０００円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ１８８億５，７１５万９，０００円とするものでございます。

予算書２ページ、第１表、歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。第２款総務費は、地方創生臨時交付金事業といたしまして、マイナンバーカード普及促進事業費更正１００万円、第４款衛生費は、感染症対策事業費といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種のための事業費として１，５９９万５，０００円、第７款商工費では、年末年始にかけて実施いたしました飲食業支援に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障を来している事業者を支援するための事業者経営支援給付金給付事業７，０００万円の増額補正となっております。これらに充当いたします財源といたしましては、全額を第１５款国庫支出金８，６９９万５，０００円、補正計上いたしております。

詳細につきましては、３ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） この際、１０分間休憩いたします。

午前１０時５９分 休憩

午前１１時１０分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） それでは、市議案第１８号令和３年度須崎市一般会計予算について御説明いたします。

初めに、令和３年度の予算編成に当たりましては、財政規律を遵守した健全で持続可能な財政運営を基礎とし、第１０次須崎市行政改革大綱の基本方針にのっとり、一般行政経費の節減に努めるとともに、須崎市総合計画で目指す未来へつなぐ元気創造のまちの実現に向けて、限られた財源を重点的、効率的に配分した予算編成を行ってきたところでございます。

それでは、別冊予算書の１ページをお開きください。令和３年度の一般会計予算の総額は１４

6億4,000万円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による税収減や国勢調査による人口減に伴う交付税の減額など、歳入面ではマイナス要素もございますが、国庫支出金や県支出金などの特定財源確保や地方特例交付金の増額を見込むことなどによりまして、前年度比で2億円、率にして1.4%の増額となっております。

歳出における主な要因といたしましては、野外体験施設整備事業費や農林水産事業費における普通建設事業費が3億3,249万7,000円増額するとともに、すさきがすきさ応援事業費の増額により物件費が2億4,726万2,000円の増、基金積立てが2億2,502万4,000円の増となるなどによるものでございます。

また、一方で減額となる主なものといたしましては、義務的経費におきまして、人件費、扶助費、公債費ともに減額となり、前年度比2.5%、1億6,782万2,000円の減額。扶助費等におきまして、高幡東部清掃組合負担金の減額等によりまして前年度比25.8%、4億1,246万7,000円の減となっております。

まず、歳出から御説明いたします。6ページから8ページの第1表、歳入歳出予算の歳出をお願いいたします。なお、各款にわたります人件費につきましては119ページからの給与明細書を、債務負担行為につきましては125、126ページの調書、地方債の現在高は127ページの調書をそれぞれ御確認ください。

まず、第1款議会費は、議員人件費や職員人件費減などによりまして、前年度より3.1%減の1億1,844万1,000円となっております。

第2款総務費では、浦ノ内坂内地区に新設する野外体験施設整備に要する経費の増額や、前年度に引き続き地域の活性化や元気創造等に効果があると認められる事業を支援するまち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業、防災対策、すさきがすきさ応援事業費及び基金積立、移住促進事業などを継続することなどによりまして、前年度より8.2%増の31億4,608万7,000円となっております。

続きまして、第3款民生費では、社会福祉費において障害者自立支援給付費や障害者地域生活支援事業費が増額となる一方、少子化の影響による児童福祉総務費や児童措置費などの減額によりまして、前年度より1.5%減の45億8,145万1,000円となっております。

第4款衛生費では、母子保健や健康増進事業を継続するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業や猫対策事業の新規事業で増額となりましたが、高幡東部清掃組合施設の基幹改良に伴う負担金の減額などによりまして、前年度より7.3%減の9億2,466万8,000円となっております。

そして、第5款労働費は、シルバー人材センター運営補助金を計上いたしまして、959万7,000円となっております。

第6款農林水産業費では、新たに農業クラスター促進事業費及び魚市場建設事業費を計上するとともに、地域農業水利施設ストックマネジメント事業の大幅増や産地パワーアップ事業や安和漁港海岸高潮対策事業の継続などによりまして、19.3%増の8億2,842万3,000円となっております。

第7款商工費では、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金（県アクションプラン）や観光

促進のための地域おこし企業人負担金、観光漁業促進事業などによりまして、前年度より28.5%増の1億2,646万2,000円となっております。

第8款土木費では、道路維持費で新たに河川しゅんせつ工事費を計上するとともに、市単道路整備事業費の増額や橋梁改修のための道路メンテナンス事業、須崎総合高校通学路関連経費などによりまして、前年度より4.3%増の12億8,029万円となっております。

第9款消防費では、主に高幡消防組合負担金の減額などから、前年度より5.9%減の4億7,872万1,000円となっております。

第10款教育費では、児童の居場所づくりや学力向上、学校施設環境改善、児童生徒の安全に関する事業など、教育関連事業を継続するとともに、GIGAスクールサポーター配置促進事業や図書館等複合施設整備事業の新規事業などによりまして、前年度より1.1%減の11億5,273万9,000円となっております。

第11款災害復旧費は、前年度より714万7,000円増の9,169万6,000円。

第12款公債費では、元金で4,389万7,000円、利子では3,028万7,000円減額となり、前年度比3.8%減の18億7,104万円となっております。

第13款諸支出金は、巡航船事業特別会計及びバス事業特別会計への繰出金で2,038万5,000円。

第14款予備費といたしまして1,000万円を計上いたしております。

次に、これらに充当いたします財源といたしましては、2ページからでございますが、第1款市税につきましては、前年度より6.6%減の25億90万円となっております。

第2款地方譲与税は、前年度より3.7%減の1億5,474万3,000円。

第3款利子割交付金は300万円。

第4款配当割交付金は700万円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は700万円。

第6款法人事業税交付金は2,000万円。

第7款地方消費税交付金は、前年度より1%減の4億9,500万円となっております。

第8款ゴルフ場利用税交付金は600万円。

第9款環境性能割交付金は700万円。

第10款地方特例交付金は、前年度より大幅増の4,150万円となっております。

第11款地方交付税は、普通交付税を33億5,000万円、特別交付税を6億6,000万円見込みまして、前年度より2.4%減の40億1,000万円といたしております。

第12款交通安全対策特別交付金は250万円。

第13款分担金及び負担金は2,802万1,000円。

第14款使用料及び手数料は、10.7%減の2億3,600万2,000円となっております。

第15款国庫支出金は、8.6%増の21億2,131万3,000円。

第16款県支出金は、35.1%増の16億3,949万3,000円となっております。

第17款財産収入は597万5,000円。

第18款寄附金は、33.3%、3億円増の12億1,000円でございます。

第19款繰入金は、減債基金からの繰入れ1億8,000万円を加えまして、前年度より503万3,000円減額の6億2,354万5,000円となっております。

第20款繰越金は1,000円。

第21款諸収入は、前年並みの5,270万6,000円。

第22款市債は、災害復旧事業債や臨時財政対策債、緊急自然災害防止対策債などは増額となりますが、公共事業等や辺地対策事業債の減、防災無線のデジタル化に伴う緊急防災・減災事業債の大幅減によりまして、21.2%減の14億7,830万円となっております。

以上が歳入でございます。

次に、9ページの第2表、地方債でございますが、公共事業等から臨時財政対策債まで総額で14億7,830万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

また1ページに戻っていただきまして、第3条では、一時借入金の限度額を30億円とし、第4条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、10ページ以降の事項別明細書、また、令和3年度当初予算主要事業説明書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋立一君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

○企画政策課長（北川幸一君） 市議案第19号令和3年度須崎市巡航船事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書68ページ、別冊、令和3年度須崎市特別会計予算書1ページでございます。令和3年度須崎市の巡航船事業特別会計の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,784万2,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、2ページをお開きください。まず、歳出でございます。第1款巡航船事業費2,713万8,000円、第2款公債費20万4,000円、第3款予備費として50万円を計上いたしております。

これらに充当いたします歳入では、第1款事業収入80万1,000円、第2款国庫支出金629万2,000円、第3款県支出金では1,052万7,000円、第4款繰入金1,021万6,000円、第5款諸収入で6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

続きまして、市議案第20号令和3年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書69ページ、同じく特別会計予算書の13ページでございます。令和3年度須崎市のバス事業特別会計の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,855万6,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、14ページをお開きください。歳出から御説明いたします。第1款バス事業費1,759万7,000円、第2款公債費45万9,000円、第3款予備費50万円を計上いたしてお

ります。

歳入では、第1款事業収入418万6,000円、第2款国庫支出金378万2,000円、第3款県支出金38万3,000円、第4款繰入金1,016万9,000円、第5款諸収入3万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、15ページ以降の事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋立一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） 市議案第21号令和3年度須崎市スクールバス特別会計予算について御説明いたします。

議案書70ページ、別冊、令和3年度須崎市特別会計予算書の21ページからでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ882万2,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を600万円と定めております。

次に、22ページの第1表中、歳出でございますが、第1款スクールバス事業費を832万1,000円、第2款公債費を1,000円、第3款予備費を50万円計上いたしております。

これに充当する財源といたしまして、歳入、第1款使用料及び手数料を90万円、第2款繰入金として一般会計から792万2,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、23ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋立一君） 市民課長。

〔市民課長 松浦永治君登壇〕

○市民課長（松浦永治君） 市議案第22号令和3年度須崎市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

議案書71ページ及び別冊、令和3年度須崎市特別会計予算書29ページからでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,544万4,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、第3条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、31ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費は、職員の人件費などの総務管理費、国保税の徴税費、運営協議会費など、6,047万9,000円。

第2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金に20億9,950万8,000円を計上いたしております。

第3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、合わせて7億8,395万3,000円。

第4款共同事業拠出金は1,000円。

第5款保健事業費は、特定健康診査等事業費及び国保の保健事業費で3,935万1,000

円を計上いたしております。

第6款基金積立金は、財政調整基金の積立金といたしまして1,000円。

第7款公債費は、一時借入金利子として1,000円。

第8款諸支出金は、国保税の還付金等で215万円。

第9款予備費に1,000万円を計上いたしております。

続きまして、30ページを御覧ください。第1款国民健康保険税として5億6,444万3,000円を計上いたしております。

第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料などで40万1,000円。

第3款県支出金は、一般被保険者の医療費等に係る負担金及び補助金として21億2,356万8,000円。

第4款財産収入は、財政調整基金の利子として1,000円。

第5款繰入金は、一般会計からの繰入金で2億9,727万円。

第6款繰越金として1,000円。

第7款諸収入は、国保税延滞金などとして976万円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、33ページからの事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第23号令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書72ページ、別冊、須崎市特別会計予算書53ページからでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,401万3,000円と定め、第2条で、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、55ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費は、総務管理費及び徴収費として2,354万9,000円を計上いたしております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料などの納付金として3億8,886万2,000円。

第3款諸支出金は、保険料に係る還付金等として110万2,000円。

第4款予備費につきましては50万円を計上しております。

続きまして、54ページを御覧ください。歳入でございます。第1款後期高齢者医療保険料として2億7,108万8,000円を計上いたしております。

第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料などで10万1,000円。

第3款繰入金は、一般会計からの繰入金で1億3,122万2,000円を計上いたしております。

第4款繰越金としまして1,000円。

第5款諸収入では、保険料延滞金などで1,160万1,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、56ページからの事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 議案書73ページ、市議案第24号令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

別冊、特別会計予算書の67ページをお願いいたします。令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、第1条で、予算総額を歳入歳出それぞれ2,613万円と定めており、第2条では、一時借入金の最高額を5億円と定めております。

続きまして、68ページ、歳出から御説明いたします。第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費に465万円、第2款公債費に517万1,000円、第3款前年度繰上げ充用金に1,630万9,000円を計上いたしております。

これらに充当する財源といたしまして、歳入では、第1款県支出金、第1項県補助金421万2,000円、第2款諸収入、第1項貸付金元利収入2,191万6,000円、第2項雑入として2,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、69ページからの事項別明細書、地方債の現在高見込みに関する調書につきましては、73ページをそれぞれ御参照ください。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第25号令和3年度須崎市下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

議案書は74ページ、別冊、特別会計予算書の75ページからでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,009万2,000円と定めようとするものでございます。

第2条で、地方債につきまして、第3条では、一時借入金の最高額は1億円と定め、第4条で、歳出予算の流用について定めております。

77ページの歳出から御説明申し上げます。第1款下水道費4億3,146万4,000円につきましては、下水道施設管理に係る下水道総務費が9,196万4,000円、このうち、昨年4月より開始をしております公共下水道施設等運営事業費に係るものが3,986万7,000円になっております。また、下水道建設費が3億3,950万円、このうち、雨水管渠老朽化調査業務委託料が6,700万円、終末処理場内ポンプ場機械設備改築更新工事に2億5,000万円、終末処理場内ポンプ場過給機更新工事や雨水管渠更新工事などに2,150万円となっております。

続きまして、第2款公債費4億812万8,000円は長期債の元利償還金などで、第3款予備費につきましては50万円を計上しております。

これらに対します歳入につきましては、76ページ、第1款分担金及び負担金1,000円、第2款使用料及び手数料が372万8,000円、第3款国庫支出金が1億5,850万円、第4款繰入金が3億6,444万5,000円、第5款諸収入が1万8,000円、第6款市債が3億1,140万円になっております。

次に、77ページ、第2表、地方債につきましては、過疎対策事業が7,370万円、下水道施設整備事業8,380万円、資本費平準化債1億3,210万円、下水道事業債（特別措置分）

として2, 180万円としまして、限度額の合計を3億1, 140万円、利率を4.5%以内といたしております。

なお、詳細につきましては、78ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市議案第26号令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊、特別会計予算書の89ページからでございます。第1条、予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 250万8, 000円といたしております。

第2条で、一時借入金の最高額を900万円と定めております。

それでは、90ページからの歳出でございますが、第1款中ノ島漁業集落排水事業費713万4, 000円で、内訳は、第1項漁業集落排水事業費が497万5, 000円、第2項公債費が215万9, 000円でございます。

続きまして、第2款池ノ浦漁業集落排水事業費487万4, 000円で、内訳は、第1項漁業集落排水事業費が223万円、第2項公債費264万4, 000円となっております。

第3款予備費は50万円を計上しております。

次に、歳入でございますが、第1款使用料及び手数料は214万8, 000円、第2款財産収入が1万2, 000円、第3款繰入金は1, 034万8, 000円で、内訳は、第1項他会計繰入金が945万5, 000円、第2項基金繰入金89万3, 000円を計上しております。

なお、詳細につきましては、91ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第27号令和3年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

議案書76ページ及び別冊、令和3年度須崎市特別会計予算書の97ページでございます。

別冊、特別会計予算書の97ページをお願いいたします。令和3年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4, 300万3, 000円と定めようとするものでございます。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第3条で、歳出予算の流用について定めております。

それでは、100ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費は、職員人件費等の総務管理費、介護認定審査会費など、6, 298万6, 000円を計上しております。

第2款保険給付費は、前年度より5, 878万2, 000円減の25億1, 157万3, 000円。

第3款地域支援事業費は、前年度より430万4, 000円減の1億6, 591万円を計上し

ております。

第4款基金積立金は、財政調整基金の積立金として3万1,000円。

第5款公債費は、一時借入れを行った場合の利子として50万円。

第6款諸支出金は、償還金及び還付加算金といたしまして100万3,000円。

第7款予備費は100万円を計上しております。

以上、歳出合計は27億4,300万3,000円でございます。

次に、98ページからの歳入でございますが、第1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料として4億6,807万3,000円。

第2款使用料及び手数料は、督促手数料など、13万円を計上しております。

第3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金で7億970万5,000円。

第4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金で7億540万7,000円。

第5款県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で4億400万8,000円をそれぞれ計上しております。

第6款財産収入は、財政調整基金の利子として3万1,000円。

第7款繰入金は、第1項一般会計繰入金4億5,004万5,000円、第2項基金繰入金560万2,000円、合わせまして4億5,564万7,000円を計上しております。

第8款諸収入は、保険料の延滞金などで2,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては、102ページ以降の事項別明細書及び給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 水道課長。

〔水道課長 宮本文彦君登壇〕

○水道課長（宮本文彦君） 市議案第28号令和3年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書の77ページ、別冊、予算書の1ページからでございます。第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,420戸、年間総配水量を401万4,000立方メートル、一日平均配水量を1万990立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業の配水管布設替工事等を1億9,310万円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は、前年度比約0.6%増の6億4,653万9,000円、支出の第1款事業費用は、前年度比約2.5%増の5億8,529万9,000円としております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は、前年度比約3.5%増の2億1,950万円、支出の第1款資本的支出は、前年度比約17%増の5億1,560万4,000円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億9,610万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,632万5,000円、

過年度分損益勘定留保資金2億6,977万9,000円で補てんすることとしております。

2ページに移りまして、第5条、企業債でございます。起債の上限を上水道事業として1億9,400万円とし、借入金利を4.5%以内と定めるものでございます。

第6条、一時借入金は、その限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を8,370万2,000円とし、第8条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金を2,905万9,000円と見込んでおります。

第9条、たな卸資産購入限度額は50万円と定めております。

以上が概要でございます。

なお、3ページ以降には、予算に関する説明書といたしまして、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

議案書は78ページ、別冊、令和2年度須崎市補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ7億6,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億2,255万9,000円としようとするものでございます。

2ページからの第1表、歳入歳出予算補正でございますが、まずは3ページ、4ページの歳出から御説明いたします。第1款議会費は、職員人件費更正により350万円の減。

第2款総務費は、すさきがすきさ応援事業費及び応援基金積立金の大幅増額更正や国庫返還金、マイナンバー関連事業費の増額、また、人件費の減額更正などによりまして、6億5,657万9,000円の補正となっております。

第3款民生費では、障害児者支援関連の給付費や保育所の感染対策事業費で700万円の増額、後期高齢者医療関係における増額更正はありますが、事業費の確定や見込みにより、児童福祉総務費や児童措置費、老人福祉費、介護保険特別会計繰出金が減額になるとともに、人件費の減額補正などによりまして、8,170万1,000円の減額補正となっております。

第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制強化事業や検査協力医療機関特別対策事業1,700万円の増額及び人件費の更正減によりまして、530万円の補正となっております。

第6款農林水産業費は、農業費で産地パワーアップ事業費や農業経営継続補助事業、農産物集出荷施設等整備事業が増額、林業費では事業費確定による減額、水産業費では漁業事業持続化事業の更正増などによりまして、合計1億1,723万9,000円の補正となっております。

第7款商工費では、商店街調査事業や観光拠点等整備事業実施に伴い、5,468万5,000円の補正となっております。

第8款土木費では、地籍調査事業費及び下水道事業特別会計繰出金の更正減や国直轄の須崎港

湾改修事業費負担金増額などによりまして、１６３万円の減額補正となっております。

第９款消防費は、高幡消防組合負担金や非常備消防費の更正によりまして、１，４６１万５，０００円の減額補正となっております。

第１０款教育費は、教育総務費で主に人件費の更正による増額、小学校費、中学校費では電気料や地方創生臨時交付金事業の増額となっておりますが、修学旅行支援事業費やＧＩＧＡスクール構想環境等整備事業費の減額更正などにより減額補正、社会教育費では８３５万８，０００円の減額となっております、教育費全体で３０万１，０００円の減額補正となっております。

第１３款諸支出金では、バス事業特別会計繰出金を増額、水道事業会計繰出金を計上し、合計で３，３３４万４，０００円の補正となっております。

これらに充当いたします財源といたしましては、２ページ、歳入でございます。第７款地方消費税交付金は１，０２９万２，０００円の減額、第１５款国庫支出金は５８８万円の補正、第１６款県支出金は１億１，６６２万７，０００円、第１８款寄付金６億１万７，０００円、第１９款繰入金は１５万円、第２２款市債は５，３０１万８，０００円、それぞれ増額補正をいたしております。

続きまして、５ページからの第２表、繰越明許費補正でございますが、第２款総務費、第１項総務管理費、地方創生臨時交付金事業（出退勤等管理システム導入事業）１，７００万円をはじめ、７ページ、第１１款災害復旧費、第２項公共土木施設災害復旧費までの全５７事業につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加補正をお願いするものでございます。事業名及び金額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、８ページの第３表、債務負担行為補正でございますが、固形燃料化ごみ収集業務委託から上分交流会館指定管理業務委託までの業務委託をはじめ、事業、補助金、負担金、使用料関係、全１１事項につきまして追加をお願いするものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、９ページの第４表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、学校教育施設等整備事業、減収補てん債をそれぞれ記載のとおり追加し、過疎対策事業につきましては、限度額を１，６８０万円減額し、起債総額を２０億１，９６０万円に変更しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、１０ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書等を御覧いただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋立一君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

○企画政策課長（北川幸一君） 市議案第３０号令和２年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第２号）について御説明を申し上げます。

議案書７９ページ、別冊、令和２年度須崎市補正予算書、令和３年３月補正の３４ページでございます。今回の補正は、決算見込みによる歳入額の各款の額の更正で、第１款事業収入、第１項バス運賃収入５７万９，０００円の減、第２款国庫支出金、第１項国庫補助金２５万７，００

0円の増、第3款繰入金、第1項他会計繰入金32万2,000円の増でございます。歳入額の総額に変更はございません。

詳細につきましては、36ページ以降の事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 市民課長。

〔市民課長 松浦永治君登壇〕

○市民課長（松浦永治君） 市議案第31号令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書80ページ、別冊、須崎市補正予算書の39ページでございます。今回の補正は、歳入予算の新型コロナウイルス感染症に係る補助金や一般会計からの繰入金などの更正、並びにそれに伴います歳出予算の財源更正をするものでございます。

40ページを御覧ください。歳入でございます。第1款国民健康保険税35万5,000円の減額は、収入見込みによる更正でございます。

第3款国庫支出金445万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免分の更正でございます。

第4款県支出金463万9,000円の増額は、同じく新型コロナウイルスに係る国保税減免分の更正でございます。

第6款繰入金874万1,000円の減額は、一般会計からの繰入金の更正でございます。

なお、詳細につきましては、41ページからの事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第32号令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案書81ページ、別冊、須崎市補正予算書の45ページでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、総額をそれぞれ4億924万円とするものでございます。

46ページの歳出から御説明いたします。第2款後期高齢者医療広域連合納付金104万3,000円の増額は、保険料の納付見込みによる更正でございます。

続きまして、歳入でございますが、第3款繰入金として104万3,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の更正によるものでございます。

なお、詳細につきましては、47ページからの事項別明細書を御参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第33号令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書は82ページ、別冊、補正予算書の50ページからでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ193万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億793万5,000

0円と定めようとするものでございます。

51ページの歳出でございますが、第1款下水道費、第1項下水道費の193万円は、職員人件費更正減となっております。

これに対します歳入につきましては、第4款繰入金、第1項他会計繰入金1,853万円の更正減、第6款市債、第1項市債1,660万円の更正となっております。

次に、52ページ、第2表、繰越明許費、第1款下水道費、第1項下水道費、下水道施設整備事業費、単独は、終末処理場のマンホールポンプを修繕する部品の調達に時間を要したことから、472万2,000円を、補助事業といたしまして、公共下水道施設ストックマネジメント策定委託業務で調査をしております不明な雨水管渠の調査に時間を要していることから、1億202万7,000円を繰り越ししようとしております。

第3表、地方債の補正は、下水道施設整備事業といたしまして800万円を増額し、2,460万円とし、地方債の限度額を1億6,870万円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、53ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第34号令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

議案書83ページ及び別冊、令和2年度須崎市補正予算書の57ページからでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,282万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,442万3,000円としようとするものでございます。

それでは、59ページの歳出より御説明いたします。歳出につきましては、それぞれ決算見込みに基づきまして第1款総務費、第1項総務管理費221万円の減額、第3項介護認定審査会費182万5,000円の減額、合わせまして403万5,000円の減額でございます。

第2款保険給付費につきましては、第1項介護サービス等諸費6,128万3,000円の減額、第2項介護予防サービス等諸費373万2,000円を増額、第4項高額介護サービス等費535万6,000円の増額、第5項高額医療合算介護サービス等費100万円を増額し、合わせて5,119万5,000円を減額するものでございます。

第3款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費430万円の減額、第2項一般介護予防事業費767万5,000円の減額、第3項包括的支援事業・任意事業費562万4,000円の減額、合わせまして1,759万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、58ページの歳入につきましては、第3款国庫支出金を1,422万5,000円、第4款支払基金交付金を1,705万6,000円、第5款県支出金を674万7,000円、それぞれ減額し、第7款繰入金につきましても、第1項一般会計繰入金を861万7,000円、第2項基金繰入金を2,618万4,000円、それぞれ減額し、合わせて7,282万

9,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、60ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 水道課長。

〔水道課長 宮本文彦君登壇〕

○水道課長（宮本文彦君） 市議案第35号令和2年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書84ページ、別冊、補正予算書1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量の補正でございます。工事の確定または見込みによりまして当初より工事費が減額になりましたことから、主な建設改良事業の配水管布設替工事等を1,206万3,000円減額し、1億2,993万7,000円とするものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。決算見込みにより、収入につきましては、第1款事業収益、第1項営業収益を1,056万円増額し、総額を6億5,335万9,000円に、支出につきましては、第1款事業費用、第1項営業外費用を165万8,000円増額し、総額を5億7,241万4,000円とするものでございます。

続きまして、2ページ、第4条、資本的支出の補正でございます。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の決算見込みにより1,983万9,000円を減額し、総額を4億2,097万7,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億887万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,769万円、過年度分損益勘定留保資金1億9,118万7,000円で補てんすることとしております。

3ページ以降に補正予算実施計画書、事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 福祉事務所所長。

〔福祉事務所所長 井上幸一君登壇〕

○福祉事務所所長（井上幸一君） 市議案第36号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書85ページでございます。須崎市障害者社会参加促進施設の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、特定非営利活動法人ゆら・らを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 市議案第37号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書86ページでございます。この議案は、施設名称、須崎市立上分交流会館の管理等を地

方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市上分丙344番地の2、上分地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋立一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 市議案第38号指定管理者の指定につきまして御説明させていただきます。

議案書の87ページでございます。本議案は、須崎市立吾桑保育園の管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、社会福祉法人須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋立一君） 副市長。

〔副市長 松岡哲也君登壇〕

○副市長（松岡哲也君） 議案書88ページ、市議案第39号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、須崎市原町1丁目9番4号、尾崎恵子氏を教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

履歴書は、次の議案書89ページと90ページに掲載しております。

どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、市議案第40号から47号までの農業委員会委員の任命について、8議案を一括して御説明をいたします。

議案書は91ページからになります。これらの議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、農業委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案書91ページ、市議案第40号では、須崎市浦ノ内西分686番地、山口研氏を、履歴書は92ページにございます。

次に、議案書93ページ、市議案第41号では、須崎市安和2740番地、古谷武徳氏を、履歴書は94ページにございます。

次に、議案書95ページ、市議案第42号では、須崎市上分甲859番地1、谷脇裕二氏を、履歴書は96ページです。

次に、議案書 97 ページ、市議案第 43 号では、須崎市浦ノ内東分 1605 番地 3、中村哲幸氏を、履歴書は 98 ページにございます。

次に、議案書 99 ページ、市議案第 44 号では、須崎市押岡 453 番地、谷岡伸一氏を、履歴書は 100 ページです。

次に、議案書 101 ページ、市議案第 45 号では、須崎市吾井郷乙 1258 番地、堅田良明氏を、履歴書は 102 ページにございます。

次に、議案書 103 ページ、市議案第 46 号では、須崎市下郷 674 番地、鍋島雄一郎氏を、履歴書は 104 ページです。

最後に、議案書 105 ページ、市議案第 47 号では、須崎市神田 421 番地、中西修氏を、履歴書は 106 ページから 107 ページに記載しております。

以上の方を農業委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋立一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（高橋立一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日から 3 月 8 日までの 5 日間は、議案下審査等のため休会し、3 月 9 日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、明日からの 5 日間は休会することに決しました。

3 月 9 日の日程は、一般質問であります。開議時刻は午前 10 時。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0 時 11 分 散会

第465回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

第1．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1．一般質問

出席議員

1 番 豊島美代子君	2 番 宮田 志野君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 海地 雅弘君	6 番 森田 收三君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 大崎 宏明君	10 番 土居 信一君
11 番 吉野 寛招君	12 番 佐々木 學君
13 番 西山 慶君	14 番 松田 健君
15 番 高橋 立一君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 松岡 哲也君
会計管理者兼会計課長 國澤 豊君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企画政策課長 北川 幸一君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 西田 功君
地震・防災課長 久万 敏幸君	税務課長兼固定資産評価員 宮本 良二君
市民課長 松浦 永治君	長寿介護課長 吉本加津代君
健康推進課長 森光 澄夫君	環境保全課長 嶋崎 貴寿君
農林水産課長 楠瀬 晃君	建設課長 里見 浩志君
住宅・建築課長 小野修一郎君	福祉事務所長 井上 幸一君
水道課長 宮本 文彦君	教 育 長 細木 忠憲君
学校教育課長 北川 洋子君	生涯学習課長 岡本 憲仁君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局
主

長 小野 昌司君
監 堅田 智也君

次

長 池田知佐子君

午前10時 開議

○議長（高橋立一君）

ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高橋立一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。6番森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

須崎市野外体験施設について、絵に描いた餅にならないようにという思いから質問をしております。

1954年10月に浦ノ内村は合併して須崎市となりました。それ以来、様々な行政の要望も受け入れてきた地域であります。今はクリーンセンターと呼ばれていますが、70年代初めは醜い状況だったことが議会会議録に記されています。少し紹介してみたいと思います。

浦ノ内のホコラというところに須崎市のちり捨て場を設置いたしまして、1日に数台、ひどいときには数十台というような、須崎市全域のごみをそこに捨てておったわけですが、これには、腐敗物や危険物というものは薬品その他のことでありまして、爆発物ではありません、こういうものが混ざっておりまして、最初のうちには鶏の骨や、またわたまで、そういうものまで入っていたということも言われております。今日そういうものが堆積しまして腐敗し、海面にしょうゆ色した鼻持ちならないような汁が流れ出ている、こういうことで、引き潮時には大変なことだと、こういうふうに言われておりますが、近辺の貝はこういう悪水によってほとんど死んでしまって、この付近がもう取れないと、海を自分の生きるための糧として生活をしている漁民にとっては、まさにこれは重大問題でありますとあり、度々姿勢を正しているわけです。現在、JA本部がある場所にも、浦ノ内住民の反対に遭い、いつときはそこに捨てていたようですが、その地域の反対に遭い、再び浦ノ内に捨て場を求め、捨てては土砂で覆うを繰り返したようですが、環境問題が厳しくなり、現在の施設となったようであります。

路線バス運行の補助金の打ち切り、遠距離通園・通学を余儀なくされた、統合などを受け入れてきた浦ノ内にどのような認識をお持ちでしょうか、市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。御答弁申し上げます。

浦ノ内地区に限らず、どの地区も須崎市にとっては大切な地域でございますが、浦ノ内地区は、自然環境及びそれを生かした各種スポーツ施設など、非常に魅力的な地区であると認識をしております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） 魅力的なこの地に今度ロゴス社が進出しようということで、この以前にあった地域とのトラブル、こういったことが絶対に起こらないように、漁協、地域住民と対立を起こしてはならない、このためには地域への丁寧な説明が不可欠だと思うところでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おっしゃるとおり、当然地域振興に係る問題でございますし、浦ノ内地区地域自主組織もございますし、そのような中で説明を十分にさせていただいて、地域の方々によく理解いただいて、一緒になって盛り上げていっていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） それは当然のことではありますが、実際には自主組織に知らされていないと。何か最近、カヌー場の遊戯人口がだんだん増えてきていると、そういう自主組織のまちづくり部会でお話が出たわけですが、森田よ、もっとこの浦ノ内のカヌー場辺りの整備を働きかけてくれと。やっぱり多くの市民、住民っていうのは議会広報もあまり見ていないし、この議会のケーブルテレビもそんなには見ていないわけです。やっぱりこういう大きな計画をするに当たっては、まずは、そういう組織が先ほど言われたように存在するわけですから、いち早くこの計画が出た時点で私は説明すべきでなかったかと思うわけですが、いつ頃この地域に説明をするお考えなのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的に、今議会に予算案を上程させていただいておりまして、まだ計画自体がどのようなものになるかという段階でございます。具体的な話につきましては、プロジェクト推進室長から答弁をいただきます。

○議長（高橋立一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 奥田史雄君登壇〕

○プロジェクト推進室長（奥田史雄君） それでは、御答弁を申し上げます。先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、現在、ロゴス社との間で基本構想と基本設計を作成する作業を鋭意行っているところでございまして、そこで具体的なプランが固まってきましたら、関係者への説明を予定をしております。今のところ、その地元である坂内地区、それから先ほど御指摘があった浦ノ内地区地域自主組織、自主組織に関しましては、私どもは浦ノ内の海洋スポーツ振興のための

協議会をつくっておりまして、行政と民間が入っている、この中でも計画自体は、概要については御説明をさせていただいているところでございまして、なお計画が固まってまいりましたら、そういった説明も丁寧にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 了解いたしました。浦ノ内出身の先輩議員は、この議会の枕言葉によく山紫水明という言葉を使って質問に入る先輩議員がいたわけですが、私は、今日は、横浪スカイラインから浦ノ内を眺めた情景を少し例えてみたいと思います。横浪スカイラインに立ち、南の太平洋を見渡せば、行き交う貨物船、漁船、プレジャーボート、眼下には岩場に打ち碎ける銀波金波、振り向き北を見渡せば、はるかかなたに見える石鎚山はじめ、県境の連山、眼下には波静かな横浪三里、自慢できる大パノラマと言えるのではないのでしょうか。近年は海の透明度も、冬場、私が幼少の頃に近い状態に戻ったように思うところです。3メートルないし4メートル下で蛸殻が光って見える光景は、内海特有の心を癒やされるものです。透明度が増した要因には、海をきれいにする作用があるとされておりますアサリの復活也大いに貢献しているのではないのでしょうか。

このような下、野外体験施設整備計画が提案されたが、整備するに至った経緯についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 野外体験施設の整備を計画するに至った経緯につきましてお答えさせていただきます。

現在、高知県では、市町村の観光関連事業に民間企業の専門的な知見やノウハウを導入促進するため、官民連携の推進に取り組んでおりまして、その取り組みの中で今回、大阪府に本社を置くアウトドアメーカーである株式会社ロゴスコーポレーションが高知県内でアウトドア施設の整備候補地を探されているとのことで、高知県から本市に御紹介をいただきました。その後、ロゴス副社長などの視察を受ける中、市立スポーツセンターカヌー場の周辺での事業展開に関して、前向きな意向や御提案をいただくことができまして、昨年11月27日、高知県にも立会いをいただき、同社との間でアウトドアを生かした地域活性化に関する包括協定を締結したところでございます。本協定では、相互に連携を強化し、アウトドアを生かして双方の保有する資源を有効に活用することにより、人と自然をつなぎ、地域活性化を図ることを目的としており、その取り組みの第一弾として、同社の企画、提案を踏まえ、野外体験施設の整備を計画するに至ったものでございます。

須崎市では、これまで風光明媚な浦ノ内湾を活用した須崎市海洋スポーツパーク構想の取り組み、同じく浦ノ内湾を活用した、宇佐地域と連携した渚泊の取り組みなど、基盤整備を図りながら地元の皆さんの御協力を賜り、受入れ体制も整備を図りながら取り組みを展開してきたところでございまして、交流人口も飛躍的に上昇してまいりました。修学旅行の民泊やスポーツ合宿を

除いて、滞在時間が短いということが課題でございましたので、今回の野外体験施設の整備に当たり、ロゴスブランドと集客力を活用して、今までとは違うお客様の、全国からの来場が期待でき、滞在時間も延び、地元の事業者との連携したコラボ企画や商品の販売により市内事業者への波及効果などが考えられ、大きな期待を寄せるものでございます。来場いただいた子供さんたちがわくわくして、そして楽しめる、リピーターとしての来場率も高い、そんな施設になることを楽しみにしておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 全員協議会場で示された計画図を見ると、本当に素晴らしい施設ができるんじゃないかなという期待を膨らませるところですが、どれぐらいの集客を見込んでいるのか、そして収支の見込み、経済波及効果についてお尋ねいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、集客人数及び収支見込みについての御質問でございますが、現在、ロゴス社に基本構想の策定を委託をしております、鋭意作業をしていただいております中でございまして、その中で検討いただくようにいたしております。なお、ロゴス社には、集客人数について、県内のアウトドア施設の集客人数も参考にいただきながら検討をいただけるようお願いをしておりますが、私の考えといたしましては、ぜひロゴス社の独特の世界観の表現により、ほかのキャンプ施設にはないような施設の構想を策定いただき、多くの皆さんに訪れていただくような施設としたいと考えておまして、収支見込みにつきましても、多くの皆さんにお越しいただくことにより、本市にとって負担の少ないような野外体験施設を整備したいと考えております。

また、経済波及効果の御質問につきましては、12月議会でもお答えをさせていただきましたが、現在、浦ノ内地区では、ジビエ浦ノ内企業組合によるイノシシ肉の販売や地元漁業・農業者による魚介類や農産物の販売が活発に行われておりますことから、アウトドア施設に来訪いただいた皆さんには、バーベキュー等でそれらの地場産品を利用していただいたり、また、同社では様々な企業などとコラボ商品も開発されておりますことから、地元事業者との連携による商品開発などについても期待をすることでございまして、さらに、今回のアウトドア施設の整備によりまして、市外、県外から多くの皆さんに訪れていただけるということから、市内各場所にその流れが波及することによる経済波及効果が期待できると考えております。この波及効果に関しましては、整備内容が固まり次第、算出したいと考えておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 財源及び総事業費についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回の野外体験施設の整備に係る財源及び総事業費につきましては、高知

県の観光施設等緊急整備事業を活用させていただきまして、その事業の補助金限度額が上限3億円となっており、補助率3分の2でありますことから、キャンプ場としての整備費用につきましては、12月補正に計上した額と合わせまして4億5,000万円を目安と考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 市の財源として、どれを充てようとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市の財源といたしましては、過疎債を予定をしております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 過疎債だと、7割を後に償還すればいいということですが、3割は市の負担ということで、この施設というのは、地域の自然を生かすとか子供たちの成長を願うという目的で、多額の今、ふるさと納税といいたすでしょうか、寄附が来ているわけですが、これを充てる、一部でも充てるようなお考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 大変ありがたいふるさと納税を全国から多額の納税をいただいて、本当に心から感謝をしておるところでございます。このふるさと納税のすさきがすきさの基金の活用につきましては、まずは財政論になりますが、例えば過疎債が活用できるものについては、先ほど森田議員がおっしゃいました、7割が交付税と算入して返ってくるわけでございます、その当たるものに基金を充てるということは、財政上、やはり、その7割交付金算入のほうで須崎市にとって有利であろうと考えております。そういうような適債性のない、どうしてもやりたい事業、市民のためにやる事業に関しまして、その基金を充てていくというのが基本的な考えでございます。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 海洋スポーツと完成される野外体験学習と、そして遊具施設、これについての位置づけという、これはどういうふうに捉えたらよろしいのかお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これまで須崎市では、海洋スポーツパーク構想の推進によりまして、海洋レジャーにつきましては、夏場の海上アスレチックの利用など、年々市外などからの来訪者が増えてきておりまして、また、海洋スポーツにつきましても、県外からのカヌー合宿の誘致により、冬場などを中心として、多くの団体や個人の皆さんに御利用いただけるようになり、一年を通じて多くの皆さんに本市に訪れていただけるようになりつつあると考えております。

一方、このたびの野外体験施設の整備によりまして、ロゴス社のブランドを最大限に活用させていただき、全国各地からお客様の来訪が見込まれますし、滞在時間が延びることでの経済効果も期待をしておるところでございます。地元産品の販売や地元漁業・農業者による魚介類や農産品の売上げアップが期待をできまして、同社では、様々な企業などとのコラボ商品も開発されておりますことから、新商品の開発などについても期待をするところでございます。

海洋スポーツパーク構想の中で整備してまいりました海上アスレチックやバナナボート、サップボードなどは、キャンプに訪れた方に楽しんでいただくことができると思いますし、キャンプ場周辺において、レジャーカヌーなどに親しめる仕組みづくりも行っていきたいと考えております。また、キャンプ場は冬場のカヌー合宿の利用者にも利用していただけるものとなっておりますし、ワーケーションの広がりによる企業人の利用の誘致活動も進めてまいりたいと考えております。

一方、遊具の整備につきましては、ロゴス社からは、京都府城陽市で運営しているロゴスランドにおけるふわふわドームが人気を博していることから、この遊具の設置の提案があっておりまして、市といたしましては、この遊具だけでなく複合遊具の設置も想定しておるところでございます。遊具の整備に関しましては、平成30年度に須崎市が行った就学前及び小学生を持つ親を対象に行った子育て施策に関するアンケート調査において、子供が遊びやスポーツができる施設や公園を増やすことのニーズが高い割合となっております。野外体験施設の整備と併せ、整備したいと考えております。この遊具施設は無料を想定しておりまして、キャンプサイトの利用者はもちろん、日帰りで訪れる市内外のファミリー層の利用も期待できるものと考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） 私もこの計画が持ち上がったときに、保育園の父兄にお願いしてアンケートを、今はスマートフォンで縦のラインができているということで、多くの父兄にアンケートを取ったわけですが、おおむね歓迎の声があったと。そして、中途半端なものじゃいけないと、どうせやるんなら、土佐市にあります、あの南風の里の反対側、あれ以上のものはつくってほしいという要望も記されておったところです。本当にふわふわドームっていうのは人気が高いわけで、高知市から同じような遊具がもしあるとすれば、やはり近いところへ寄るわけで、より集客力高めるには、いろんなやはり遊具の設置調査をして、どのようなものが人気があるのかを考慮して設置をしていただくように要望もしておきたいところです。

やはり、この坂内地区へ、この津野山筋、また仁淀川筋、四万十町をはじめ、近隣の市町村からより多くの集客によって、この須崎のまちにも当然帰りには寄っていただく、こういうようなことも当然想定されるわけですので、具体的にもうちょっと踏み込んだ御答弁はないでしょうか。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員と同じ思いでございまして、やはり、ロゴス社の理念といいますかも、ファミリー層に手ぶらで来ていただいて野外体験を楽しんでいただくというのがロゴス社の理念の一つでございます。いわゆるプロのキャンパーとかアウトドアのプロの方ではなくて、

本当に一般の方でも気軽に来て野外体験を楽しんでいただくと、そういう場所にしたい、我々も同じ思いでございまして、そういう意味では、キャンプ施設プラスそういう人気のある、あるいは楽しんでいただくような遊具、これ設置場所も含めまして、今のスペースでひょっとしたら足りないかもしれない、そういうことも考えながら、ロゴス社と相談して展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） この坂内地域っていうのは、本当にまだ自然が残っているというか、復活しているんじゃないかと思うところなんです。川にはホタルの幼虫の餌がやっぱり数多く見られるわけで、夏場だと、やっぱりそういうキャンプに訪れた人、地元の人がホタルが飛んでるよというようなことでね、やっぱり心癒やされる桃源郷のような地域だというふうにぜひ思っていたきたいというのが私の願いであります。

次に、横浪スカイラインが開通してから、浦ノ内湾には浮かぶレストランが最高時で6件営業していたことは市長も御承知のことだと思います。坂内運動公園の利用者の利便性と地域の活性化を考えたときに、現在、最後の海に浮かぶレストランが12月で閉鎖されて、浦ノ内は食堂と言えるような施設が1件もないということから、やはり飲食を提供する、先ほど述べられたように、物品販売、これをする施設が不可欠ではないかと、そのように思うわけです。整備計画についての考えはないのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員の御指摘のありました、その海上に浮かぶ貝料理屋さんにつきましては、新たな経営者によって再開されるということをお聞きしております。そして、今回計画するキャンプ場の入り口には管理棟を配置する予定でございまして、キャンプに来られたお客様の受付やキャンプ用品の貸出し、初心者へのキャンプ生活のレクチャーを行う機能、そして、食堂はございませんが、朝食やアイスクリームを店頭販売する方式での物販の実施、そのほかキャンプ用品の販売や地元商品などの販売を行うショップが提案されております。また、キャンプサイト利用者や利用者以外の家族や友達などのグループが利用できるバーベキューサイトとして、現在整備中の体験学習棟の一部を活用して行うことが提案されております。そのほか、地元の方や企業との連携も図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） キャンプへ来た人には、浦ノ内には乙女鯛とか海援鯛があるわけですが、塩釜体験もぜひこういうメニューにも加えていただいて、この低迷する魚価にやっぱり少しでも貢献できる、そういったメニューも工夫して提供していただきたいという思いです。

体験宿泊施設が本山町、越知町、土佐清水に開設されていると思うんですが、地元に潤いを持たせるところには至ってない、そういう声を聞くわけです。一過性で終わったでは大きなお荷物となることもあり得るところであります。そうならないように、提案として、キャンプ場、運動

公園、カヌー場を利用した人たちが、また来たいと思っていただく、そのためには中途半端なことではいけない。地域の理解とお遍路さんで培われたお接待の心、こういうものは、このお遍路沿線の方たちは強い心を持っているわけです。運営に関わる従業員の、また接客が非常に大事になってくるわけです。教育指導の徹底、住所変更をさすことで本気度も違ってくる、こういうふうに考えるところですが、これについての御所見をお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この計画しております施設の管理運営は、ロゴスコーポレーションに担っていただきたいと考えておりまして、須崎市といたしましては、専門的な知識と技術、経験を持っておられるロゴス社から職員を派遣いただく方向で調整を行いたいと考えております。また、地元で従業員を雇用いただき、接客や運営のノウハウを注入いただき、人材育成を図っていただきたとも考えております。派遣いただく職員には、こちらで生活をされる間、須崎市の魅力を存分に体験していただき、その魅力を社内で共有いただき、将来にわたりこちらに住みたいと思っただけよう、ロゴス社の職員との連携や交流を深めていけたらというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） ぜひ、地元の雇用も多くなるような、そういう運営の方法を取っていただくように要請していただきたいと思います。

続きまして、コロナ感染の対応について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に苦しむ事業者が多いところですが、被害状況をどのように認識されているのかお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 市内商工事業者への影響についてでございますが、昨年12月に商工会議所が実施した新型コロナウイルスの影響に関するアンケート結果によりますと、回答のあった322の事業者のうち、およそ4分の3の事業者において売上げが減少し、約2割の事業者からは、今後影響が長期化することとなれば、事業を継続することは困難となり、一部の事業者においては廃業も検討せざるを得ない状況になるとの声も寄せられております。これらの影響は幅広い業種に及んでおり、中でも飲食業や宿泊業、また、鮮魚を含む卸売業等において特に顕著に表れており、全般的にも影響の長期化から経営体力の消耗や低下が認められる状況でございます。以上です。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 非常に厳しいアンケート調査が出ているわけです。コロナの終息がなかなか見えてこない、ますます経営に苦しむ、こういった事業者が大変今後もボディーブローのように効いてくる、こういうことは予想されるところです。現在実施している事業者経営支援給付金

事業について、受付期間をもう少し延長しないのか、また、新たな支援策は考えていないのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 現在、約800の事業者を対象として実施いたしております須崎市事業者経営支援給付金事業につきましては、3月8日現在、117事業者に対して1,696万円余りを給付決定いたしており、随時申請書の提出を受け付けているところでございます。今後の申請書提出状況にもよりますが、現在のところ、この事業についての申請期限は3月19日といたしておりますので、お早めの申請書提出をお願いいたしたいと考えております。

また、新たな支援策につきましては、感染の状況と事業活動への影響程度を踏まえながら、適宜有効策を探ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） この支援事業は事業者ということで、農業・漁業者が対象になっていないわけですが、減収幅っていうのは、農業のキュウリなんかで見ると、前年度から50%低い方も非常に多いわけです。シシトウなんかもそうだと思うんですが、こういったものに事業者と農業者と分ける必要があるんでしょうか。今もう申告する時期に来ているんですが、結局消費税率の関係で、農業も第2種に繰り上がって、8割の経費を認めてもらえると、そういう制度に変わっているわけで、この事業者と農業者を区別することなく、同じようにその市の今回の支援事業に当てはめられれば受け入れると、そういうことは考えられるのか、その辺りで市長、いかがですか。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市役所が、例えば商工業、農業、漁業がどういう状況であるかということ情報を連携しておるのは、商工業でありますと商工会議所、農業でありますとJAさん、漁業でありますと漁協さんとの話の中で支援策を決定してきておるところでございまして、現状では、農業の方には農協さんと一緒に減収幅の多いものを作っておられる方に対しての支援を予算計上しておるところでございまして、漁業に関しましては利子補給等の支援策ということで、今、現状では考えておりまして、個別に支給という話は、今後ますます状況が悪化するとか、そういうことを見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） よろしく検討していただきたいと思います。

国の支援策の周知についてお聞きいたします。

コロナ感染による特例措置で、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免及び支援資金貸付事業について、市民に十分周知されているとは思われないところであり、課題があると認識、私はしているわけですが、今後の周知方法について、どのような考えをしているのかお尋ね

いたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免につきましては、これまでそれぞれのホームページや広報などに複数回掲載いたしまして市民の皆様方に御案内してきたところでございます。また、チラシも作成し、当初から納税通知書などに同封するなど、個別に周知も行ってまいりました。さらに、いずれかの減免申請に来られた方につきましても、ほかの減免の対象と思われる方につきましてはそれぞれ案内を行うなど、税務課、市民課、長寿介護課で連携しながら周知を行ってきております。現在、確定申告会場におきましても、壁に大きな文字で案内を掲示するとともに、口頭でも減免申請について案内を行っておりまして、申告と併せて減免申請を行った方もいらっしゃいます。

次に、総合支援資金の貸付けにつきましては社会福祉協議会が担当しておりまして、これまで国、県によるテレビ、新聞などマスメディアの活用や社協だよりへの掲載、公共施設などへのチラシ配布など行ってきたところでございます。これからも減免、貸付けにつきましては、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田收三君登壇〕

○6番（森田收三君） 社協だよりが届く頃には、なかなかこの制度の締切り、それが重なって、効力を発揮しないというようなことも聞いたところです。積極的にやっぱり広報活動をして、多くの市民を救うと、そういう徹底した考えの下に今後の広報活動の周知を要望しておきます。

保育料についてお聞きいたします。

昨日の新聞報道で、県下市町村の出生率の記事が掲載されていまして。県下で一番人口の少ない大川村が他の自治体と比べ、群を抜いておりました。ゼロ歳児からの保育料無料が大きな要因ではないかと思うところです。コロナ感染症の影響により苦しんでいる若い世代の方々が須崎に住んでみたいと、そして住み続けたいと思う施策、保育料の無料化、須崎市は他市に先駆けて第2子からの保育料の無料化も実現したわけです、いろんな子育て支援をしているさなかではあるということは承知の上で、保育料の無料化を検討してみないのかお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 保育料に関しましては、令和元年10月からの国の無償化によりまして、3歳以上の全世帯及びゼロ、1、2歳の非課税世帯が無償となっております。また、須崎市におきましては、独自の政策によりまして、平成29年度より第2子以降については無償としております。こういった状況でございまして、大半の児童は無償となっております、全面的な無償化につきましては、本市の今後の財政状況等、また国の動向等も勘案する必要があると考えております。

なお、森田議員のおっしゃられるとおり、若者世代が住み続けたいと思うような施策につきましては、いろんな御意見も頂戴しながら、さらに充実をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） コロナ禍における市長の所見についてお聞きしたいと思います。今回の質問では、国の政治については言及しないつもりでしたが、これほど自粛や経営で苦しんでいる人たちが多く、国会議員あるいは官僚の無法があまりにもひどい、そういうことから問うものであります。

飲み会は絶対に断らない、国権の最高機関である国会の招致は平気でドタキャンする、菅首相の長男が勤める東北新社から2019年11月に、約7万4,000円のステーキや海鮮料理の飲食接待を受けていたことが発覚し、山田広報官は体調不良を訴え、入院、官房長官に辞意を伝えたという。都市再生機構の土地売却を巡って違法献金が発覚した甘利経済再生担当大臣は、睡眠障害。鶏卵大手フーズから現金を受け取って在宅起訴された吉川農林水産大臣は、慢性心不全。参議院選を巡る買収事件で有罪判決を受け、議員辞職した河井案里元参議院議員は、適応障害。所属議員の不祥事が発覚するたび病名をつけて、治療を理由に本人を雲隠れさせてその場をやり過ごす、こういうことが度々行われる、これでは政治不信は募るばかり。このコロナ禍で苦しんでいる国民、市民を考えれば、こういったことは絶対にあってはならない、こういうふうに思うところですが、市長はこの点について、どのような感想というか御所見をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このコロナ禍、とりわけ緊急事態宣言が発令されておるという中での国会議員の問題行動につきましては、幾つか非常に残念な報道もあったところでございますが、国民の皆様をお願いとして一定の制限を強いている状況におきましては、率先垂範となる行動を考えていただきたいと思いますとおるところでございます。また、官僚の接待問題につきましても、早急に綱紀粛正によりまして、県や市町村など、地方の模範となっていくことが肝要であるというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） ぜひそうあっていただきたいと、そのように思うところです。

その他の点についてお聞きいたします。県道須崎仁ノ線の整備なんです、浦ノ内の住民会議を開きまして、2年ほど前だと思うんですが、仮称深浦トンネルを後回しにして、やはり交通量が多い坂内地域、あるいは野見・大谷方面から東分を通り鷹の巣へ抜けるルート、こういう運搬車の車両が多い。ということで、協議の結果、優先順位を浦ノ内のトンネルに、鳥坂トンネルでしょうか、優先順位を変更したところです。その一方、東部地域の2車線化を要求して、整備の要望も県に出向いて行ったところでありますが、この須崎仁ノ線の整備の現在の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。県道須崎仁ノ線の整備につきましては、平成元年度から浦ノ内地区地域自主組織と協議を進めてまいりまして、仮称深浦トンネルを最優先として要望してきておりましたが、浦ノ内湾を活用した海洋スポーツ構想としての合宿誘致にも取り組んでおりますことなどから、交通量も増加し、現況のトンネルでは大型車両のスムーズな通行ができないことや歩行者の安全確保ができないことから、鳥坂トンネルの新設を最優先の要望として、昨年6月には高知県土木部長に要望をいたしております。

また、昨年12月定例会で森田議員より質問をいただきました浦ノ内埋立地区の狭い箇所へのカーブミラーの設置につきましては、現地に同行していただきまして、須崎土木事務所に要望しておりましたが、確認しますと、地権者の同意もいただければ、3月末日までには設置できるようになっておるとお聞きしております。

また、鳥坂トンネルの整備に向けた委託費や仮称深浦トンネルに係る測量用地費、また深浦地区から灰方地区までの現道拡幅に係る委託費等を予算要望しているようにお聞きしております。

また、以前から市政懇談会などで狭く危険として拡幅要望をいただいております深浦地区の漁協前につきましても、用地関係者との協議をしてまいりまして、地元関係者、土地家屋の所有者から内諾をいただきましたので、整備に向けて須崎土木事務所に要望をいたしております。以上です。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6番（森田収三君） 最後に、横浪スカイラインの環境・景観保全を求めることが関係者から出されております。どのような手段が考えられるのかお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、横浪スカイラインの不法投棄につきましては、現在、市の不法投棄対策だけでなく、高知県においても福祉保健所の廃棄物監視員による定期的な巡回パトロールや不法投棄防止看板の設置、土木事務所の道路維持管理業務としての木の伐採や草刈り及び道路に投棄されたごみの回収、また、須崎警察署においては不法投棄の取締り、そして、浦ノ内地区地域自主組織や明徳義塾中高等学校におかれましては、クリーンキャンペーンを実施していただいております。

しかしながら、横浪スカイラインは、道路ののり面が崖でございまして、場所によってはごみの回収が困難なため、回収できずに景観を損ねている場所もございます。また、不法投棄されたごみには、一部生活ごみもございますが、主に缶やペットボトル、弁当のからなどが路線全域にわたって投棄されていることから、投棄者を検索することは非常に困難な状況でもございます。そうしたことから、今なお不法投棄が後を絶たない状況は続いているものと認識をしておりますが、今後におきましては、まず、前段で申し上げました関係機関とこれまで以上により一層連携しながら、さらなる不法投棄対策の強化に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 森田さん。

〔6番 森田収三君登壇〕

○6 番（森田收三君） 以上で質問を終わります。

○議長（高橋立一君） この際、10 分間休憩いたします。

午前 11 時 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。1 番豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 通告の順番を少し変更いたしまして質問をいたします。よろしくお願いを申し上げます。

順番の変更ですが、市長の政治姿勢についてのところでの 2 番目、②の部分最後のその他のところで質問をさせていただきます。また、大きな 2 番目の介護保険など高齢者福祉に関してのところと、その後の債権管理条例に関しての部分の順番を変更して質問をさせていただきます。そして、一部割愛のところもありますが、ほんの少しです。

それでは、最初に、市長の政治姿勢について質問をいたします。

コロナの感染拡大から 1 年が経過しました。全く終息の兆しが見えません。政府のコロナ対策分科会の尾身会長は、参議院予算委員会で、年内に人口の六、七割がワクチン接種を受けると仮定しても、恐らく今年の冬までは感染が広がる。コロナの終息、この終息の「終」は終わりの終息ですが、さらに 1 年、あるいはさらにもう 1 年たち、季節性インフルエンザのようにそれほど不安感がなくなれば、終息となるとの考えを示されました。これからどうなるだろう、国もコロナで多大な支出になったので、国民に増税を求めたり、年金がさらに下がったりするのではないか、75 歳以上の医療費窓口負担を現在の 1 割から 2 割にする法案は本当に決まるのだろうかなど、不安ばかりが募るとの市民の声をたくさんお聞きしているところです。

当市の財政状況ですが、市長の努力の積み重ねで基金の増額が続くなど改善し、評価をしますところ。基金残高は、平成 27 年度末決算で 14 億円、令和元年度末決算で 32 億円、4 年間で 18 億円基金が増えています。基金が増えるとは、見方を変えれば、提供できる市民サービスを抑えた結果とも言えます。令和 2 年度、3 年度は税収が大きく落ち込むことはほぼ確実でしょう。そのような状況下でハード事業計画が幾つか具体化しています。コロナ禍で暮らしが厳しい市民の負担軽減につながる取り組みをどう進めようとされているのかお聞きします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、基金が積み上がっている状況を市長の努力という表現をいただきましたけども、私の努力というよりは職員全員の努力、あるいは議会議員の皆様の努力、おっしゃいましたように、市民の皆様の御努力によって積み上がっているものというふうに認識をしております。

現下の財政、当市の財政状況につきましては、各財政指標、例えば実質公債費比率、将来負担

比率等々の指標を見ましても、県下34市町村の中で、まだ下位、下のほうでございまして、まだまだ危機的な状況を脱出した、脱出はしたかもしれませんが、トンネルに例えますと、出口がぼんやりと見えてきた段階ではないかというふうに認識をしておるところでございます。まだまだ改善の余地が多数あるというふうに認識をしております。

そういう中で、コロナ禍での市民の皆様の負担軽減についてのお尋ねでございますが、例えば、経済的な負担や日常生活におけます制限、心身の疲労蓄積、過度なストレスなど、様々な負担があらうかと推察するところでございます。市といたしましては、昨年2月のコロナ対策本部会議設置以降、全庁的に、それぞれ所管する分野ごとに状況把握に努めるとともに、スピード感ある対応を図ってきたところでございます。今後におきましてもコロナ禍収束までの間、対応の質・量、スピードを落とすことなく、各課などで所管する分野ごとに実態を把握して、必要な対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 具体的なその市民の負担の軽減ということでは御答弁がございませんでしたが、今、やっぱり事業者の皆さん方が本当に大変ですけれども、そこに対していろんな国、自治体、各自治体、いろんな支援策というものが検討をされ、そして手が打たれてきました。金額的にはほんの一部だと思いますけれども、そういう状況がありました。しかし、年金生活の皆様方も、やっぱり物価も上がって、本当に厳しい面も出てきたと、そして、お店がなくなったことによって、遠方に行くことの交通費も増えたとか、要するに、暮らしについての支出が増えたというような現実もありまして、そのことにつきましてはこういう現実がありますよということを取りあえず申し上げておきます。

それで、具体的にいろんなところで、いろんな形で市民の負担軽減を図っていくというような対応をされることを期待をしたいところですが、そこはどうでしょうね、そういう思いですが、市長、再度御答弁いただけますでしょうか。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 一つは、国、県、市でこのコロナ禍に対する、何といいますか、事業者支援であるとか、あるいは持続化給付金であるとか、国におきましては一律10万円の1人当たり支給であるとかいう制度を取ってきております。そういうたてりの中で、市としてじゃあ何が、市の財政上、どういうことができるかということを考えた場合に、一番は雇用の維持と事業者の事業継続、それがやはり地域経済を支える基であろうということで、商工業あるいは農業、漁業に対する支援を決定したところでございます。生活の困窮者の対策につきましては、相談窓口や貸付金制度等もでございます。その中で、具体的にじゃあどういいう方がどういいう負担を強いられるかということの把握につきまして、いろんな尺度はあろうと思いますので、それをどういいう公平性を持って見ていくかということになろうかと思います。その一つ、難しさがございまして、そこをどういいう形で勘案していくかと、そういうことに対しまして、いろんな知見を入れなければならないというふうにも考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 簡単に具体例を申し上げましたならば、周辺の市町村なんかでも、市民の皆さん方1人に商品券を何千円か、あるいは何万円か、1万円でもお届けをしましょうとかね、そんな形でやられているようなところもあっているわけで、そういうものも参考にしながら、商品券の場合だったら市内での事業所でそれを使うということに当然なっただけまいますから、そんな方法もやられているということだけ申し上げておきます。

次の質問に移ります。昨日3月8日は国際女性デーでした。1908年、アメリカニューヨーク州で参政権のない女性労働者が労働条件の改善を求めて行動したことに始まりました。日本では、高知県生まれの民権ばあさんと呼ばれた楠瀬喜多が、米国よりも早くから婦人参政権を求めて積極的な行動を繰り広げていました。

しかし、今日、男女格差を比較したジェンダーギャップ指数を見ると、日本は世界の後進国です。東京オリンピック・パラリンピック組織委員会、森喜朗前会長の女性蔑視発言が大問題になりましたが、菅政権は当初、問題視していませんでした。国内外からの厳しい批判を受けて、森会長は辞任しましたが、ジェンダー平等の意味をあまり理解していないのではないかと受け止めた多くの女性たちは、ジェンダー平等を求める声を上げる運動を展開しています。

森会長の後任の橋本聖子会長は、女性の登用を積極的に増やそうとされています。私も具体的に女性の比率を上げることが何よりも重要と考えます。市の幹部職員はもとより、いろいろな分野における女性の登用に対する考え方をお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まずは、今後さらに女性が活躍する社会に期待するところでございますし、基本的には男女を問わず、優秀かつ必要な人材を登用し、それぞれの分野、組織の発展につなげていけばよいのではないかと考えております。

なお、須崎市におきましては、各種計画、例えば総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略にジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性のエンパワーメントを行うというSDGsの考えを取り入れるとともに、女性活躍推進法の施行に伴い、須崎市特定事業主行動計画を策定いたしまして、女性職員の活躍の推進に向けた目標を定め、女性の役職登用を図ることといたしております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 普通、男女を問わず優秀な人材とかいうことで考えられます。何となくそれでいいような気もしています、していました。というのはね、やっぱり直接その場に女性がいてですね、その考え方もやっぱり違う、発想も違う、そういうふうな中で本当にそういった、例えば、ヨーロッパなんかで、国会議員でクォーター制、そういった制度だったりもしているわけですが、そういうことも実際今、日本の国内においても議論をされているようですけれども、やっぱり直接そこに女性の割合が高い組織というのは、結果として違うと私は思っています。そ

こがね、昔から確かにそうやって言われた、男女問わず優秀な人材というのとも言われたけれども、やっぱりここで、もちろん急にそういうことにもならないかも知れないけれども、やっぱりその発想っていうのはこの機会に、今、本当に日本国内の女性も声を上げようということで立ち上がったわけですが、それはやっぱりそういう暮らし方になっているわけです。これは女性が声を上げんといかんねということでこれになっているわけですし、その声の上げやすい風土というものもとっても重要なんですけれども、そういうものも頑張っ形成していこうというふうに立ち上がっているわけです。本当にいつのときも、最初は女性の数が少ない割合で来ていますけれども、それをやっぱり徐々に増やしていくということは、私は必ず結果が違ってくると思っていますところですよ。

例えば、この須崎の市議会、私は30年間議員をさせていただきましたけれども、なかなか増えても2人でとどまっていますね、これいかなと思うのです。でも、前にいらっしゃる管理職の皆さん方の数も、そんなに比率は変わっていないというふうに思っているのです。やっぱりこの重要性っていうものをぜひ私は受け止めていただきたいなというふうに思うところですが、再度、市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 豊島議員がおっしゃいました重要性については、我々もそう感じておりますし、組織として、やっぱりいろんな御意見、いろんな立場、いろんな違いからの視点等は取り入れられるということも含めまして、大事なことだというふうに思っております。

しかしながら、先ほど声を上げる文化と風土ということもおっしゃいましたが、逆に、やっぱり職場の文化として、管理職になりたいというような職場の風土もつくっていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） まさにそうだと思います。本当にその部分もこの市の職員の中でもそういうものが生まれてくる、自然に生まれてくるということを期待をするところです。今は本当にこれ人事異動の時期なんですけれども、市長のその認識に沿った異動になることを期待しております。

次の質問に移ります。改良住宅2戸1棟型は、これまでの管理状況が続いています。一般公募をどうするのか今後の方針をお伺いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 平成29年度からマンションタイプの改良住宅につきましては一般公募を開始いたしておりますが、この一般公募を開始する際の住民説明会において説明をいたしましたとおり、2戸1棟タイプに関しましては、引き続き小集落地区改良事業対象区域での地区内公募といたしております、将来的な取扱いにつきましては今後の検討課題であると考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

- 1 番（豊島美代子君） 本当にそういった、もう根拠法そのものももうなくなって久しいわけでございまして、それを見直している自治体というのたくさんございます。こういった対応をいつまで続けるのか、これは市民全体にとっても決して、その地区内公募を続けるという場合のその地区内の皆さん方にとっても、私は決していいことではないというふうに思っているところです。マンション型を一般公募にして何の問題もない、私の知り合いの方もそこに入所されましたけれども、本当にいいでっていうことで、そこへお友達を呼んでいます。そういった、今、まだまだ新しい住宅が空き家になっている部分もあります。2戸1棟型がその返還をされて、市のほうに戻されて、継承者がいないゆえに戻されて、空き家になっている状態なんかもあるわけです。そういったものも今後やっぱり増えてくると思いますし、高齢化率、後に質問も出ますけれども、本当に入院や入所ができない、在宅介護、在宅看護のほうに国が言っているわけですから、その2戸1棟型のこの形の住宅というものも高齢者住宅、障害者住宅として提供できるように整備していく必要があると思います。

やっぱり私は、行政改革の課題の一つとして、年限を限って結論を出すと、そしてまた地域の皆さん方に説明をするというふうなことをするべきだというふうに思いますが、私のこの提案に対しまして、年限を限ってということなんですけれども、そこについては市長、どんなふうにお考えでしょうか。

- 議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

- 市長（楠瀬耕作君） 平成29年に行いましたマンション型の住宅の一般公募に際しましても、10年間の激変緩和措置を取っております、これは家賃等に対してでございますが、そのさなかでもございまして、平成29年度に2戸1棟型の募集については、当面は行わないという説明もしておるところで、まだこの10年という経過措置が、そのさなかでもございますので、その状況を見ながら2戸1棟については考えていきたいというふうに考えておりまして、明確にその年限を区切って、いつからやりますと言える段階ではございません。

- 議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

- 1 番（豊島美代子君） ぜひその平成29年度から10年、そこら辺を目安に、じゃあ2戸1棟型をどうするのかということについてもやっぱり議論をして、結論を出すということを要請をしておきます。

次に、債権管理条例に関してでございます。今議会、債権管理条例の制定議案が提案されています。条例制定の目的、また条例を制定すると、これまでとどこがどう違うのかも含めてお聞きをいたします。この目的のところには生活再建支援を行う旨の内容が文章化されていませんけれども、こういった精神で、須崎市の方針でこの条例を制定して、具体的に対応しようとされているのかお聞きをいたします。

- 議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 本条例の目的につきましては、債権の管理に関する事務処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることによりまして、債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することでございます。

これまでの違いということでございますが、一つには、債権管理に関する一般的基準を明確にすることで、その取扱いについて、各課等において不均衡が生じないよう一層の適正化が図られるとともに、債権管理に対する職員の意識や知識の向上が図られることで全庁的にレベルアップしまして、業務の改善効率化につながるものとも考えております。

また、非強制徴収債権につきましては、議会の議決を経ることなく放棄できることとなりますが、放棄に至る手続が簡略されるものではございません。

また、生活再建支援を行うことが盛り込まれているかという御質問でございますが、債権管理と生活再建支援を一緒に取り扱う整理をすることは、非常に難しいというふうには考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） なぜ私がそのことを申し上げたかといいますと、やっぱりこの債権管理条例っていうものは、その債権を回収するに当たって、基準を明確にするとかあるわけです。例えば、債権放棄もこういった状況になればまいしょうということで、私債権、こういうものについても、こういった形で、整理しにくい部分を整理するきっかけにするというふうなこともなっていてこようというふうに思うところでありますが、そのときに、差押えもしまいしょうとかね、そういうことに手続上はなってくるわけです。そのときに、やっぱり本当にその状況、市民の生活の実態などを十二分に調査しないまま、高圧的に差押えをすれば、そういうふうなことってというのが今までもあったわけですし、そこら辺について、私が大変懸念をしております。

やっぱり徴収もするが、そのことによってその方の生活も再生をする、やり直しも利く、そんなことも含めてやっぱり対応をしていく、その精神を持っていないと、言葉がけだったり、手続の進め方だったりするところに非常に厳しい状況が生じることが懸念されます。本当に土足でそこのお宅に入り込むような、そういった徴収の在り方っていうものも、今までもあったわけですし、非常にこの目的の中に行政の立場を書いているんじゃないかと、これは、行政がこういうことでやろうとしているということを私は非常に心配をして、とても重要なことですけれども、債権を整理する、もうこの際にね、こういった条例もつくって整理できるようにもすると、そのこと自体は必要なこととは思いますが、そういった実態が今までにあったゆえに大変心配をするところですが、そういったことについては心配がないのかどうか、もう一度課長にお尋ねいたします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 豊島議員が心配されておる、その強制執行の手続でございますが、これ基本的には、恐らく国税及び地方税令による徴収の在り方があったというふうに考えております。現在ちょっと債権放棄について問題になっているのは非強制徴収債権でございますが、い

わゆる私債権でございます。これにつきましては、結局、現在滞納があるということにつきましては、現状でもそれぞれの立場の皆さんとお話しをしながら、粘り強く徴収に取り組んでいる結果でもあるというふうに思っておりまして、特段その御心配になるような、高圧的な取立てが始まるというものではないというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 次の質問です。その条例制定に向けて、これまで全庁的に議論や事務整理がされてきたと思いますが、その経過や内容についてお聞きします。

また、滞納を生じさせるに至った原因の認識、課題をお伺いします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 初めに、経過についてでございますが、令和元年度の政策推進会議におきまして、債権管理条例を制定することにつきまして検討し、決定した後、令和2年度に、主に非強制徴収債権を保有する関係各課と協議を行いながら具体的作業に取り組んでまいりました。作業内容といたしましては、債権分類の確認や地方自治法等関係法令の整理、たたき台となる条例案の作成、他市町村の状況把握、そして、市が保有する非強制徴収債権の洗い出し及び管理状況の確認などでございます。作業の進捗につきましては、政策推進会議で確認するとともに、去る1月25日には議員全員協議会で条例案を事前に御説明させていただいたところでもございます。

また、滞納を生じさせることに至った原因の認識等のお尋ねでございますが、各課等にわたる個々の状況を把握しているわけではございませんが、滞納額の大小や滞納期間に違いはあるものの、それぞれ債務者を取り巻く情勢や環境の変化により支払いが困難になったことから生じたものであるというふうには思っております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 債務者の状況の変化で滞納の原因の大きなものがあるだろうというふうに言われましたけれども、私は、その徴収する側が本当にきめ細かく滞納している方の、普通に納める方は全然問題ないわけですからね、滞納している方が問題になるわけですし、そういった方々に対して適切にというか、御相談に応じながら、あるいは実態を把握しながら取り組んできたかなってということについては、こういった滞納の金額の大きさを見たときには非常に懸念を、心配をしているところです、疑念を抱いているところです。疑念という言葉申し上げましたけれども、本当に一生懸命やってきたかなという。しかし、そこには人材の配置の問題で、やれる状況にあったのかなということも心配もするところでございますけれども、この条例制定をする、いろんな事務整理をされた、このプロセスというのが本当に重要で、そこが、こういう部分に債務者の、単に債務者の状況の変化と捉えたら、私は間違ってくると思います。そうではないと、大きくそうかもしれないけれども、それは徴収する側にはそんなに問題がなかったのかどうか、その辺の議論はどういうことがなされましたか、課長、お尋ねします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 債権管理条例を制定するに当たって、その滞納整理に関する部分の、とりわけどういった方針で臨むかというような議論はされておりましたが、実質的なその対応につきましては、滞納整理本部の中でやられていくものだというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） そういう議論が滞納整理本部でやられていたとするのであれば、その本部長の副市長にお尋ねしてよろしいでしょうか、私のその質問を、どうでしょうか。

○市長（楠瀬耕作君） 副市長。

〔副市長 松岡哲也君登壇〕

○副市長（松岡哲也君） 滞納整理本部については、それぞれの状況をお聞きしながら、債権取り立てする、こちらからお願いする以上は、ちゃんと公平なルールに基づいて、それからまたしっかりした手続をしていくということで、マニュアル等も確認しながら進めております。体制も含めていろんな話を聞きながら、滞納整理本部では議論をしております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 私がお聞きしたかったのは、その債務者の状況の変化でこういった滞納が生じたというだけの認識では違うじゃないかということです。同じことを申し上げますけれども、本当に今までのような回収する側の、市側のその具体的な対応、それがよかったのか、もちろんそこが、基準の見直しが今回されたのかも分からないけれども、そこがよかったのかなっというのはね、ぜひまた、今回で終わるわけではありませんから、またいろんな機会に御議論いただきたいというふうに要請をしておきます。

その各課において、債権管理マニュアルを作成していると思いますけれども、その整備状況をお聞きします。また、債権管理台帳を整備しなければならないとありますが、その整備状況もお聞きをいたします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 債権管理マニュアルの状況とのお尋ねでございますが、税務課では、例えば、須崎県税事務所管内地方税研究会が編集した徴収マニュアルを参考にしており、住宅・建築課におきましては高知県の徴収マニュアルを参考をしている例などがあるというふうに聞いておりますが、非強制徴収債権を保有する全ての各課等においては、それぞれでマニュアルが整備されているということではなくて、主に民法に基づきまして必要な手続、事務処理を行いながら、債権の保全及び徴収に努めているものというふうに認識をいたしております。なお、台帳につきましては、それぞれ形式や形態に違いはありますが、未整備のものはなく、全てにおいて整備されているというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 次です。今年度から債権管理機構への移管税目が増えました。現在移管していないもので滞納額が大きいものは住宅使用料、住宅新築資金等貸付金ではないかと思えます。これらも債権管理機構に移管する必要があるのではないのでしょうか。ただ、移管しようとするれば、租税債権管理機構が受けてくださることが前提になりますが、どうお考えでしょうか。移管しない場合は、その理由をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の租税債権管理機構への移管につきましては、移管先である高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構や構成する市町村との協議を必要とするものでございまして、同機構に移管を受けていただけるか否かによるものでもあります。

また、これまでに移管した市税や保険料等の公債権とは異なる私債権であることから、強制徴収権がなく、一件一件に対し、訴訟などの法的手続を起こす必要があるなど、現在租税債権管理機構が取り組んでおられる徴収事務とは異なる事務処理が加わることとなります。このことから、移管を行う場合においては、十分な協議が必要ではないかと考えております。

また、移管を行った場合は、事務の効率化などの一定の効果も見込めるものと思われますので、住宅・建築課が保有する私債権だけではなく、まず、本市が保有する私債権全般の取扱いについて、市税等滞納整理本部などの場において、全庁的な取扱いの協議が必要ではないかというふうにも考えております。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 確かに強制徴収権はない、しかし、安芸の地域にあります安芸広域租税債権管理機構は、令和元年度から住宅使用料や住宅新築資金等も受託をして、実績が上がっています。そもそも債権管理機構を設置するようになった経過は、須崎市の場合ですね、高幡のこの債権管理機構を設置するときに、市の職員なら同じ顔見知りの市民の皆様方となかなか滞納している、そういった滞納者の方と接することについては非常に対応が難しいと、難しい場合があるというふうなこともあって、債権管理機構なんかの場合には、その違う市町村の職員だからちょっと強い話もできるというふうな、そういったこともあって、須崎市も高幡の債権管理機構というところに設置含めて協議が進展をしていった、そして今日に至っているというふうに思います。

先日、私は、この安芸の管理機構に関係をする、構成をする市町村の自治体の税務課長さん、そしてまた、そちらの債権管理機構の職員さんと、電話ではございましたけれども、お話をする機会がありました。お二人ともその職員が、債権管理機構なんかの場合には、職員が本当に、こんな限られた仕事をするわけですから、専門的な知識も、またノウハウも蓄積できるような、そういった組織になっているというふうなことで、債権管理機構のそのよさというものを強調されていました。

そういった意味では、私は、今後、基本的には、それは市の職員が徴収業務に携わるというこ

とは原則だとは思いますが、なかなか滞納金額が大きくなってきたら、そこは困難になってまいりますから、そういったことも必要になってくるのではないかと、移管ということもね、今、課長も事務の効率化につながるというふうなことを御答弁ございましたけれども、そういった意味では非常に考えなければならないことじゃないかなというふうに思っているところです。

それで、その次に、住宅使用料の滞納状況、住宅新築資金等貸付金の滞納状況をお伺いします。

○議長（高橋立一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の滞納状況についてお答えいたします。

令和元年度末決算の時点での数字となりますが、住宅使用料の未収金につきましては、現年度においては調定額が1億1,306万3,500円に対しまして、未収金が809万3,600円、過年度につきましては、調定額が9,275万1,421円に対しまして、未収金が8,604万9,741円となっております。未収金の合計は9,414万3,341円という決算になってございます。

また、住宅新築資金等貸付金の未収金につきましても、現年は調定額が1,068万9,940円に対しまして、未収金は459万2,600円、過年度分につきましては、調定額が8億7,463万4,936円に対し、8億4,453万436円で、未収金の合計額につきましては8億4,912万3,086円となっております。以上です。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） その総額が大きいわけですが、高額滞納者の、この滞納者の状況はどうなっているのかを再度お聞きをいたします。住宅使用料の場合には、50万円以上100万円未満の方が何人いるのか、あるいは、100万円以上の方が何人いるのか。もう1点、住宅新築資金のその滞納者の状況では、100万円から500万円未満の人が何人いるのか、500万円から1,000万円未満の人が何人いるのか、1,000万円以上の人が何人いるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋立一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） お答えいたします。滞納金額の階層別滞納者数ということでございまして、住宅使用料に関しましては、本年、令和3年3月5日現在で、滞納額が50万円以上100万円未満の方は53人、100万円以上の方が21人となっております。また、住宅新築資金等貸付金に関しましては、令和3年の2月10日現在で滞納額が100万円以上500万未満の方が32人、500万円以上1,000万円未満の方は35人、1,000万円以上の方が35人となっております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 具体的な数字と金額をお聞きしたときには、本当にここから先、どう取

り組んでいかれるのかなというふうに思います。これだけやっぱり金額、件数が多いと、住宅・建築課の担当職員だけではとても対応できる状況ではないと思っているところですが、副市長にお尋ねをいたしたいと思いますけれども、その移管の件ですね、債権管理機構、お相手があるけれども、受けてくれるかもしれないわけですね、話の持っていく方によって、そういった力も借りるというふうなことについて、そして、そこで一定徴収できるものは徴収していただいて、回収していただいて、もう無理なものは無理で、債権放棄もやむを得んというふうにはなってくると思いますけれども、私はこういった手続をやっぱり踏まえないと、市民の皆さん方に説明がつかないというふうに思っているところです。副市長の御所見、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋立一君） 副市長。

〔副市長 松岡哲也君登壇〕

○副市長（松岡哲也君） 債権管理機構への移管の基本的な考え方は、先ほど課長から答弁をさせていただきました。私債権については裁判所の関与が必要です。今、須崎の機構で取り扱っているのは公債権と認識しております。それも400人分ということで、関係の市町村と協議を行っていることと承知をしております。安芸の場合はちょっと状況が違って、取扱人数も少ないものと私は認識しておりますので、今回安芸のほうでは初めて今、取扱いをされていると、全国的にも初だということと承知をしております。先ほど課長も答弁しておりますように、強制的な取扱いはできませんが、住宅・建築課は今、マニュアルとかに沿って適切な対応を私、していると思っておりますが、なお、機構とも今後について、その在り方について、ちょっと知恵もいただきながらということになるかもしれませんが、協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） ぜひね、市民に説明がつくように最後はしないといけないということについては、どういう手続踏むかということについては、市に責任があるわけですから、ぜひそういった協議も債権管理機構ともしていただきたいと要請をしておきます。

そして、次の問題です。伝説の税金Gメンとして全国各地で講師を務めている堀博晴氏は、現在安芸広域租税債権管理機構の局長をされています。この方が高知県に来られたときに、高知新聞に紹介する記事がありまして、私は大変関心を持っていました。堀さんは、新聞記事によりますと、徴税の基本は、逃げない、引かない、驚かないと言われています。税滞納は、持っているのに払わない人、生活が苦しくて払えない人に分かれる。持っているのに払わない人を許してはならない。徴税に携わる職員こそが地方自治を支える原動力ということである。誇りを持って職務に当たってもらいたい。徴税を怠ることは、真面目に支払っている人に対して失礼、こうした意識が各自治体に浸透していけばと強調されています。この基本姿勢に対する所感をお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 豊島議員から御案内いただきました記事を拝読いたしました。管理局長の基本姿勢につきましては、本市の債権徴収においても留意しなくてはならないこ

とであると感じておりますし、また改めて、この記事にございますような、誇りを持って職務に当たるといふことの重要性に気づかされる思いでございます。

記事によりますと、管理局長におかれましては、これまで全国各地で徴収業務の指導・研修をされていたとこのことでございますので、機会ございましたら、実務的な取り組みの状況や当該機構が私債権の回収に取り組まれることに至った経緯などをお伺いできれば、本市の私債権に係る徴収業務についての一助になるのではないかとこのようにも感じております。

○議長（高橋立一君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を許します。豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） そしたら、少し次の順番を替えて、その他の1点目の質問を先にさせていただきます。

コロナ禍を経験し、入院や入所をすると、会えないからと在宅を希望するようになったり、そういう傾向ありまして、住宅改修をしたいと、そんな希望出ています。また、コロナ対応として、エアコンの交換や空気清浄機の購入など、住宅環境整備や施設整備などの支援が求められています。そして、非常に経済効果が高い事業であるなどから、住宅・商店リフォーム助成事業がいよいよ出番であると考えます。再三取り上げているテーマですが、元気創造課長の御所見をお聞きをいたします。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 住宅や店舗等のリフォームに要する経費の一部を補助することによって、ウィズコロナ社会に適応した市民生活のための基盤整備を推進するとともに、リフォーム関連事業者の収益向上が図れるのではないかとこの御提案をいただきました。

議員御指摘のとおり、今後ワクチン接種の拡大や新たな治療が確立されていくと仮定をいたしましても、私たちの生活様式はコロナ前と比較して、大きく変化せざるを得ないものと考えます。生活様式の変化に対応した住宅や店舗等の改修を支援することによって市民生活の質を向上するとともに、地域への経済効果を生み出すという取り組みは、一石二鳥の施策であるとも考えられます。

さて、このような事業を実施するに当たりましては、個々の物件の現状や世帯構成、利用目的等に適応したリフォームプランの提案や工事内容についての審査体制づくりも必要となりますことから、今後、関係各課において協議をしたいと考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） ぜひ今後御協議いただきまして、具体的に実現ができるようによろしくお願いを申し上げておきます。

それでは、介護保険など、高齢者福祉に関して質問をいたします。第8期介護保険計画の見直しに当たりまして、保険料の値上げはするべきでないと昨年12月議会で申し上げました。今議会に値上げ議案は提案されてなく、コロナ禍でもあり、当然のことであります。介護保険料そのものは引上げにならなくても、国による介護保険制度の改悪が容赦なく続き、市民負担の増額、サービス削減が非常に懸念をされます。具体的にどのようになるのか、2点お聞きをいたします。

1つは、特別養護老人ホーム入所者の食費負担が1か月2万2,000円以上の増額になるケースがあるのか、2点目、デイサービスやショートステイ利用時の食費負担が引上げになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。特別養護老人ホーム入所者の負担につきましては、令和3年度からの介護報酬改定により、世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入が120万円を超える方について、居住費の補足給付として2万2,000円の増額見直しが8月から予定をされております。

また、デイサービスでの食費負担につきましては、介護給付対象外となっておりまして、介護サービス事業所ごとに実費として利用者の負担となっております。

また、ショートステイ利用時の食費負担につきましては、世帯全員が市民税非課税で、かつ本人年金収入等80万円以下の方で、日額210円の増額で600円になります。また、世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方が、350円の増額により1,000円、同じく世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の年金収入等が120万円を超える方は、650円の増額により1,300円となる予定でございます。以上です。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） 本当に増額幅が大きいわけですし、私、実は、この資料を読んだときに、私が間違いだらうと、読み間違いだらうと思って何度も読んだけれども分からないから、担当課の職員の方に確認をいたしました。それで、課長と一緒に資料を見たり話をする中で、今、御答弁があったような現実の負担増ということが分かったわけですし、本当に心配をいたします。年金が月額10万円以上の人に対して、1か月の負担が2万2,000円増える、施設入所、特別養護老人ホームの多床室の場合の入所の方ですけれども、この金額に該当する方っていうのは、やっぱり一定おいでるわけですし、このことは決して特別養護老人ホームに限らない、拡大をしていくというふうに心配されます。デイサービス利用者、ショートステイ利用者の、その食費の負担も、1回が650円増額になると、これは尋常じゃないですよ。今までさえもデイサービスの回数を減らさないとお金がもたない、そんな声も聞いていたわけございまして、本当にこういうことになると、一番最初に申し上げましたように、市民負担の軽減という形で市長にぜひいろんな形で御尽力賜りたい、具体的な支援策を御検討いただきたいと、もう切に思うところで

ございます。

それで、2点目です。負担軽減の一つとして、要介護3の在宅介護の方に紙おむつ代相当が支給されていますが、要介護2までで、本当に在宅でおむつが必要な人、そういった方までやっぱり拡充する、こういったことも期待はされているわけでございます。今、この要介護3の方へのおむつ代相当分の財源が介護保険特別会計から出されているわけですが、私は、ここからは切り離して、高齢者福祉施策として一般財源を充てるように見直しすることを求めますが、見解を課長にお聞きをいたします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。現在、要介護3以上の方を在宅で介護している住民税非課税世帯の介護者に対しまして、介護用品チケットを支給する家族介護支援事業でございますけれども、今般の国の方針といたしまして、介護用品の支給に係る事業の廃止、縮小に向けた検討を進めるよう求められております。令和3年度から3年間の第8期介護保険事業計画期間におきましては、新規利用者は、これまでの条件に加えて、個別の状態を踏まえて必要なものへの支給とするなど、さらに条件が限定されてきておりますので、拡充は困難であると考えております。

その中、一般財源を活用した要介護2の在宅介護の方への支給拡大については、現在のところ、考えている状況にはございませんけれども、しかしながら、在宅介護を支える大切な事業であるとの認識はしておりますので、今後の国の方針を注視しながら、市としてのできる限りの対応はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 市長、現場の課長は、非常にそういった必要性なんかも肌身で感じておいでるわけなんですけれども、ぜひそういったことについて、一般財源を充てるというふうなことについて、今後御検討いただきたいというふうに思います。

もう1点、介護の特別会計には基金もあるわけですよね、基金もあるわけです。国の方針は、そういった介護特別会計のこの使途についても制限を加えているようなんですけれども、そういったこともやっぱり受けるわけにはいかないと拒否をしながら、市民が払っている保険料です、よろしくお願いいたします。

最後に、コロナ禍の施設入所者に、家族でも直接面会ができない悲痛な現状があります。施設にICT整備ができるよう支援が求められていますが、課長の御所見賜ります。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。介護施設において、面会制限は継続しております。予約制で時間を決めるほか、換気対策として、屋外で面会を実施している施設もございます。

ICT整備の支援につきましては、一部施設にて実施している状況はございますが、御家族様

のネット環境のこともございまして、まだまだ環境整備はこれからと理解しております。導入補助につきましては、県の補助事業として高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金がございます。機器導入等のハード整備と保守及びサポート、セキュリティ対策などのソフト経費等、補助率2分の1で、その事業所、規模に応じた上限額の中で実施をされております。以上です。

○議長（高橋立一君） 順次質問を許します。12番佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 皆さん、こんにちは。3月議会通告に従い、3番手で質問を行わせていただきます。

東日本大震災から10年を迎える3・11を前に、公明党は、この6日、復興創生大会を福島県郡山市をメイン会場に開催をいたしました。全ての参加者が復興に駆け抜けた10年に思いをはせ、さらなる被災地の創生に挑む次の10年へ、誓いを新たにさせていただきました。公明党の山口那津男代表は、1,000年に一度の大震災から歯を食いしばって立ち上がり、幾多の風雪を越えながら懸命に闘ってきた東北の皆様に、改めて敬意を表したい。そして、公明党は、これからも多様化する被災者お一人お一人の悩みと被災地の課題の解決に全力で取り組むと表明をいたしました。

私は、東日本大震災後、本市の南海地震調査特別委員会として、副委員長の現高橋議長とともに、消防団や関係者の皆さんとともに被災現地の視察と被災関係者への聞き取りを行わせていただきました。大変なショックを受けたことをまざまざと思い出します。そして、本市の防災・減災に全力で当たってまいりましたが、これからが本番であると思います。東日本大震災の教訓をしっかり待ったなしの本市の防災・減災に生かすためにも、コロナ禍の収束と防災・減災とともに全力で取り組んでまいりたいと、新たに決意をさせていただいております。

さて、市長の政治姿勢についてお伺いしますが、この2日午後、衆議院を通過した2021年度予算案は、2020年度第3次補正予算と合わせた15か月予算として、新型コロナウイルス対策や防災・減災対策、脱炭素、デジタル化など重要な施策が盛り込まれております。参議院の議論でもその趣旨を一層深掘りして、分かりやすく国民の皆様に伝えてもらいたいと切に願っております。

ワクチン接種をコロナ終息への決め手とするための関係者の連携による万全の取り組み、そして生活や事業に困窮する人々への支援に全力を期すとともに、今後ポストコロナの日本社会において、本市の市民生活を守り、お一人お一人に幸せを実感していただくためにも、守りから攻めに転じる新たな対策の実行のために須崎市政が今後取り組む課題と市民の声を代弁いたしまして、まずは、提案趣旨説明に盛り込まれた内容を踏まえて、市長の政治姿勢をお伺いをいたします。

まず、国の20年度第3次補正予算の地方創生臨時交付金等を財源として、コロナ禍克服へ切れ目のない市民への支援の観点から、いち早く専決をいたしまして実施している感染症対策、事業者経営支援給付金事業、そしてマイナンバーカード普及促進事業の3施策について、細部は担当課長にお伺いしますので、市長の決意や思いなどについて所見をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今議会に専決処分の承認として提案しております一般会計補正予算の各事業についての御質問でございますが、まず、感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることを目的とする新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものでございまして、人員の確保やシステム改修などの接種体制の整備、接種券の発行や接種時に必要な物品の購入など、ワクチン接種を円滑に実施するため、早急に準備を行う必要があることから専決したものでございます。これらは、全額が国のワクチン接種に係る補助金の対象となっております。ワクチン接種につきましては、副反応など心配されることもあるかとは思いますが、ワクチンの有効性は約95%と非常に高い効果が認められており、接種することによる重症化リスクの軽減や地域での集団免疫を確保する観点から、できるだけ多くの方々に接種していただきたいと考えております。

続きまして、事業者経営支援給付金事業についてでございますが、この事業の対象となる事業者は約800事業者と見込んでおり、昨年5月に実施した須崎市事業者緊急支援給付金事業以来、コロナ禍の長期化とともに収益状態が低迷している中小事業者に対する支援を切れ目なく、またスピード感を持って取り組んでいるところでございます。今後におきましても感染拡大の状況や事業者への影響を注視し、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、マイナンバーカード普及促進事業につきましては、行政手続のオンライン化、手続の負担軽減・簡素化など、コロナ禍における市民生活の支援を円滑に実施するための社会基盤構築の推進が主な目的でございます。マイナンバーカードを利用したオンライン申請では、昨年の10万円の特別定額給付金事業でありましたように、非接触型の行政サービスが可能となります。3密を回避した新しい生活様式などへの対応からも、非接触型の行政サービスの重要性は今後より一層増してくることは予想されますことから、その基盤となりますマイナンバーカードの普及施策を推し進めていくことが重要であると考えております。

以上、議員御案内の3事業につきましては、ワクチン接種による新型コロナウイルス感染症拡大の防止、コロナ禍により影響を受けている市民の地域経済の支援、また、これらに対する支援を円滑に実施するための社会基盤の整備について、市民の安心と安全のためには迅速かつ切れ目なく推進していく必要があるとの決意から、専決処分させていただいたものでございます。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君）

続きまして、20年度第3次補正予算と21年度補正予算合わせて15か月予算という考え方で、切れ目のない支援をどう効果的に打ち出していくかについて、特に市民の雇用の創出をどう生み出していくのかの視点も大変重要であると思います。市民の雇用の創出は定義として幅広いものがございしますが、令和3年度本市の当初予算に多くの施策は盛り込まれていますが、具体的な事例や取り組み等も踏まえながら、市長の政治姿勢の観点から所見をお伺いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年5月以来取り組んでまいりました須崎市事業者緊急支援給付金、事業者臨時支援給付金、そして、現在実施中の事業者経営支援給付金事業は、いずれも事業の継続と雇用の維持を図ることを目的といたしておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響によって市民の雇用の場が減少することなく、維持されることを願って取り組んできたところでございます。雇用の維持、さらには雇用の創出ということは、市の活力を維持する上で不可欠な課題であることから、引き続き、切れ目のない支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 今後、須崎市政が市民のニーズをしっかりと把握し、市民に寄り添いながら、市民の幸福感や満足度の向上にどう貢献していくかが問われております。多様な地勢条件の下にあるこの須崎市民生活にどのように対応していくか、多くの課題や問題があることは関係各位の共通の認識ではないかと思います。

そこで、住民の皆様の声が直接市政を動かす原動力としていくためにも、本市が進める地域自主組織の結成について、市長は提案質疑で一定触れております。私は、3点に関して市長の所見をお伺いしますが、まず1点目として、先行で運営している浦ノ内地区地域自主組織や、2点目、令和3年度から進める上分地区や吾桑地区、そして3点目、今後さらに準備作業を進めていかなければならない須崎地区や多ノ郷地区など、それぞれ各段階の現状における課題認識及び今後の見通しについて、市長の所見をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、浦ノ内地区につきましてですが、浦ノ内地区地域自主組織につきましては、地域の課題解決と地域振興の取り組みといたしまして、あったかふれあいセンターを開始し、介護予防や軽食の提供など、地域の福祉サービス向上への取り組みや地元食材を使った弁当事業にも現在取り組んでいただいております。そのほか地域の自然や食材など豊富な資源を活用し、横浪ウォーキングや鯛伊食祭、婚活イベント、グルメイベントの湾パクなど、交流人口を拡大する取り組みも盛んに行われております。これらの取り組みには、将来の担い手となる人材の確保・育成が課題であります。住民の皆様の理解を深めながら、地域が一丸となって魅力ある地域を目指すことで持続可能な地域づくりにつながるものと考えております。

続きまして、これから発足いたします地域自主組織の課題、上分地区、吾桑地区でございますが、自主組織についての周知を図りながら、多くの住民の皆様に御理解をいただくとともに、自主組織が行う地域課題の解決と地域振興について御協力をいただくことだと考えております。上分・吾桑両地区の地域自主組織につきましては、地域で準備会などを発足していただき、検討を重ねてまいりました。新型コロナウイルスの影響により、当初の計画よりタイトなスケジュールとなりましたが、上分地区では4月1日からスタートすることになりました。吾桑地区におきましても、4月発足を目途に取り組んでまいりました。しかしながら、諸事情により延期することとなり、今後は、地域の皆様の御協力の下、令和3年度中の発足を目途に準備を進めてまいります。

そして、須崎や多ノ郷などほかの地域につきましても、アンケート調査を行うなど、地域のニーズ把握に努め、地域と共有し、住民の皆様と協議しながら、今後発足に向け、準備作業を進めてまいりたいと考えております。地域によって特色や人口規模に違いがございますが、丁寧な説明に努めるとともに、十分に議論を重ねながら、全地域で自主組織が発足できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 続きまして、新型コロナウイルス感染再拡大防止と地域社会経済活動の両立へのテーマで質問させていただきます。

まず、ワクチン接種をコロナ終息への決め手とするための関係者の連携による万全の取り組みが行われておりますが、市民の皆様にはコロナワクチン接種を、対象者にいかに不安を払拭して、漏れなく受けていただくかについて、4日の参議院予算委員会で公明議員の訴えに河野ワクチン接種担当大臣は、必要な経費は国が全額負担すると表明をいたしました。その上で、対象者にいかに不安を払拭して、漏れなく受けていただくかについて、大きな4項目に分けて、それぞれお伺いしますので、健康推進課長の所見をお聞きします。

まず、1点目、まずは、本市の実施本部体制及びそれぞれの役割分担、それから、国や県との役割分担、そして、市民への速やかな情報の周知徹底について、そして、接種会場はどこを想定しているのか、森光健康推進課長の所見をお聞きします。

○議長（高橋立一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） 佐々木議員の新型コロナウイルスワクチン接種の御質問にお答えをいたします。

今回のワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることを目的に、予防接種法に基づき、国の指示の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものでございます。2月に出されました国の指示におきましては、対象者は16歳以上の者、接種期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日まで、使用するワクチンは、現時点で承認されておりますファイザー社のワクチンを使用することになっております。ワクチン接種は3週間の間隔で筋肉内に2回接種、接種費用は無料となっております。なお、接種につきましては、高齢者の方から順次接種が開始されます。

御質問の本市の実施本部体制につきましては、本市では多くの市民の方が対象になりますことから、市を挙げて取り組みが必要と考えまして、2月に須崎市新型コロナウイルス接種推進本部を設置をし、これまで2回の本部会にてワクチン接種に係る情報の共有、今後の接種に向けて、各課等の協力で進めることを確認をし、また、市内医療機関、高岡郡医師会などの関係機関と協議を重ねてまいりました。

国や県との役割分担につきましては、国は、ワクチンの確保、接種順位の決定、ワクチンに関する国民への情報提供など、都道府県は、市町村事務に係る調整、医療従事者等への接種体制の

調整、専門的相談など、市町村におきましては、医療機関との契約、接種費用の支払い、住民への通知、一般相談対応などを行うこととなっております。

続きまして、市民の皆様への情報の周知徹底につきましては、現在、ホームページにワクチン接種の記事を掲載をしております。今後、4月の広報にても周知を図る予定で準備を進めております。今後とも速やかな情報に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、接種会場につきましては、かかりつけの医療機関での個別接種と総合保健福祉センターでの集団接種を想定をいたしまして、市内医療機関、高岡郡医師会と協議を続けている状況でございます。

なお、接種開始時期につきましては、国からのワクチン配分により異なりますことから、準備ができ次第、改めて御案内いたしたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 続きまして、2点目といたしまして、財政上の課題や医療関係者の確保などに基づくワクチン接種計画の策定について、現状そして課題。

続きまして、ワクチン接種事業に必要な作業人材の確保に、市民の雇用創出につながるよう臨時雇用を積極的に進めることについて、森光健康推進課長の所見をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） ワクチン接種に関する課題についての御質問にお答えいたします。

まず、財政上の課題につきましては、当初心配していたところでございますが、接種にかかる費用は全額を国の補助金より対応するということになりましたので、一定の前進が図られているものと考えております。

また、医療従事者の確保につきましても、市内医療機関の御理解、御協力により、現在高岡郡医師会にて人員確保の調整をいただいているところでございます。

また、医療従事者以外のワクチン接種事業に必要な人員につきましても、市職員では対応が困難なことから、既に人材派遣会社への派遣依頼や会計年度任用職員の募集を行うなど、準備を進めているところでございます。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） それでは、3点目に、そのほかこれまで国が行ってまいりました医療従事者への先行接種から見てきた課題や、国民の声を基にした衆参での議論から一つ一つ課題が潰されてきていると思います。しかし、以下の3点ほどの課題について森光健康推進課長にお聞きますので、市民に語りかける思いで課長の所見をお聞きます。

まず1点目は、複数回の接種のタイミングや引っ越してきた市民の問合せなどへの対応、そして副反応調査などの迅速な情報提供、それから高齢者や障害者が円滑にワクチン接種を受けるための体制整備について、例えば高齢者や障害者の皆様の移動手段の確保や接種会場での付添いなど、また、視覚障害者の皆様への点字による案内などの取り組みについてお聞きます。

○議長（高橋立一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） お答えします。

まず、ワクチン接種のタイミングにつきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、ファイザー社のワクチンでは3週間の間隔で2回接種するものです。1回目の接種時に2回目の予約をし、接種することが想定されます。接種の記録は接種ごとに接種済証に記載され、接種開始後に転入された場合にはこの接種済証を確認し、2回の接種が完了していない場合には、須崎市から新たに接種券を交付いたします。接種券、接種済証は接種状況を確認する重要な書類になりますので、大切に保管をお願いいたします。

次に、副反応調査につきましてお答えいたします。副反応調査につきましては、通常の予防接種と同様に、接種後に生じ得る副反応を疑う事例については医療機関に報告を求め、国において収集がなされております。ワクチンと関係があるか、偶発的なもの、他の原因によるものかが分からない事例も数多く報告されます。透明性の向上等のため、こうした報告のあった事例は公表されております。

また、収集されました報告については、厚生労働省の審議会に報告し、専門家による評価が行われ、こうした結果を公表するなどして安全性に関する情報提供が行われております。

現在、重大な副反応とされますアナフィラキシー事例は判明した時点で報告すること、その他の事例につきましては、国の審議会において公表されております。昨日までにアナフィラキシー事例は8例、その他の事例につきましては、2月25日までの接種分といたしまして3件が公表されております。

なお、この公表事例につきましては、今後ワクチン接種との因果関係等、専門家による評価が行われることになっております。

次に、高齢者や障害のある方が円滑に接種を受けるための体制整備につきましては、通常の受診やインフルエンザ等の予防接種と同じくかかりつけ医療機関で接種できることが重要なものと考え、医療機関の御協力により市内の多くの医療機関ではかかりつけの方の接種が可能となっております。御提案のありました移動手段につきましては、市内には交通不便地区もございますことから、どういう対応ができるか、早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 今課長の御丁寧な御答弁をいただきました。

3点目の高齢者や障害者が円滑にワクチン接種を受ける点に関して、この移動手段についてはかなりいろいろ地勢条件的に厳しい方もたくさんいらっしゃいますので検討すると、早急にね、明快な御答弁いただきました。

それから、あと、かかりつけ医を中心に、そういった方には中心に接種をと考えておられるようですが、集団接種で対応する必要がある場合もあるわけですので、一応、もう少し早めに具体的な対応をやっぱり市民に周知していく必要があると思います。

それと、接種会場での付添い、これは全て医療機関に任せるわけにいかんと思いますので、こ

それは当然医療機関は医療機関としての接種の役割があるわけですので、それ以外のことについて、行政が医療関係者にお任せというわけにいかんわけですね。こういったところはやっぱり行政がそういった対応をしっかり考えていかにゃいかん。これは今衆参の議員でも、予算委員会等の議論でも出てきておりますが、国から一定のガイドラインも出てくるとは思いますが、一定やはり市としてもそういった方々への対応を現時点で早急に取っていかないかんと思いますが、まず、接種会場での付添いや、また視覚障害者の皆様への案内ね。こういった点に関して、課長のほうの可能な範囲の御答弁をよろしくをお願いします。

○議長（高橋立一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） 先ほど佐々木議員さんから御提案のありました件につきましては、早急に対応を考えていきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 先ほど、当初コロナ接種に対する須崎市の本部体制について最初に質問もさせていただきましたが、こういった課題について、市長、直接の担当者の健康推進課長はどのように答弁していただきましたが、やはりこれは市長としてもね、市民の命を守る、ほんとでコロナ終息への決め手になっていくわけですので、こういった具体的なところについて、本部長としての所見をお伺いできたらと思いますが。

○議長（高橋立一君） 暫時の間、休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本部長としてどう考えるかという御質問でございます。早い時期から本部会を全市でやっていくということで、管理職の入った形で立ち上げまして、万全を期してワクチン接種に臨んでいくと。そして一人でも多い市民の方に接種をいただくという心持ちでやってまいりました。しかし、ここへ来て国からのワクチンの提供情報等がちょっと混乱しておる面もありまして、どういう形でワクチンが入ってくるのか、今日あたりですと1本で6回接種のやつが7回分取れるとか、いろんなことが変わってきておりますので、そういう情報をしっかり取りながら、市民の皆様の不安も取るように情報も出しながら、推進体制をしっかりつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 市長の本部長の立場での御答弁をいただきました。実施する側の様々な

課題、また不安を持った受ける市民の皆様のいろんな立場の方がいらっしゃいますので、双方の課題をしっかりとできるだけ早期に準備体制を敷きながら、市民の多くの方に受けていただけるようによろしく願いを申し上げます。

続きまして、須崎市事業者経営支援給付金事業について、午前、森田議員の質問もございましたが、重複するところもありますが、改めて質問をさせていただきます。

20年度第3次補正の地方創生臨時交付金事業で、いち早く専決で取り組んだ須崎市事業者経営支援給付金事業について、3月19日の締切りが間近に迫っております。対象事業種も大きく広げ、小規模事業主や働く皆様へのきめ細かな支援の手を早期にお届けすることになっているわけですが、申込数や支援給付が終了した数など、目標に対する現在までの実績並びに今後の課題について元気創造課長の所見をお聞きします。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 現在、約800の事業者を対象として実施いたしております須崎市事業者経営支援給付金事業につきましては、3月8日現在、117事業者に対して1,696万円を給付決定しており、随時申請書の提出を受け付けているところでございます。

この事業における給付見込みといたしましては、昨年5月から実施をいたしました須崎市事業者緊急支援給付金の給付実績を参考として、2月3日付専決の補正予算のとおり、給付件数では400件、給付総額を6,900万円程度と想定したところでございます。

今後におきましては、変異種の感染拡大や第四波の来襲等、影響がさらに長期化いたしかねない不安要素がございますことから、市内事業者の経営状況の把握に努めつつ、有効な支援策の構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 課長の答弁をいただきましたが、現在まで約117事業者、1,690万円の支援給付があり、対象事業者数に対して現在までに申込みが済んでいる数、そして3月19日の申込期限までにどの程度の目標に対して申込みが果たせそうか、もしその対象にしている事業者の数に到達しなかった場合の対応と今後の課題についてお聞きしていますので、課長の答弁をお聞きします。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） この申請につきましては、商工会議所で一定の審査をした後に市へ回ってきておりますが、正確な数は把握しておりませんが、担当者の手元に30ないし40社程度の申請書が処理中ということで届いておるように承知いたしております。

なお、3月19日までにどれぐらいの申請になるだろうかという見込みにつきましては、非常に不透明ではございますが、その状況を踏まえた上で、必要があると判断すれば申請期間の延長も必要ではないかと、そういうふうなふうに考えております。課題として考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） これ、冒頭でも市長にも質問していますが、本当に切れ目のない支援ということで第3次までやってきて、この2月に専決として取り組んでいるわけですので、商工会議所との連携も非常に重要でございますが、やはり最終責任は行政が、最終責任いうたらちょっとおかしいけど、最終的なやはり施策の効果とか実績とか、また現在まで申し込みできていないところ、この辺のところはやはりリアルタイムで課長、しっかり把握していかないと、せっかくの施策の意味、効果が薄れますよ。市長の思いをしっかりと受け止めて、やはり課長としてしっかりこの大事な事業を成功させようという気概が感じられませんが、答弁から。その辺のところ再度、もうちょっと具体的に、現在把握してないというのであれば、いつまでに把握して報告しますというぐらいの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） この申請につきましては、先ほど申し上げましたような書類の流れで私どもに届いてきておるわけですが、これ毎日会議所を通じて上がってきておりますので、数字的なものは十分に把握はできてない。数十件が毎日上がってきておるという状況であります。

それで、締切りもあと10日程度になっておりますので、なお、未提出者への声かけ等もできる範囲で行いたいと、そういうふうに思います。以上です。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） しつこいですが、未提出者等への把握等もしっかり行う、そしてその上で19日の時点で結果をしっかりと評価して、どのようにするか再度検討するというこの意味も込められてるということで構いませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○12番（佐々木學君） 続きまして、マイナンバーカード普及促進事業についてお聞きします。

20年度第3次補正の地方創生臨時交付金事業で、いち早く専決で取り組んだマイナンバーカード普及促進事業について、なかなか思うように普及は進んでいないように思いますが、改めてこの事業の目的やメリット、そしてこれからさらに普及を進めていくに当たっての現状の課題や今後の取り組みについて担当課長の所見をお聞きします。

○議長（高橋立一君） この際、10分間休憩します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市民課長。

〔市民課長 松浦永治君登壇〕

○市民課長（松浦永治君） 議員御質問のマイナンバーカード普及促進事業についてお答えいたします。

初めに、本事業の目的やメリットでございます。市長から答弁がございましたが、本事業は行政手続のオンライン化、手続の負担軽減、簡素化など、コロナ禍における市民生活の支援を円滑に実施するための社会基盤構築の推進が主な目的でございます。コロナ禍における3密の回避など、新しい生活様式への対応のためには、非接触型の行政サービスの重要性が今後より一層増してくることが想定されておりまして、インターネットを利用した公的個人認証ができるマイナンバーカードの普及を推進することにより、様々な非接触型の行政サービスが可能となる社会基盤が構築できると考えております。

加えて、今後、健康保険証やお薬手帳への対応、ハローワークなどの就業手続での利用、さらには運転免許証としての利用開始も予定されておりまして、マイナンバーカードの必要性はますます高まってくることと考えております。

具体的には、普及促進事業としましては、昨年10月からマイナンバーカードを新規に取得いただいた市民の皆様へ2,000円相当の商品券交付の実施や、市内の企業などへ出張して申請受付の実施、また、市民課、税務課におきましてマイナンバーカードを提示いただきますと、各種証明等の手数料を100円引きする事業を実施しております。あわせて、これらの事業につきまして、広報紙や新聞へのチラシの折り込みなどで周知に努めてきたところでございます。

また、令和3年3月末までにマイナンバーカードの申請を行った方は、9月末までに総務省が進めておりますマイナポイントを上限5,000円分取得できることから、このマイナポイントの取得手続につきましても、現在市民課において支援を行っておりまして、2,000円相当の商品券と併せて地域の消費活性化につながるものと期待しております。

事業開始前、昨年9月末時点での本市のマイナンバーカード交付率は8.9%と県下市町村中最下位でございましたが、令和3年2月末までの5か月間で6.3%アップの15.2%となり、34市町村中21位まで順位を上げておりますことから、事業の効果はあったものと考えております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、まだまだ十分に普及が進んでいない状況であるとの認識でございます。

今後の課題と普及のための取り組みについてでございますが、効果のあった従来の事業を継続して取り組んでいくことを基本といたしまして、開庁時間内に市役所までなかなか手続に来られない働き盛りの世帯や、移動手段がない高齢世代の皆様、取得率の低い若年層などを対象に時間外受付の拡大や各公民館等へのお出張申請受付の実施を検討していくほか、マイナンバーの利便性や必要性を市民の皆様にご繰り返し広報するなどにより、さらなる普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 着々と効果を上げているということでございますが、今、菅政権が進めているデジタル化、豊かな国民生活と誰一人取り残さない社会をつくるためのデジタル化、まさ

に基本中の基本ですので、市においてもしっかり前へ進めていただけたらと思います。

先ほどコロナワクチン接種で、すみません、市長に答弁お願いしてちょっとやり取りがオーバーヒートしましたが、もう一問質問を忘れていました。ほんで、ちょっとそれはもう時間、まだありますが、今回はもう、すみません、質問を構えておりましたが、課長、また改めて質問させていただきたいと思います。

続きまして、地方創生並びに地域の活性化の観点から森林環境整備事業等について。

令和3年度当初予算に令和元年度より譲与が開始されました森林環境譲与税を活用した森林整備、担い手の育成、確保などの事業が計画されております。今まさに世界が脱炭素社会への取り組みを加速する現在、日本は、2050年カーボンニュートラル温室効果ガス排出を実質的にゼロにする宣言に伴いまして、これまでの2030年目標を見直す必要に迫られている状況でございまして、温暖化等、地球環境の異常による危機の回避が今後10年の一つの大きな世界的なキーワードになっておりますが、私たち地域環境の持続可能性を高める上でも森林の持つ重要性はこれからさらに大きくなってまいります。

以上の背景を踏まえまして、本市の森林整備や林業の現状、そして行政や団体、民間の人材を含む実施体制の現状認識と今後の課題について。そして、森林環境整備事業などの事業を通じ、こういった課題解決へ向けて何をどのようにアプローチしようとしているのか、農林水産課長の所見をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 本市の森林整備や林業の実情につきましては、近年の木材価格の低迷とそれに伴う林業者の経営意欲の低下により整備が進んでいないと感じられますが、公益的機能を果たすための水源流域の森林を中心に間伐等の整備を進めております。森林整備の実施体制につきましては、現在、市内に林業を専門とした経営体がほぼいない状況であり、森林整備の大部分を須崎地区森林組合にお願いしているところでございます。

こういった状況もございまして、従来の森林整備事業と併せまして、森林環境譲与税を活用した森林環境整備事業で須崎地区森林組合の作業員の育成・確保の支援、森林所有者の意向調査、作業道、遊歩道の整備の3つの柱を加えて、森林整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 課長にはもうちょっと踏み込んだ答弁いただけるかと思って期待をしましたが、なお、確認をさせていただきたいのは、やはり森林整備を行う実施主体が須崎地区森林組合ということで、御存じのとおり土佐市、中土佐町、津野町の旧葉山村、この広域を担当しているわけでございますよね。ほんで、森林環境譲与税も、我々、土佐市も含めて2市2町にまたがっていて、それぞれ森林組合さんもどう事業を進めていくかについては様々悩みもおありやと思いますが、やはり大事なのは須崎地区森林組合が拠点とする須崎市の行政における人材確保といえますかね、その辺のところをもう少しやっぱり力を入れて、しっかりと森林組合さんと

も情報を共有し、具体的に前に進めていける体制、ここが非常に重要だと思うんですが、その辺のところ、課長の所見なり思いを聞かせていただけたらと思います。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員御質問の須崎地区森林組合につきましては、管内のエリアも大きいということもございますし、市の農林水産課も担当が1名と今現在となっておりますが、この森林環境譲与税を活用して新たに委託の職員というか、委託を出して、地域の森林を整備できる推進員さん、そういったものを委託をお願いして、今後さらに森林整備が促進できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 課長が一步前向きの取り組みを考えておられるということは素晴らしいことであると思います。森林環境譲与税は、趣旨としては、それぞれ全国の自治体にそれぞれの状況に応じて森林整備を前に進めていくに当たっての具体的課題をどう取り組んでいくかというのは、選択肢はそれぞれの自治体に任せられているというふうに認識をしておりますが、やはりこれを言うたら、新莊川流域、いわゆる高陵広域、そういった、高幡も含めてね、やはり須崎市の立ち位置というのは非常に重要だと思います。

そういう意味では、この港も要しているし、一つの川上、川下をどうつなげて一つの流域をどう発展させていくかという観点に立てば、非常に重要な拠点なんですよ、須崎市というのはね。そういう意味でも、川下から見据えるという視点もできますし、川上には梶原町さんとか津野町さんとか四万十町とか、それぞれ独自の考え方やっておられますが、一つのやっぱり新莊川流域、四万十の流域から考えたときに、この須崎市の持つ、ように有利な地域性というのは大事なポイントでございますので、ぜひ課長、そういった、これから本当に大事なポイントでございますのでね、もう少し、例えば林野庁から職員引っ張ってくるとか、そういった思い切った対策を市長に提言するなりなんなりして、やはり一つコロナ禍を、次の反転攻撃勢のチャンスにするというぐらいの気概で取り組んでいただきたいと思います。そういう観点でもう一度答弁お願いできたらと思います。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員さん御質問いただきましたことにつきましては、内部でも協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12番 佐々木學君登壇〕

○12番（佐々木學君） 課長から内部でもしっかり議論してますという答弁いただきましたので、期待をしておりますのでよろしくお願いします。

それから、防災・減災の観点からですね、須崎市国土強靱化地域計画について、3月議会の冒頭、地震・防災課長から簡潔な説明がありましたが、これに関して質問させていただけたらと思

います。

政府は昨年、総額 15 兆円規模の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策を閣議決定をいたしました。公明党が強く求めてきたこともあります。しかし、今後その実効性の確保が大変重要になっております。2025 年までの 5 年間で国の防災・減災対策などをどのように加速化し、災害に強いまちを築いていくかが今問われております。5 か年加速化対策の初年度は 20 年度第 3 次補正に措置されているとのことですが、2022 年度以降の予算は安定的・計画的に確保し、地方と連携して対策を進めると国はいたしております。

本市の須崎市国土強靱化地域計画について、基本的考え方や基本目標など簡潔に説明をしてもらいまして、この計画を絵に描いた餅にしないためにも、こういった国の地方との連携した予算を積極的に導入しながら本市を災害に強い、市民が安心して暮らせるまちにどう築いていくか、まさに防災の観点がこれから大きく問われております。やはりハード整備も当然大事でございますが、その視点の中に防災・減災という市民の日常生活の息吹を吹き込んでいかないかんわけで、そういった観点で地震・防災課長の所見をお聞きます。

○議長（高橋立一君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） 令和 3 年 1 月に策定された須崎市国土強靱化地域計画は、今後予想される南海トラフ地震、豪雨災害等の大規模自然災害の発生に備え、人命の保護が最大限図られること、市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興の 4 項目を基本目標として、事前防災及び減災、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画でありまして、国が令和 3 年度から 7 年度に定めます防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に位置づけられた事業への対応を目的とするものであります。

今後は、本計画を基本として関係各課等と連携し、国土強靱化に関する施策を効率的・効果的に実施し、強靱な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 佐々木さん。

〔12 番 佐々木學君登壇〕

○12 番（佐々木學君） 国土交通省は今、例えば防災に関してもこの河川を中心とする流域保全というような考え方も導入しておりまして、まさに従来のハード整備一辺倒ではなくて、しっかりとやはり市民生活に根差した防災・減災、こういったことが大きくうたい込まれるようになったことは素晴らしいことではないかと思います。そういう意味で、これに関して地震・防災課長が一つの窓口、所管としてしておられることは非常に素晴らしいことではないかと思いますが、今、教科書どおりの答弁であったと思いますので、地震・防災課長、これに取り組む具体的意欲、取り組み等、もう一步踏み込んだ御答弁いただけたらと思います。

○議長（高橋立一君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） お答えします。

先ほど議員の御指摘にありましたとおり、今回新たに示されます防災・減災、国土強靱化のた

めの5か年加速化対策には、事業内容も多岐にわたっております。全体で対策数が123対策、予算にいたしましてはおおむね15兆円。対策といたしましては、大規模地震への治水・港湾・水道・市街地対策等が78対策、老朽化対策、これ道路・公営住宅等に係るものですが、21対策、デジタル化について24対策等でありまして、非常に多岐にわたる内容でございます。今後示される具体的な予算配分に注意した上で、各課と連携して鋭意的に取り組んでまいりたいというように考えております。以上です。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） すみません、確認のために関連質問をさせていただきます。

先ほどの佐々木議員の質問の中で、事業者経営支援給付金給付事業、約800ぐらいの事業者対象で3月19日締切り、現在申請がされてないところに対して個別に連絡をとというようなことが佐々木さんの質問の中であったと思いますが、西森課長は其中で個別に対応みたいなことを言われたと思います。それは私の認識で確認をさせていただきたいと思いますが、800の事業、対象が800であって全員が対象になるかどうか当然分らないわけで、個別に連絡はできないと思います。そこで、個別に対応というのは、この事業自体の把握されてないところに対してはやはり把握もしていただきたい。そして、そういうようなことに対しての対応というような認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋立一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） それぞれの事業者の皆さんの売上げ、収入の状況は当然当方では把握のしようがございませんので、可能な範囲で丁寧な情報提供も含めて対応させていただいて、該当するのに忘れておったとかいうことが1件でも少なくなればいいかと、そんなふうを考えております。以上です。

○議長（高橋立一君） 順次質問を許します。8番高橋祐平さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 新緑会の高橋祐平です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、防災対策についてお伺いしたいと思います。

今月の11日で、東日本大震災が発生して早いもので10年が経過いたします。須崎市におきましても、地震による西日本最大の津波が襲来しまして、養殖産業への甚大な被害、または床下浸水などの災害が発生いたしました。この地震により来るべき南海・東南海巨大地震の想定の見直しがなされ、本市におきましても地震・防災課を立ち上げ、想定に基づいた防災・減災対策を推し進めてまいりました。そして、現在では100を超える自主防災組織の結成がなされ、毎年の避難訓練に加え、小・中学校の防災教育の実施などの取り組みがなされております。

しかし、この10年間という年月の中で、少しずつ危機感が薄れてきているような感じがいたします。寺田寅彦先生の「天災は忘れた頃にやってくる」という格言が頭をよぎります。そして、

去る2月13日の福島県沖の地震をはじめ、最近では全国の至るところで頻繁に地震が発生いたしております。ここで再度、地震、津波に対する危機感を呼び起こすことが重要だと考えますが、このことに対する市長の所感と、新年度予算に具体的な予算案が計上されていたら御説明をお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 東日本大震災から10年経過しましたが、本市におきましても、この間、津波避難施設や避難道、避難場所の整備、木造住宅耐震化促進等、様々な防災・減災対策事業に取り組んでまいりました。自主防災組織におかれましては、市内8地区の協議会の下、124の自主防災組織が結成され、各地区の実情に合わせた実践的な訓練に取り組まれており、防災活動を通じた地域コミュニティの活性化にも寄与していただいております。

議員御指摘の記憶の風化への懸念につきましては、常日頃からの災害への備えや意識づけが重要でありまして、本年度は新型コロナ感染症対策により多くの訓練などが見送られたことから、次年度におきましてはより一層の取り組みの強化が必要であると考えております。まずは5月末に本市で開催予定であります高知県総合防災訓練、地域防災フェスティバルを皮切りに、各種防災訓練の拡充や市民の皆様への啓発に努めるとともに、次年度予算においても避難所運営体制整備加速化事業、自主防災組織活動支援事業等の推進により、防災・減災意識の高揚を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 近所の方に、こういった地震が再度全国的に頻繁に起きているなということもございまして、避難道具を用意してますいうてお伺いしよったらですね。もう全然してないと。まだ大丈夫やろという方が結構おりまして、やはり避難道具というのも日頃から用意してないと実際、何ていうんですか、有事の際には、あるとないとではかなり違うんだという報道も見ましたので、避難道具の用意もできているかということも広報等で啓発もしていただきたいと思っております。

なお、前段で申したように、いつ起こり得るか分からない南海・東南海巨大地震ですので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これからも防災計画に基づき、ハード、ソフト両面から減災対策を積極的に進めていくようにお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、災害時に対応する重機オペレーターの登録制度についてお伺いいたします。

近年、異常気象の影響もあり、ゲリラ豪雨と言われる局地的に集中して降る正確な予測が困難な大雨の影響により、全国各地で甚大な被害をもたらしていることは周知のとおりでございます。本市におきましても、おとしの10月3日に秋雨前線による集中豪雨が発生しまして、河川の氾濫、土砂崩れ、また田畑への土砂などの流出などの被害が発生いたしました。早急に対応しないと二次災害の可能性もあり、市と連携を取り、重機の確保をしていただきましたが、重機を運転するオペレーターは独自で対応してほしいとのことでございました。重機があっても操縦者が

いなければ無用の長物でしかありません。幸いに地元で操縦できる方がいらっしゃいましたので、すぐに対応していただき、早急な対応をとることができました。

そこで、建設課長にお伺いいたします。予め、市で災害時の際に重機を扱える方のオペレーターを公募し、登録していただいております。こうした応急的な対応が必要な際には登録者に連絡をし、初期的な取り組みができましたら市民の方々も安心するかと思います。登録制度をつくっていただけないか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 答えいたします。

災害時に対応するオペレーター登録制度の創設について質問をいただきましてから、高知県南海トラフ地震対策推進須崎地域本部に問合せをいたしましたところ、高知県では災害発生時の協定を土木部と高知県建設協会、須崎土木事務所が高知県建設協会高陵支部と締結しておりまして、その中で災害時には会員の建設業者が重機とオペレーターをセットで緊急対応するようになっているとお聞きしました。

本市につきましても、平成21年に須崎市建設協会と災害発生時における支援活動に関する協定書を締結しておりまして、災害時には応急活動をするようになっておりまして、協会の会員であります建設業者が重機とオペレーターをセットで活動していただけるものと考えております。

また、通常の災害発生時には、市から建設業者に依頼して重機とオペレーターをセットで緊急対応しております。

災害時の重機オペレーター登録制度の創設につきましては、個人のオペレーターになりますと活動中の二次災害や労働災害等も危惧されることから、県や他の市町村の取り組みも注視しながら研究していきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君）

そうしますと、以前、私が緊急時だということで御連絡させていただいた際に、そういった制度があるよということを教えていただければ助かったかなと今思っております。何にせよ、今後の、例年毎年毎年こういった異常気象というのはもう常に起きる、そういったことを懸念されると私は思っております。今、じゃあここでつくるのかどうかということは、何ていいますか、そこは課題といたしましても、やっぱりこういったときに、いざというときに何ともならない、そういった詰んだ状況ですと、もう本当に不安で仕方がないと思うわけでございます。実際、私も家に土砂が流れ込んで、もう雨も降っている、まだがんがんがん石も落ちてきて、どうするんだと、こういった状況を見まして、真実を察するということが感じました。

なので、本当にもう少人数でも構いません、本当たとえ1人2人でも構わんです。いざというときに、そういった、課長のおっしゃられた危険ということも分かりますけれども、そういった制度もつくっていただきましたら、いざというときに、有事の際には本当に助かると思うわけでございます。ぜひとも協議を進めていただきますようお願いいたします。次の質問に移りた

と思います。

続きまして、一次産業の振興について伺います。

須崎市は古来より農業、漁業を基幹産業として、商業、工業と併せてバランスの取れた地域として発展してまいりました。特に農業、漁業は温暖な気候を生かし、そして先人の英知が結集され、今日のような自他ともに認める特色のある産地として成長してまいりました。農業はハウス栽培が盛んとなり、日本一の生産を誇るミョウガをはじめ、シシトウ、キュウリ、インゲンなど、一大産地として全国的な認知を得ているところであります。

また、漁業におきましては、往年からの漁法に加え、カンパチ、タイなどの養殖の取り組みが行われ、高知市の飲食店などで須崎の魚という旗が掲げられているという誇らしい光景も見られるところであります。

私自身も他市の方や県外の方が須崎市に来られたときに、一緒に食事をする中で、須崎は食べ物が何でもおいしい、須崎が羨ましいと言っていたきまして、大変喜ばしい思いをしたことありました。しかしながら、近年は少子化、高齢化などの影響で、従事者の高齢化や後継者不足のため、廃業する方も増加していると言われております。

2020年11月27日に農林水産省から2020年度の農林業センサスの速報値が発表されました。同日付で高知県も速報値を発表し、それによりますと、農業経営体は12,657で、5年前より20.1%減少し、その中で個人経営体は20.6%減の12,345でありました。そして、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は17.1%の1万9,349人、平均年齢は66.2歳で前回より1.3歳上昇、65歳以上の占める割合も63.6%で5.5%上昇し、個人経営の農家の高齢化が進んでいると分析されております。

そこで、須崎市の現状について農林水産課長にお伺いいたします。先ほど申しました須崎市の農業経営体、個人経営体、基幹的農業従事者の平均年齢、そして65歳以上の占める割合につきまして、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えいたします。

2020年農林業センサスの速報値になりますが、須崎市の農業経営体数は479経営体で、うち474経営体が個人経営体となっており、5年前の平成27年から19.4%減少しております。基幹的農業従事者は速報値段階であるため、市町村単位の平均年齢はまだ出ておりませんが、65歳以上が占める割合は5年前の1,160人に対して515人で44.4%を占めており、令和2年現在では977人に対して488人と50%を占める結果になっており、5.6%増加しております。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 次に、農業分野において後継者の状況について、どのように把握しているかを農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

- 農林水産課長（楠瀬晃君） 後継者の状況につきましては、ＪＡ土佐くろしおが３年に一度、農業者を対象に後継者の有無についてアンケートを行っており、その結果を情報共有しております。今年度につきましては、須崎市人・農地プランの実質化に向けたアンケートを土地改良区の耕作者及び所有者に対して実施し、ＪＡのアンケートと併せて回収率が６３．１２％となっております。その内訳としましては、後継者ありが３３％、後継者なしが２４％、後継者不明、また未記入の方が４３％となっております。

なお、今後の農業の担い手として、須崎市の中心経営体となる認定農業者は２７８経営体で、新規就農者６経営体からは農業経営改善計画の提出を受けております。

- 議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔８番 高橋祐平君登壇〕

- ８番（高橋祐平君） 要は後継者の育っていく環境をつくっていくことが重要だと思います。

農業も漁業も地産外商の産業でもあると思いますし、農業、漁業が元気になれば外資も稼げますし、地域も発展するといった好環境が生まれると思います。そうした意味合いからも、行政の果たす役割は非常に大きい、そうと思いますが、今後の農業、漁業に対しての考え方、具体的な対応策について市長にお答え願います。

- 議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

- 市長（楠瀬耕作君） 本市の農業につきましては、全国でも高いシェアを誇っておりますミョウガを筆頭に、キュウリ、シシトウ、ニラなどの園芸野菜やポンカン、ブンタン、ビワなどの季節に応じた果樹、かんきつ類の生産も盛んでございます。

漁業におきましても、須崎魚市場に揚がる魚種の豊富さは高知県内トップクラスで、養殖魚は海援鯛や乙女鯛、須崎カンパチといったブランド化されている須崎の魚はございます。

こういった全国に誇れる食材がたくさんございますので、様々な形で流通、販売ができる体制を構築してまいりたいと考えております。

例えば農業では、ＪＡ土佐くろしおを中心に産地を形成するための支援や、あるいは現在下郷地区で計画しております農地中間管理事業によります農地利用の最適化により、地域の担い手が利用しやすい農地へと改良していく取り組みも進めております。

また、漁業につきましては、新しい魚市場の建設や加工体制も計画しておりますので、これからも本市の主要産業として振興してまいりたいと考えております。

- 議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔８番 高橋祐平君登壇〕

- ８番（高橋祐平君） 市長の答弁にありましたように、農業、漁業の一次産業は本市におきまして最重要な基幹産業であることは間違いのないことだと認識いたしております。その重要な産業の担い手となる後継者の育成は、行政に取りましても取り組まなければならない課題であると思います。そうした観点から、今後一層の取り組みをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、浦ノ内湾の浄化対策についてお伺いいたします。

古来より横浪三里と親しまれて、その風光明媚な浦ノ内湾は県立自然公園として県民に親しまれてきました。最近では本市のスポーツ拠点として整備され、カヌー大会をはじめとした海上スポーツの振興や県外の中学生在が修学旅行での体験学習をしたり、また市営巡航船への乗船、潮干狩り、また鳴無神社のパワースポットなど、脚光を浴びる存在となってきました。

また、先日は市とロゴスコーポレーションとの間で包括連携協定が結ばれ、市は同社の助言をいただき、キャンプ場などの野外体験施設を計画しており、2022年4月の開業を目指すとのことでございます。

その一方で、浦ノ内湾は閉鎖的な湾特有な環境などの問題もあり、水質の悪化が見られ、特に夏場には海水の酸素不足による赤潮の発生が見られるなど、魚介類への影響や悪臭など環境の悪化が進んでいます。

こうした状況を受けて、今まで県や市においていろんな対策が取られてきたと思いますが、その内容と効果について環境保全課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 環境保全課長。

〔環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

浦ノ内湾の浄化対策でございますが、過去におきましては高知県による浦ノ内海域浄化対策事業により改良剤の散布を行ってございましたが、抜本的な効果には至っておらず、また、市といたしても、市内の民間会社が開発し、実験でも一定の効果があつた有機微生物の水質浄化剤を使いまして、具体的には、平成14年のよさこい高知国体の開催前に坂内のカヌー場で集中的に散布することを当時検討していたようでございますが、効果を継続して発揮させるためにはどれだけの量を何回投入しなければならないのかといったデータが十分ではなく、浦ノ内湾のような広い海域で使用することに關して多くの課題があつたと推測されることから、その後の水質浄化対策につながっていないのが現状でございます。以上です。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） やはり抜本的な解決を図っていくためには、外洋の海水を取り入れることが一番効果的ではないかと思われます。地元の理解や経費、そして環境面への配慮など、いろんな検討が必要だと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 浦ノ内湾の浄化対策に対する所見ということでお答えを申し上げます。

かつての浦ノ内湾は、浦ノ内中学校校歌に「山紫に水青き 名におう入江横浪を 育みの母と慕いつつ」と歌われているように、浦ノ内湾の水はとてもきれいだったことが推察されます。その後、生活様式の変化、高度経済成長の中において湾内の水質が変化してきたものと考えられます。バブル経済の真ただ中では、外洋と浦ノ内湾をトンネルでつなぐ構想や、外洋から海水をくみ上げて湾内の浄化を図る話などがあつたようにもお聞きをしております。

先ほど環境保全課長が御答弁申し上げましたとおり、有機微生物を活用した海水や海底のヘドロ対策の実験を行った経過や、民間会社による長年にわたる海底の土質改良材の散布などが取り組まれてまいりました。冬場にはカヌー場にある浮き栈橋から海底まで見渡せる状況が確認できるようになるなど、水質は徐々に改善の方向に向かっているのではないかと感じておりますが、議員御指摘のとおり、抜本的な解決には至っていないと認識をいたしております。

また、海底のヘドロをしゅんせつする方式に関して、関係漁協の皆さんとの勉強会を開催した経過もございますが、費用面などがネックとなり、実現には至っておりません。

浦ノ内湾は、私たち須崎市民にとって貴重な財産であり、海洋スポーツや海洋レジャー、そして株式会社ロゴスコーポレーションとタッグを組んで整備する野外体験施設など、外向けに売っていく資源が豊富なエリアでございます。そして、横浪三里の美しい入江に昔のような水質環境がよみがえれば、さらに魅力が向上するものと思います。外洋の海水を取り入れるような大規模な事業はすぐには実現できないと思いますが、今後とも県及び関係機関、関係漁協と意見交換を図るなどの取り組みを継続していければと考えております。

また、湾内の海水の浄化は、地域の住民の皆さんの環境保全に対する意識の高まりが、住民運動として息の長い取り組みが大事だと認識をしておるところでございます。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 初めてそういった事を知りまして、大変すばらしい事だなと感じたところでございます。

たくさん課題があるかとは思いますが、やはり今、近年の浦ノ内湾、最上スポットだなと、本市においても、そう思うわけでございまして、これから今後は何が一番効果的であり、抜本的な解決になるかをぜひ協議していただきまして、問題解決に向けて取り組んでくださいますようお願いいたします。次の質問に移ります。

最後の質問になります。小学校の開門についてお伺いいたします。

本市で最大規模の多ノ郷小学校、ちなみに私の母校でもございます。また、現在、保護者でもございますが、その多ノ郷小学校では、数年前より開門時間が7時40分となっております。現在では、開門時間前には多くの児童が登校し、まだかまだかと開門を待ちわびている状況となっております。特に雨の日は、傘をさしていても横殴りの雨でぬれたり、また寒い日には震えながら待っている状態に本当に忍びない、かわいそうな思いさえいたします。親の仕事、家庭の状況により早く登校する場合もあろうかと思えます。また、昔を思い起こせば少しでも早く登校し、サッカーをしたり、宿題を忘れたときも、始業前に宿題をしたといったことも思い出されます。教職員はといいますと、開門時間前には当然何割かの方が既に出勤をされており、前段にも述べた状況時には、少しでも早く開門させてあげたいと思う教職員の方も中にはいるのではないのでしょうか。

しかしながら、現実では開門時間は7時40分と決められており、臨機応変の対応がなされていない状況だと思います。決められた時間に開門、それも正とは思いますが、また一方で、臨機応変も必要ではないのでしょうか。そして、また今年度、現在はコロナ禍の中、密を避ける対応をあ

らゆるところでできるだけ取らなければならないのではないのでしょうか。

教育委員会としては、開門時間などは各学校の裁量に任せていると思いますが、コロナ禍ゆえ開門時の密を避ける意味でも、開門時間の前倒しを求めることも必要ではないのでしょうか。学校教育課長の所見をお伺いいたします。

あわせて、多ノ郷小学校以外の小学校の現状を知り得る限りでお聞かせ願います。

○議長（高橋立一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

登校時間の学校の対応につきましては、議員御指摘のとおり、各学校長の裁量にお任せをしております。市内の小学校では、開門時間を決めている学校が多くございますが、保護者の御理解をいただきながらおおむね決められた時間以降に登校していただいております。

今般御指摘の多ノ郷小学校では、始業が8時20分となっており、教職員の出勤時間の40分前を開門時間ということにしております。しかし、働き方改革を推進している今、それ以前に教職員に出勤を求めるということは難しいというふうに考えております。

また、そうした中で、児童を校舎に入leましても、事故等が発生した場合に対応できないという管理上の問題がございますので、できるだけ決められた時間以降に登校していただけるように御協力いただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 現状は認識させていただきました。ですが、やはり登校してきたいという、そのことも分かりますけれども、本当にね、親の都合でなかなかぴたり登校ができない方もいるわけでございまして、実際に保護者の方からも、やっぱり雨の日等でもそうですよね、子供が、自分のね、やっぱりちょっと遠いからそこに出勤しなくちゃいけない。その中で、雨に少しぬれながら子供を置いていくと、そういったところでやっぱり、何ていうたらいいですかね、切ないというか、ごめんなど、そういった気持ちがあふれちゃうと思うわけです。私にも何とかもうちょっとしてもらえんがやろかとかいった言葉も実際聞いているわけでございまして、もう少し子供の目線で取り組んでいただきたい、そんなふうに思いますが、学校教育課長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） 繰り返しになりますが、学校の先生方は、早く出勤するのにはやはり仕事をしたいという思いで来られている方がほとんどです。その中で、子供さん、児童生徒を校舎に入leまして、もちろん入leましたら目を届かせたいという思いがございますので、仕事が中断されてしまうという現状もございました。それで、管理上の問題ということを上げさせていただいておりますので、できるだけ御協力いただきたいというふうに繰り返し申し上げて、御答弁させていただきます。

○議長（高橋立一君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 再度認識しておりますが、やはり本当に寒空の中とか、天候が悪いときなどもそういった、子供って、やっぱりそう見たら、私らまたしんどいなと、かわいそうやなと思うわけでございましてですね。事情は重々把握はいたしましたので、ただ、だからといってこのままでよいとも、すみません、思わないわけで、何とか違った方法があるのか、そういったことをぜひ協議していただきたいと思います。お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 先ほどの高橋祐平議員の学校の開門時間についての質問について、関連質問をさせていただきます。

北川学校教育課長の御答弁、立場、重々に理解をし得るところでございます。学校の裁量権があるわけでございますので、それ以上、教育委員会として踏み込んだ立場での話ができないかとも思いますが、ただ、この質問の中でも、通常時ではなく、雨が激しく降ったり、寒いとき、7時40分以前に子供が待って震えているとき、そのときぐらいの臨機応変さの対応は可能ではないか。通常は当然7時40分決まりを守るのも、それも必要だと思います。それについて、再度、そのときの非常時についてどうお考えか、御答弁お願いいたします。

○議長（高橋立一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃってくださったとおり、校長の裁量権もございますので、教育委員会としましてはこの答弁でしたが、当然のことながらおっしゃっている意味もよく分かりますので、できましたらPTAと学校で話し合っていて、緊急時といいますか、そういう特に配慮が必要な時期というか、についてまたお話し合いをしていただければというふうに考えております。

○議長（高橋立一君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうもすみません、課長の立場での精いっぱいの御答弁ということは重々認識をいたしております。

少しそれでしたらまた観点を変えまして、学校をちょっと早く開けるとか先生の働き方改革、それも重々理解できます。決められた方が朝7時40分に門を開けるという当番制とするならば、その場合だけでのフレックス制の導入ということも今後教育委員会として検討すべきではないか、そう思うわけでございますが、すぐにはなかなか答弁しにくい問題だとは思いますが、御所見お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） 教職員の方々は超勤もないような給料体系になっておりますので、

また、フレックスにして仕事はその範囲に本当に終わるのかというところ、甚だ疑問ではございますが、そういう御事情もあるということで、また今後学校長とも話合いをしていきたいというふうに思います。

○議長（高橋立一君） この際、10分間休憩いたします。

午後3時 7分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。9番大崎宏明さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 皆さん、こんにちは。久しぶりの一般質問でございます。前回の選挙終わって2年間、議長という職を務めていきながら皆さんの質問を前で受け付ける形でしたけど、久しぶりにこの場所に戻ってきて、ましてや先ほど高橋祐平君、新人議員が質問しているところですので、私も今まで若い若いと思っていましたけど、知らぬ間に今もう50も近くなって最近目も見えん状態ですので、老眼をかけながら言わせてもらいます。

それでは、若干質問の通告順を変えまして、市長の政治姿勢の次に市長の登壇になりますので、その他の件を市長の政治姿勢の後ろに持っていきますので、よろしくお願いします。

それでは、市長の政治姿勢について何点か御質問します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための須崎市におけるイベント中止、延期について、中国の湖北省武漢で最初に確認された新型コロナウイルスの感染者が発症し、それから約1年以上が経過しました。この武漢で最初に症例が報告されてから、世界各国に感染の拡大が一気に記録され、我が日本も新型コロナウイルスの脅威に尊い人命を奪われ、また昨年来、様々な式典やイベントが中止や延期になり、我々国民の日常が脅かされ、生活様式まで変えさせられました。

この武漢で最初に確認された新型コロナウイルスにより、令和2年度はこの感染拡大防止のために、当市におきまして須崎まつりをはじめ多くのイベントが中止になりました。市長は日頃よく、当市で行われるイベントの経済波及効果を主張しますが、今回の新型コロナウイルスの影響で当市のイベント中止による損失額を算定してみたのでしょうか。また、このコロナ禍、いかにどのように乗り切るかの思いをお聞かせください。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御指摘のとおり、令和2年度におきましては須崎まつりをはじめ、ご当地キャラ祭り、魚まつり等、残念ながら多くのイベントが中止となりました。その損失額ということですが、別に細部にこだわるわけではございませんけども、損失というより逸失利益、得べかりし利益ということだと思います。例えばご当地キャラ祭りが令和元年度並みの来場者数である8万人規模で開催されたと仮定いたしまして、その経済効果を高知県産業関連表を基に試算いたしますと、県内産業への波及効果は約6億6,000万円程度と見込まれます。よって、逸失利

益についても、同等のものが得べかりし利益として波及効果がなかったということになります。それぞれ須崎まつりが幾らかというようなことは差し控えますけども、そういう状況ではないかというふうに思っております。

なお、イベント中止だけでなく、新型コロナウイルス感染症が様々な経済分野に影響を与えているのは事実でございます、イベント中止の影響もその中の一つであるというふうに考えております。

今後におきますイベント開催に当たりましては、国が示すイベント等における感染拡大防止ガイドラインに沿ってそれぞれのイベント内容に応じた感染拡大防止対策を徹底した上で、安心して御来場いただけるよう運営を目指してまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） そうですね、ワクチンの接種も始まりまして、だんだんと元の生活へ、なかなかすっとは難しいかもしれませんが、日常が一日も早く戻ることを切に願い、またイベントとかはじめ、この須崎市が盛り上がっていくことを期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。若者定住政策につきまして、平成22年度に過疎指定地域の指定になり、約10年以上が経過しましたが、この期間で若者流出を止めるためにどのような施策や取り組みを進めてきたのか、お聞きます。

また、この間のさきの国勢調査での須崎市における20代、30代の人口推移はどうなっているのか、そして、昨年12月議会でも質問がありましたが、新たな住宅団地の計画をしてみてもどうか、市長の御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 人口の社会減の要素であります若者の流出の課題を分析してみますと、大部分が15歳から19歳の層でありまして、その要因は大学等の高等教育機関への進学、または就職と考えられます。その対策といたしまして、教育機関または企業の誘致など、多岐にわたって総合的な取り組みが必要だというふうに考えております。

また、若者世代を呼び込む施策といたしましては、奨学金返還への補助制度の創設、子育て世代への対策として保育料の無償化や中学校までの医療費無償化などを実施してまいりました。

国勢調査の件でございますが、平成22年調査では20歳代が1,871人、30歳代が2,550人、平成27年調査では20歳代が1,577人、30歳代が2,125人となっております。

なお、令和2年度の集計結果はまだ出ておりませんが、本市の実施本部として現在国に報告している人口は2万588人となっております、平成27年の2万2,606人から2,000人程度減少しておりますので、20代、30代につきましても同様の割合で減少していることは見込まれる状況でございます。

定住対策として住宅団地ということでございます。須崎市はこれまで定住政策として住宅団地の整備を行ってきておりますが、これからの計画を検討するため、現在の社会情勢を見渡し、総

人口の減少、少子高齢化や都市部への人口流出など、定住施策を考える上での状況は厳しい状況だというふうに認識をしております。このことから、若者定住施策に限定せずに、大きく移住施策の観点からも多角的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） その答弁の中で1点、ちょっと何点か、1点気になることを確認したいんですけど、例えば、言うたら15から19歳の年代は大学の関係で流出していったそのまんま戻ってこない。奨学金の関係でいろんな制度を構えてみてという話、そして後、先ほど午前の議論もありましたけど、保育料の無償化とか、いろいろありましたけど、そういった施策を通じてですよね。変化が多少あったかどうかというのは調査していますか、また御答弁できればちょっとその辺聞きたいんですけど、御答弁お願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 具体的に何人ぐらい定住してくれたかということに関しましては、調査しておりませんし、なかなかつかみづらい話かと思います。社会減の対策と、対策といいますか、動向を知るために、市民課で転出届を出された方にどういう理由でどの地区へ転出されるかというようなアンケートをずっと行っておりまして、それを集計してある程度の数をつかんで、全員ではないんですけども、対策に生かしたいということと、先ほど言い忘れましたけども、例えば不妊治療でありますとか、妊婦の産婦人科へ通う交通費の助成でありますとか、そういうことも細かいことですがやっておりますが、なかなかこれが、じゃあ若者定住につながっておるかと言われると、そうですとはなかなか言えない状況じゃないかと思っております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） そうですね、若者定住、人んくはよく見えると。例えば土佐市とか津野町のほうへ行くと、ああ、家増えゆうな、若い人が増えゆうんだなというのをすごく感じます。それは実際どうか分かりませんよ。分かりませんけれども、目に見えて感じる場所がありますので、やはり今アンケート調査の結果も気になりました。気になるところではありますが、またそれがもし我々に公表できれば見せていただいて、また我々としても、議員としてもやっぱりこの須崎市の若者世代の定住、そして人口増に向けて、どういった政策、提案ができるかどうかというのも考えていきたいと思っております。

それと、あとは、住宅団地につきましても、若者だけで縛らず、移住計画というのでね、また今後も期待しておりますし、もっと他の市町村に負けないような、要はもうキャパが限られたところでやっていますので、やはり隣町、隣の市から若者を取り込んでくるようなもっと魅力づくりなまちづくりをまた期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、国道494号線についてお伺いします。

計画着工から四半世紀かかっております。だんだんと目に見える形になってきましたが、県の道路新設工事ではありますが、今月3工区の開通が26日となっております。しかしながら、須崎

市として開通のセレモニーを開催に至らなかった経緯をお聞きします。

また、1工区の工事完了の須崎工区の全面開通までは五、六年はかかると聞いておりますが、市長として1年でも早くこの全面開通を目指すべきと思いますが、どのように働きかけていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国道494号線の3工区につきましては、今月26日に開通予定とお聞きをしております。昨年より本市が主催いたしますほとんどの行事などが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催できず中止になってきております。このようなことも踏まえまして、須崎市として開通セレモニーの開催につきましても、感染拡大防止のため開催しないことと判断した次第でございます。

国道494号の早期完成に向けまして、高知県と愛媛県の関係する7市町で活動しております国道494号整備促進期成同盟会の会長として、佐川町と、国道494号の佐川・吾桑バイパス整備促進協議会の副会長としての要望活動を毎年行ってきております。昨年度につきましても、8月2日に高知県土木部長、9月28日に国土交通省四国地方整備局長をはじめ、道路部幹部に同盟会と協議会で合同の要望を行ってきております。

また、11月18日には、中央要望活動として国道33号整備促進期成会と合同で、国土交通大臣政務官や財務大臣、地元選出の国会議員に早期完成に向けて要望をしてきております。

今後に残された1工区の早期完成に向けて、国、県に要望していきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 開通のセレモニーはまず新型コロナウイルスの関係で開催しないということで、以前、2工区の開通のときには盛大に開通式を行いまして、すごく盛り上がり着実に工事が進んでおるなということでうれしく思うところがありましたが、今回、3工区開通ですけど、県の事業でありますけど、やはり地元の協力、地権者の協力があったからこそこの開通にこじつけることができたということで、あくまでも須崎市にとっては大変経済的にも防災面でも重要な道ですので、やはりその位置づけとしてはセレモニーを開催してほしかったというのは、地元としてもそういうように思うことがあります。取りあえず県のほうからは、簡単な説明会と、地権者と地元の方にお礼の意味を込めて若干3月の19日に通り初めをやって、ちょっとしたミニセレモニー的なものを開催するということになっておりますので、それでまた五、六年後、全面開通するときには盛大な開通式を望むとともに、そして今後の働きかけですよね。先ほど市長から説明ありましたが、献身的に取り組まれておりますが、ますます今以上に早くなるようにまた努めてもらいたいので、どうかよろしくお願いします。

それでは、次、市長の答弁でしたので、その他の件に進みます。市道の維持管理について、市道の管理についてお伺いします。

以前にもこの市道維持管理、私の議員活動の重要なテーマになっております。過去にもこの場で再三明るい市道管理の未来について提案しながら質問させていただきました。舗装等の修繕は

計画的に行われている現状ですが、まだまだ市民生活においては十分な対応になってない状況です。

今回の質問は、市道や生活道の定期的な除草作業の件であります。この作業は各地域ではいろいろ順番をつくって行っておられると思いますが、近年、場所によっては高齢化が進み、体力的、人員不足で非常に地域住民にとってこの除草作業が負担になっておる状況でございます。各地域、集落単位での、せめて市道本線の除草作業を道路管理者である須崎市が定期的に行うべきではないかと思いますが、須崎市としてのこれからの除草作業についての対応はどのようにしていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年3月定例会でも松田議員から建設課長に質問をいただいておりますが、市道の草刈りにつきましては、現在幹線の市道約40路線につきましてはシルバー人材センターに委託しており、ほとんどの路線で年1回行っております。

また、限定された集落への市道では、地区組織に一部委託したり、ボランティアで作業をいただいている路線もあり、大変感謝をいたしております。

シルバー人材センターに依頼しても、人材不足で対応できないことがございまして、建設協会に相談したこともございますが、近年、建設業者数も減少してきており、その実施につきましては難しいとの回答でございました。草刈りや路面補修などの維持管理を委託できるような維持管理会社などがあればと考えておりますので、今後予算のこともありますが、ほかの市、町の道路維持管理方法を参考にしながら、研究していきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 答弁ありましたが、私の今回の質問の趣旨は、年1回の除草作業をやっておるということですけど、ポイントは各地域で依頼をしてやりゆうところですよ。そこがもう今、限界な状況に来ております。草刈りしてくれてる地域の方々とお話をしていく中では、年3回やるよと、地元で、自分らだけで。それはもちろん多少なり市からガソリン代レベルの援助はもらっております。が、もうそろそろ大抵に、年3回のうちの1回ぐらいはシルバーにお願いできんかよという切実な思いはありますので、よく言われるのが、あこはシルバー人材センターが草刈って、ここはわしらが刈らにゃいかんという、不平等に感じるというきつい意見を言われる人もおりますので、やはりこの辺で1回精査してですよ、もうどこはどこでどこまでの線引きをするのかということを決めたほうがええと思いますが、決めてやはり平等感を考えれば、市民の満足度を向上させるためにも市長に期待しておりますが、その点についてちょっと御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そういうお声は我々も重々承知をしております、先ほども御答弁申し上げましたとおり、実際じゃあシルバー人材センターも人が不足しておるということで、我々の発

注に対して十分な作業ができてないのが現状でございます。建設業界も同様の回答で、やはり新たにそういう組織をつくらなければ恐らく対応できないんじゃないかと、やってくれる実動部隊をつくらなければならないんじゃないかというふうに思っております。

お隣の市では、まだ市役所が現業部門の職員を抱えておって、その方がやっておるけども、そこも退職したらどうしようかというような悩みがあって、お隣の町では非常に安く請け負ってくれる業者がおるというような事情もあってですね、ただ須崎市は両方ともない状態でございますので、そういう体制からつくっていかねばならないというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 分かりました。また、新しい体制づくりですね。シルバー人材センターもなかなか厳しい、そして地元の建設業者も厳しいと、今市長が言うように、新たな組織の編成ですね。そういったものをこれから課題として、また行政と我々議員が知恵を出し合って、何か市民生活のための満足度を上げるためにも解決に向けて取り組んでいきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

次に、災害時の市道の崩落等の復旧工事においてですけど、もともとはガードレールなどがない箇所での崩落があり、復旧工事後は交通安全対策上、ガードレール等が必要な箇所がありますが、なかなかガードレール等の設置が遅い、または設置できてない箇所があります。市民からは早急な対応を望む声があります。復旧工事におけるガードレール等の費用は、交通安全対策費での対応なのか、または復旧工事費として試算できているのでしょうか。

そして、ここ数年前からの災害復旧工事において、まだガードレール等、交通安全対策の施設が未設置の箇所は須崎市内で何か所あり、今後どのような対応をしていくのか、御答弁をよろしくをお願いします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市道の災害復旧工事では、災害箇所に既設ガードレールなどがあれば災害復旧工事で計上できるということでございますが、今ないところが災害に遭って災害復旧工事をする場合は、その災害復旧工事での設置はできないということになっております。そういうところへの設置は、交通安全対策として対応していくということになります。

平成27年度までは災害復旧工事の施行時に、将来ガードレールを設置できるように穴を開けておりましたが、平成28年度以降は災害復旧工事で穴を開けておくような構造では災害復旧事業として認められなくなったことから、そういう対応はできておりません。

今後もガードレールなどの設置につきましては、交通安全対策として現地確認をして優先順位を決めて設置をしていきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） なかなか平成27年、28年でライン引きがあるとは、僕もすみません、知らなかったもんで、すみませんでした。

このガードレールの設置につきましては、また後に質問もさせていただきますが、やはり市民から見ればですね。災害があって復旧工事をすれば普通にガードレールがつくと思っているのが大半です。そして、先ほど市長がおっしゃったように、穴だけ開けておいておくというのが非常に皆さんに期待を持たすんですよね、平成27年以前は。それを、けど、まだできてないという箇所も通りましたが、なかなか、かなりようけあると思いますけど、やはりそういった対応も、早い対応をお願いしたいと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

次に、この市道維持管理につきまして最後の質問ですけど、市道小浜幡蛇森線についての課題につきまして、お伺いします。この場において、再三舗装の要請をしています。この要請に対しましてまずは地元に説明があったのは、桑田山地区の生活道としての市道路面補修からということで、ありがたくだんだんと計画が進み、形にはなっておるところでは感謝を申し上げます。しかし、そろそろ本線生活道の部分の市道整備が、まだ終わってはおりませんが、終わる段階に近づけば、残りの頂上の公園に向けての計画策定をしての舗装工事が必要になりますが、現状残り頂上までの4キロ、舗装する制度は、ここ、数々いろんな話がありましたが、現段階での対応は今後どういうふうに進めていくのか、お尋ねします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 以前から大崎議員にはこの質問をいただいております。まだ進んでないということで恐縮には思っております。いろんな事業等、あるいは企業版ふるさと納税なんかの組合せがどうかというようなことで、一時、あの上に鉄塔のあるNTTさんとかauさんとかとの話し合いも持ったことはあるんですけども、なかなかまとまらなかったというのが現状でございます。

今、進めるとなりますと、やはり過疎対策事業債や市単道路整備事業としてやっていくということになりまして、そうなりますと、今の予算の配分の中では大変今まだ見通しのつかない状況にあるのは現実でございます。どうやってやっていくかということをやはりもう一度構築し直さないで財政面の問題をクリアできないと考えておりますので、またお知恵を拝借できればというふうにも思っております。

△時間延長

○議長（高橋立一君） 間もなく定刻となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 本当にこの件につきましてはここでも再三議論をさせていただきまして、先ほどおっしゃったようにau、NTT、そしてまたいつときには高知県にも相談をして、順番に何とかできないかということを進めてまいりました。四、五年ぐらい前には材料支給という形で地元の有志による整備をして、地元も確かに動きました。自分たちでできることはやっていくということでやりましたが、またひどい状況に今なっております。

そして、最近は、近年はトレイルレースというのを今開催しております、そういうランナー、

ランナー自体はいいんですよね、荒れた道を走るのは好きですから。けどやはり緊急時に、もしランナーに何かあった場合に、結局頂上まで上がるための道がもう今、また困難な道になっていて、救急車も上がらんような状態になっております。今年はコロナの関係で雪割桜もなかったですけど、やはり皆、雪割桜を見に来た後、頂上上がってみたいねと、県立公園もあるよ、景色もきれいですよという宣伝はできるけど、実際はだからその車では上がれませんよというのが今実情ですので、今の答弁でいけばまた振出しに戻っちゃったような感じがしますので、やはり生活道のほうももちろん大事でございますが、この案件につきまして、2年ほど私がここで質問せんかった間に一気に道路が弱っていますので、その辺ちょっとまた担当部署をはじめ、考えていたきたいと思いますので、どうかよろしく願います。

続きまして、教育行政について細木教育長にお伺いします。

小中学校適正配置計画につきまして、まずは中学校の今統合がいろいろ話題になっておりますけど、私自身の中学校生活を振り返ってみますと、朝ヶ丘中学校ですけど、当時は約四十二、三人の学級が各学年4クラス、全校生徒で500人をも超える生徒数でした。とにかく学校が楽しかったです。勉強はあまり得意ではありませんでしたが、様々な行事を通じまして友達と楽しく笑い泣き、時には意見の違いからのけんか、そして淡い初恋、部活動においては頼りになる先輩、そして上級生のときは下級生への思いやり、勉強、部活動、多くのことを御指導してくださった先生方、たくさんの思い出が残る楽しい中学校生活でした。

さて、中学校生活は大人になる過程で非常に重要な、また思春期、反抗期とデリケートな年代でもあります。須崎市におきましては、近年、生徒数の減少で学級編制、教職員の配置数等に影響が生じていくことが発生し、現場の生徒たちへの教育面での負担を心配するところでもあります。

今回、当市におきまして中学校の適正配置計画が進んでおりますが、様々な意見集約等を丁寧、しっかりとしたビジョンを持って慎重な対応を望むところでございますが、この中学校適正配置計画の統合に向けての説明会等はどのような進捗状況であるのでしょうか。

また、説明会及び市政懇談会、アンケート調査等において、適正配置計画、中学校統合に対する保護者・市民から、統合するなら要望も含む賛成の意見と反対する意見はどのような両者の意見があったのか、お聞きします。

それとともに、その意見を聞き、教育長としてどのように感じとられておるのか、今後、統合に向けての取り組む姿勢をお聞きします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 少々長くなりますが、御答弁させていただきます。

御指摘のように、統合計画の説明会、順次行っておりますけども、新型コロナウイルス感染症防止対策ということに配慮しながらの開催ということで、当初の予定どおりにはできなかった面もございますけども、9月の9日から2月の10日までに順次各保育園、小学校、中学校、17か所でPTAや保護者の役員会へお伺いしまして説明をし、意見を伺ってきたところでございます。また、11月から12月にかけては、8地区の市政懇談会で統合計画について説明し、御意見をいただいたところでございます。これで、ほぼ市内を一巡したというところであります。

今後、感染状況が比較的落ち着いた状況でございますので、4月から各小・中学校のPTA総会で全保護者らへ説明を行っていくということで、あわせて、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。そのため、学校を通じて現在日程調整をしておるところでございます。

さらには、保育の保護者会におきましても御意見を伺う予定といたしておりまして、こちらについても現在日程調整を進めておるところでございます。

あわせまして、地区別の市民の皆様方の御意見を聞くために、公民館をお願いして日程調整を行う予定ということにしておりまして、順次繰り返し説明を進めてまいりたいと、そう考えているところでございます。

次に、統合計画については、パブリックコメントを含めまして各保護者会でございますとかPTA、あるいは市政懇談会と、様々な機会に様々な意見をいただけてまいったところでございます。その御意見につきまして、賛成、反対はもちろんでございますけれども、様々な教育論、地域衰退論、統合校の場所、教育内容、組合せ、通学の問題、部活の問題、学校施設の改修の要望等々、非常に多岐にわたる広範囲な意見をいただいたところでございます。これは市民の皆様が教育に対して深い思いを持ち、学校に対する期待を持たれていることの表れであるというふうに受け止めております。こうした市民の皆様それぞれの思いを受け止めながら、須崎の未来を担う子供たちのよりよき成長につながる教育環境を整備するということはどのようなことであるか、あるいは統合することによってどのような効果があるのか、そういうことも御理解いただけるように説明に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、議員各位におかれましても、ぜひ御協力をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、それに対する教育長としての所感ということでございますけれども、まず前提条件として御理解いただきたいのは、学校統合を考えると、想像を超えます少子高齢化が進行し、地域社会のありようが劇的に変化している。さらには驚異的な技術革新やグローバル化が進行し、Society 5.0時代を迎え、子供たちが将来選択する職業の大半は、私どもが経験したことのないものであると言われる時代になろうとしております。

こうした時代背景の中で、義務教育で子供たちにどのような能力を身につけさせ、変化の激しい時代を生き延びていくために、どのような力を養う必要があるのかということを真剣に考え、取り組んでいくことが私どもの責務であるというふうに自覚をしているところでございます。

そのために、学校統合を進めるものであり、1人1台のタブレットの整備を進めるものでございますし、今後、実践的な英語教育を推進する、あるいは先進的なプログラミング教育を進めるという独自の取り組みについても、現在試行しておりますことから、ぜひその趣旨を御理解いただき、御支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

さらに、取り組む姿勢ということでございますけれども、前段申し上げましたように、日本の教育は今、50年ぶり、100年ぶりと言われる大変革期を迎えるところであります。そうした状況の中で、須崎の未来を担う子供たちによりよい教育環境を提供することは必須の条件整備でございますので、大人の責務でございます。そうした視点から、統合について御説明をし、御意見を伺い、御理解を最大限得られるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、統合に向けて具体的に整理すべき課題につきましては、今後、検討会を設けまして議論

をしながら順次決定をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 教育長の今の思い、そしていろんな意見があった、多岐にわたる意見をこれからまた集約していただいて、各部門別に分けていきながら、精査していきながら何を皆さん望んでおるのか、賛成、反対の議論ではないと思うんです、僕は。これから先、やはり子供たちのこの教育、本当に時代が今もう違うんですよね。我々が受けた教育とまた違う、また新しい時代やと。その子供たちを、須崎の子供、若者をどう育てるかは教育長はじめ、行政の仕事であり、また我々がどういうふうにサポートしていくかというふうに本当に変革の時期に来ております。小規模校もいいという意見もあるかと思いますが、やはり質の高い教育、これからの時代に合った教育、それを十分期待しておりますので、よろしくお願いします。

また、クラス替えがあれば、クラス替えほどききするものはありませんので、ぜひよくお願いしたいと思います。

それでは、次に、教育長にもう一点質問します。ソーシャル・ネットワーキング・サービス、長い横文字ですね、SNSを活用した子ども相談について。

子供たちの自殺やいじめを防ぐため、LINEなどのSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、以下SNSと呼ばせてもらいます、を使った相談を受け付ける自治体が近年急速に広がっております。これまで自治体による相談窓口の中心は電話でありましたが、長野県が初めてLINEを使った相談を実施、その後、一気に広がった形であります。それにならい導入した自治体が期待するのは、子供たちの相談へのハードルを下げることであり、総務省の調査では10代の86%、20代の96%がLINEを利用、SNSは若者のコミュニケーション手段として定着している。若者の身近な存在を活用することで、電話では拾い上げることのできなかった年齢層からの相談に対応ができる。相談したい気持ちを掘り起こす効果があるという声があるそうです。

高知県では、国公立高等学校の生徒、学校が希望する特別支援学校の高等部の生徒を対象にLINEによる相談を行っております。相談受付内容は、学校や勉強のこと、体のこと、友達のこと、家族のことなど、何でも悩んでいることなら受け付けますということを掲げ、相談期間や時間を設ける方法で、昨年の5月6日から6月4日、8月23日から9月23日、本年1月5日から1月31日、各17時30分から21時30分と相談の受付を行いました。生徒には学校を通じてQRコードを記したカードや文書を配り、LINEの相談専用のアカウントのQRコードをスマートフォンなどで読み込んで、友達登録した後に相談できるシステムであります。このシステムを須崎市において、小中学生を対象にしたこのSNSでのいじめ等の相談対応に導入してみたらどうでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 大崎議員御指摘のとおり、高知県では平成30年度よりSNS等を活用

した相談体制の構築事業という文科省の事業を活用いたしまして、主に高校生を対象としたLINEを活用した相談事業を行っており、一定の効果が認められているというふうに言われております。これを各市町村がそれぞれ独自に構築するということにつきましては、相談を受ける専門職の人材確保の問題でございますとか、体制の問題、場所の確保等、様々な課題がありますことから、なかなか実現は難しいのではないかとこのように感じております。

このため、高知県にぜひ、高校生を対象に設置をしておるものではございますけれども、もう少し門戸を広げていただいて、県立学校だけではなく、県内中学生に活用できるよう拡大していただきたいという旨、本年度も高知縣市町村教育委員会連合会として要望をしたところでございます。しかしながら、今年度におきましては、高知県からはすぐに拡大をするという回答はいただけなかったところでございます。今後とも要望していきたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、ぜひ御協力をお願いをしたいというふうに考えております。

高知県といたしましては、その理由として、中学生が初めて携帯やスマホを持って正しく使うためのリテラシーを身につけているという段階でございますので、SNSの文章だけでのやり取りで十分な効果があるのかどうか、そこら辺の問題もあるというふうなこともございますし、より人と身近に接する相談体制をつくることのほうがより大事なんではないかというような御指摘もございますが、今後、検討もしていただけるということでございますので、私どもとしては期待を申し上げるところでございますし、議員各位の御支援もぜひお願いしたいところでございます。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 須崎市でやる場合の人材確保の課題というのは、もう十分私も分かっておりました。ちょっと今これ答弁によつては高知県に何とかならんのかということと言おうかと思つたら、既にもうそういうふうに動いていたということで理解はします。

また、中学生は、まだ仮に携帯電話、今持たさないという家庭もありますので、なかなか拾い上げも難しいかもしれませんが、それを通じて、今回の提案を通じてまたいじめの問題ですよね。いじめ、いろんな問題についてやはり各学校で対応できるような、もっと今以上の体制づくりを望んでおりますので、どうかよろしくお願いします。

また、県に対する要望は引き続き続けていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。令和3年度の当初予算につきまして、関係課長にお尋ねします。

交通安全対策について、2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費の交通安全施設整備費の350万円についてであります。令和3年度の施工箇所をお聞きます。

また、昨年度より減額になった理由は、そしてこの予算規模では市民生活や児童生徒の通学路への交通安全対策の要望にスピード感を持って応えられないと思いますが、現段階での要望依頼箇所は何か所あるのか、今後どのような対応を取っていくのか、総務課長にお伺いします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目交通安全対策費の交通安全整備事業についてでございますが、毎年、要望箇所に優先順位をつけまして、前期、後期に分けて予算額の2分の1程度ずつ整備工事を発注する形態を取っておりますが、現時点で令和3年度前期工事で施工を予定している箇所は4か所となっております。角谷のガードパイプ、正ノ岡のカーブミラー、小浜のガードパイプ、東分のカーブミラーと、これに付け加えまして、それぞれ要望のあった箇所で優先順位をつけて、前期として発注したいというふうに思っております。

交通安全整備事業の減額につきましては、前年度比30万円減額で350万円ということになっておりますが、主な理由といたしましては、交通安全対策特別交付金の減額によるものでございます。交通安全対策特別交付金につきましては、平成8年に724万円であったものが、年々減額となりまして平成30年度には150万円、令和元年度には133万円となっておりますことから、交付金の減額状況を鑑みまして、事業費の減額幅、時期等、改めて検討いたしました結果、令和3年度の当初予算から反映させていただいたということになっております。

また、現時点で、非常にスピード感を持って応えられてないのではないかとということでございますが、相談のありました要望件数といたしましては、ここ二、三年の累計ということになります。未処理件数として70件がたまっておるという状況でございます。

今後どのように対応していくのかということにつきましては、財政的な面もございますけれども、これまで同様に公共性や公益性、危険度などから実施の必要性を判断するとともに、優先順位をつけながら、前年度末の未処理件数を少しでも下回っていくように着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 実はこれ、この件は先ほど前期、後期と言われましたけど、今お願いしとってもなかなか、順番があるからということで対応が遅いねということをよく指摘されるんですよね、皆さん、要望された方からね。一応計画的にやりよるということで理解はできますが、今回、減額になったらまた総務課長が何か予算をけびったがやろうかと思って心配もありましたけど、交付金下がったということで、減額の理由といたしますけど、やはりその辺は単独でも須崎市のほうですね、単独で持てるような予算規模になっていただいて、やはり道にしろ交通安全対策にしても、市民が生活していく上で、整備の問題ですけど、税金を払う、目に見えて形がよくなるということは、やはり私んくの目の前がよくなる、いろんな意味でね、その人の利益ではなく、みんなが通りやすくなるという公平性の観点からいけば、こういう事業はどんどん積極的にスピーディーに対応していくのが必要だと思いますけど、その点について総務課長、どうですか、安全対策につきましてですね、やはりまだ十分これ応えられてないと思いますよね。どう思いますか、御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 現状で70件残っておるということでございますので、私といたしましても十分に配慮されていないという状況であるということは十分認識しておりますが、その70件の中でもやはり優先順位をつけておりまして、結果として早急に対応する必要がないのではないかという部分につきましては、やっぱり後年度に遅れていくという状況になっております。あくまでもやはり今、大崎議員さんも言われましたように、公共性や公益性、この部分も重視しながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君）

それでは、最後の質問に移ります。公共交通空白地帯の対応につきまして、多ノ郷北部予約型乗合タクシーのように、須崎市において今後、公共交通空白地帯をどのように解消していくのが非常に重要な課題であります。今回の当初予算、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の委託料の中に、地域公共交通計画策定委託料がありますが、令和3年度はどのような取り組みになっておりますか、企画政策課長の御答弁をお願いします。

○議長（高橋立一君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

○企画政策課長（北川幸一君） この計画策定の目的は、現在ある公共交通手段等の交通手段を全て活用し、持続可能なサービスの提供を確保するものであります。議員御指摘の多ノ郷北部地区で運行しております乗合タクシーもその有効な交通手段の一つでありますことから、この乗合タクシーや市営バス等、全てについて様々な交通手段を、住民ニーズの把握もしながら検討、協議を今年進め、年度末に計画を策定したいというスケジュールで考えております。

○議長（高橋立一君） 大崎さん。

〔9番 大崎宏明君登壇〕

○9番（大崎宏明君） 本当にこの公共交通、特に須崎市内交通不便地域といいますかね。本当に、むしろ高齢者の方とかは福祉タクシーチケットがありますけど、やはりこの問題も早期に解決していかないと課題でありますので、これ、早急にまた計画を今年度していただいてですね。どんな計画が出るのか、それについて我々も意見を言わせてもらいまして、よりよいものになるようにまた期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で私の今議会の一般質問を終わります。

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

10日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託であります。

開議時刻は午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時10分 延会

第465回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和3年3月10日（水曜日）午前10時開議

第1. 一般質問

- 第2. 市議案第1号 須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について
- 第3. 市議案第2号 須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について
- 第4. 市議案第3号 須崎市債権管理条例の制定について
- 第5. 市議案第4号 須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6. 市議案第5号 須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第7. 市議案第6号 須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第8. 市議案第7号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 第9. 市議案第8号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10. 市議案第9号 須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第11. 市議案第10号 須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12. 市議案第11号 須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 第13. 市議案第12号 須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について
- 第14. 市議案第13号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第15. 市議案第14号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第16. 市議案第15号 須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第17. 市議案第16号 専決処分の承認について
- 第18. 市議案第17号 専決処分の承認について
- 第19. 市議案第18号 令和3年度須崎市一般会計予算について
- 第20. 市議案第19号 令和3年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 第21. 市議案第20号 令和3年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 第22. 市議案第21号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 第23. 市議案第22号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 第24. 市議案第23号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第25. 市議案第24号 令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第26. 市議案第25号 令和3年度須崎市下水道事業特別会計予算について
- 第27. 市議案第26号 令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 第28. 市議案第27号 令和3年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 第29. 市議案第28号 令和3年度須崎市水道事業会計予算について

- 第30. 市議案第29号 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について
第31. 市議案第30号 令和2年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）について
第32. 市議案第31号 令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
第33. 市議案第32号 令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第34. 市議案第33号 令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第35. 市議案第34号 令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
第36. 市議案第35号 令和2年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
第37. 市議案第36号 指定管理者の指定について
第38. 市議案第37号 指定管理者の指定について
第39. 市議案第38号 指定管理者の指定について
第40. 市議案第39号 教育委員会委員の任命について
第41. 市議案第40号 農業委員会委員の任命について
市議案第41号 農業委員会委員の任命について
市議案第42号 農業委員会委員の任命について
市議案第43号 農業委員会委員の任命について
市議案第44号 農業委員会委員の任命について
市議案第45号 農業委員会委員の任命について
市議案第46号 農業委員会委員の任命について
市議案第47号 農業委員会委員の任命について
第42. 陳情の付託
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42まで

出席議員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 豊島美代子君 | 2 番 宮田 志野君 |
| 3 番 西村 泰一君 | 4 番 大崎 稔君 |
| 5 番 海地 雅弘君 | 6 番 森田 收三君 |
| 7 番 柿谷 悟君 | 8 番 高橋 祐平君 |
| 9 番 大崎 宏明君 | 10 番 土居 信一君 |
| 11 番 吉野 寛招君 | 12 番 佐々木 學君 |
| 13 番 西山 慶君 | 14 番 松田 健君 |
| 15 番 高橋 立一君 | |
-

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 國澤 豊君
企画政策課長 北川 幸一君
元気創造課長 西森 茂幸君
地震・防災課長 久万 敏幸君
市民課長 松浦 永治君
健康推進課長 森光 澄夫君
農林水産課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 小野修一郎君
水道課長 宮本 文彦君
学校教育課長 北川 洋子君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君

副 市 長 松岡 哲也君
総 務 課 長 梅原健一郎君
プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
人権交流センター所長 西田 功君
税務課長兼固定資産評価員 宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長 吉本加津代君
環 境 保 全 課 長 嶋崎 貴寿君
建 設 課 長 里見 浩志君
福 祉 事 務 所 長 井上 幸一君
教 育 長 細木 忠憲君
生 涯 学 習 課 長 岡本 憲仁君
子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君
主 監 堅田 智也君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開議

○副議長（松田健君）

これより本日の会議を始めます。

15番高橋立一さんより、申合せにより、午前中欠席の届けがあります。

日程第1 一般質問

○副議長（松田健君） 一般質問を行います。

順次質問を許します。海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） おはようございます。

2日目でございます。通告に従いまして、市長の政治姿勢より何点かお伺いさせていただきます。

まず初めに、昨日も2人ほどの議員さんよりお話もございました。須崎市事業者経営支援給付金につきまして、私の観点から質問させていただきます。

昨年4月の須崎市事業者緊急支援給付金事業、また、12月の須崎市事業者臨時支援給付金、

そして今回の須崎市事業者経営支援給付金ですが、1年にわたるコロナ禍の中、市内の事業者の皆さんにとっては大変厳しい経営環境が続いているところに、市長のリーダーシップによる迅速な給付金事業の創設による給付対応をいただいて、給付の規模の大小、多い少ないはあるにしても、大変助かったという声をお聞きしているところでございます。

今回の須崎市事業者経営支援給付金につきまして、市内の事業所に出向いたり、会合なんかで会ってお話を聞いてみますと、今回対象となっている2か月のうち、12月という月はコロナ禍の中でも、やはり売上げの指数が高く、1月の合計が前年の20%以上減少していないということを経営者さんからよくお話を聞くところでございました。

事業所の皆さんは、昨年夏以降、月によっては50%近く減少している月もあるようでございまして、国の事業でもありました持続化給付金のように、事業者が任意の2か月を選択することができるようにすればどうかと私は考えております。

現在の須崎市事業者経営支援給付金の執行状況を見ながら、例えばですが、去年は6月まででしたかね、最新のやつが。だから7月から例えば今年の3月ぐらいまでの間、任意の連続する2か月を事業者が選択できるようにすれば、支給対象事業者も増え、須崎市事業者緊急支援給付金事業の効果も上がり、少しでも手助けをすることのできる事業所も増えることと思います。この事業の目的は、市内の事業所へ少しでも手を差し伸べることだと思いますので、給付状況を見ながら、改めて事業所に対する支援給付制度を検討してみてもいいと思いますが、市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

海地議員御質問の中でも触れられましたとおり、これまで市が独自に実施してきた事業者支援のための給付金事業につきましては、市が指定する期間における売上げを前年の同時期と比較して、その減少率に基づき給付額を決定してきたところでございます。

さて、御提案の事業者が任意に売上げの比較期間を設定可能とする減少率比較方法につきましては、多様な業種を対象として給付金事業を実施していく上では有効な方法であるとも考えられますので、今後の給付金事業における制度設計の際に検討させていただきたいと思っております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） ぜひその辺はお願いします。800事業所でしたかね、を送っておられるということで、緊急事態宣言が出た頃の一番最初のやつがどんだけ返ってきたか分かりませんが、今回はまだ、昨日の段階で117、まだ会議所の手元にあるのが、三、四十と、19日、来週の締めまできても、そんなに増えないんじゃないのかなと。支給の対象にしている予算的に見ると、大体半数ちょいぐらいが今回の支給対象になるのではないのかなと。けど、そこまでやっぱり僕が今申したとおり、皆さんなかなか減ってはないところもあるけれど、別の月は非常に減って厳しいんで、確かに12月、例えば飲食業の方にとすると、非常に助かったと。12月はお店も休んだりして大変やったんで助かったという声も聞くところでもありますけれど、それと同じところ

で時期を捉えると、本当に助けるところに手が届かないということもあるんで、これは市長、迅速にぜひ4月頭ぐらいには組み直して、ぜひともお願いしたいところですが、その辺りもう一回、今度検討するときはじゃなくって、助けないかん事業所もたくさんあると思うんで、ぜひとも早めの設計をお願いしたいと思うんですけど、ぜひその辺りもう一度お願いできますか。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このたびの12月の、1月という設定理由は、年末年始のいろんな形で、物が動くときに動かなかったということに対する事業者給付という認識がございまして、これから、今後において、コロナ感染状況が拡大して、また事業給付が必要になってきたと、その場合に検討したいということでございます。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） またぜひともその辺り、検討もしていただきたいと思いますし、いろんなことを見てみますと、おとしですかね、消費税が10月にアップされて、じゃあ10、11月、12月って結構買い控えとかがあって非常に厳しいところもあったんで、そこにこのコロナももちろんあるわけです。その消費税が上がって売上げも落ちて、その昨年の対象とするとか。それがまた年を越して、消費税も収まった頃に売上げが上がったときに去年のコロナということもあったりするんで、結構皆さん非常に厳しいところがございます。極端な話をしたら、前へ座ってる方なんかは、あまり消費税が上がろうが下がろうが、売上げも全然関係ないんで全然よろしいかと思うんですけど、本当に厳しい市内の業者の実情もお考えいただいて、迅速な対応をまたよろしくをお願いしたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目行きます。株式会社クリーブラッツ社としんじょう君の著作権などに関する係争につきまして、昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。須崎市は、須崎市側の条件を前提に株式会社クリーブラッツ社との話合いに応じる用意があるということだったと思います。1年近くが経過しますが、この問題に関しまして動きがあったのでしょうか。また、現在の状況はどうなっているのでしょうか。須崎市民の宝物でもあるしんじょう君ですので、市民の皆さんも非常に気をもんでいることだと思います。現在の状況などを御報告をお願いしたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） クリーブラッツ社が保有しております「ちいたん☆」の活動差止めを求めた須崎市の申立てにつきましては、令和元年12月、知的財産高等裁判所から棄却の決定がなされました。この決定を受けまして、本市では、令和2年1月、知的公有財産としてのしんじょう君の権利を守るため、相手方に対し「ちいたん☆」がしんじょう君の二次的著作物であることの確認を求めるとともに、「ちいたん☆」の今後の活動について、書面により双方で確認すべく、弁護士事務所を通じて、数回にわたり、文書でのやり取りを行ってまいりました。しかしながら、互いに合意に向けた具体的な協議のテーブルに着く段階に至らない中で、相手方は「ちいたん☆」

がしんじょう君に類似しているとして、特許庁が商標登録を拒絶査定した決定についての不服申立てを行ってることが判明したことから、この不服申立てに関しまして、「ちいたん☆」はしんじょう君に依拠してつくられた二次的著作物であり、当市が保有する先行商標に極めて類似するものであることを示す刊行物提出書を令和3年2月に特許庁宛て提出した上で、特許庁としての審判の推移を見守っている状況でございます。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） やはりこういう係争事はなかなか、こっちにももちろん絶対誠意があるにしても、なかなかうまく進まないなど感じてるところでございますんで、粘り強く対応して、我が須崎市の宝物であるしんじょう君をぜひ権利を守っていただきたいというふうに思いますんで、お願いいたします。

続きまして、そのしんじょう君の事業なんかを委託されております株式会社パンクチュアルにつきましてお聞きをいたします。

しんじょう君事業を委託され、昨年起業されました株式会社パンクチュアルですが、市長も年に1回ぐらい講演に来ていただいておりますある会合に、先月、守時社長にもお越しいたき、御講演をいただきました。その講演の中でこの操業1年の出だしは、コロナ禍の中で大変だったということですが、従業員や関係各位のおかげで業績も大変好調に推移しているとお聞きしました。売上げのほうもお聞きはしましたが、私企業ということもあり、ここでは伏せさせていただきますが、私自身も三十数年前に起業、創業した経験から申しますと、非常に驚いた数字であったというふうに感じました。守時社長の目のつけどころやSNSなどを活用した情報発信の仕方が非常に巧みでストーリー性があり、工夫されているんだなと感じているところでもありますし、ツイッターとかのフォロワーが非常に多くあったということもあって、ゼロからの商売でもなかったということもあったのかなというふうに思いますし、その起業、創業を後押しした関係各位の皆様にも敬意を表したいというふうに思います。

この1年で社員、パートを合わせて30人ぐらいの雇用をされているということで、成功とともに地域貢献をしていただいていると感じているところでございますが、このしんじょう君事業を委託している株式会社パンクチュアルについて、市長の御所感を賜っておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、パンクチュアル社には、須崎市からしんじょう君事業に及びふるさと納税の事業の一部を委託しておりまして、本年度は全国から20億円を超える寄附をいただいております。寄附をいただいた方、本当にありがとうございます。

また、コロナ禍で行き場を失った商品を消費者に直接販売するECサイトの立ち上げによって、販路確保に苦戦する生産者、加工事業者らの支援にも取り組んでいただいております。今後におきましても、社会情勢の先行きが見通しにくい中、しんじょう君の情報発信力を生かし、同社が地域商社として生産者、事業者の皆さんと一丸となって魅力ある須崎の産品や須崎の魅力を様々な形で全国に届けていただくことを期待しております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔５番 海地雅弘君登壇〕

○５番（海地雅弘君） 本当に１年でこれぐらいの結果を残してくれるっていうのは、すごいなというふうに思っておりますし、ぜひ、今、市長が言われました、地域商社、こういった目線で当時、先月、講演いただいたときも、高知県、しんじょう君は高知県の観光大使も務めておるといふことで、高知県全域のことももちろんやらないかんけど、やはり僕は須崎市に軸を置いてしっかりやっていきたいというふうな話もされておりましたんで、非常に頑張ってやっているなど。何らか、皆さん、また協力していろいろできることがあったらねっていうなんかも話をしながらお別れしたことでございます。今後の活躍を御祈念申し上げたいと思います。

そして、須崎市における起業につきましてちょっとお聞きしたいと思います。

株式会社パンクチュアルは、確かにまれな例かもしれませんが、目のつけどころやＳＮＳを活用した情報発信をうまくすれば田舎でも起業することができ、雇用の場所が増え、若い方が生まれ育った場所で働くことができることがいま改めて証明をされたということだと思います。

現在の須崎市は、光ファイバー網が整備をされ、高速道路も開通をしており、ＪＲも通っている上に地価も非常に安くなり、売り物物件もたくさんあり、その上、魚をはじめとする食べものも大変おいしく、住んでみると、須崎は非常によいまちだと実感していただけることだというふうに思います。

そこで、須崎市を起業のまちとして売り出してはどうかと考えます。起業を後押しする行政、須崎市として、情報発信の力を入れて取り組んでいけば非常に面白い企画にもなるといえますし、展開にもなってくると思います。人口減が著しく進む中、昨日２万５００人ぐらいでしたかね、非常に僕もびっくりするような数字を聞きまして、本当に今までの政策の中で人口増を図ろうと思っても非常に限界があるんじゃないのかなと、さすがに昨日もその数字を聞きながら思ったことでございます。

やはりここは切り口を変えて、起業、新たに事を起こす、仕事を起こすことを後押しする、須崎市として情報発信をしながら、例えば家賃の支援とかですね。いろいろな支援を総動員することができれば、移住やひいては居住人口の増加も期待できると思います。起業のまち須崎について、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市では、地域人材育成事業として須崎未来塾を平成２５年度から平成３０年度まで実施するとともに、平成２８年度からは商工会議所とともに、より起業を意識した人材育成の場として、ビジネスプラン塾をスタート、現在はＮＰＯ法人暮らしさきにマナビバスサキとして継続していただいております。また、ビジネスプランコンテストを平成２９年度から開催しており、起業を目指す人材の支援に取り組んでまいりました。また、都市部の起業人材へのアプローチとして、令和２年度には、総務省の関係人口創出・拡大事業を土佐町、四万十町、須崎市の３市町合同で実施をいたしました。この事業には、地方での起業に意欲のある方や地域事業者との事業創出に関心のある方、延べ３８名に参加をいただき、非常に好評で手応えを感じ

ているところでございます。

コロナの影響で地方が注目されている今、既存の起業支援の取り組みに加え、都市部の人材に地域をどう開いていくか、そして、それをまちの魅力と合わせてどのように発信していくかは非常に大切であると認識しており、今後の展開におきましては、移住促進事業や地域おこし協力隊事業とも連携させながら、起業のまち須崎を目指したいと考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） よろしくお願ひいたします。須崎は非常に空き家が本当に増えてきて、処分したいけどなかなか処分もできないとかいうのが非常に僕も聞くと、僕の知り合いの高知の不動産屋さんに聞いても、いや、売り物件は幾らでもあるけど、なかなか須崎は売れんよねとかいう話もよく聞いて、そうかななんて思いながらも思っているんですけど、非常に起業のまちとしての取り組みをしていくと、まず住むところを構えてあげないかんし、そういうところを上手に空き家とマッチングをさせて、今、暮らすさきさんとやっているということなんですけど、もう少し、これ以前、佐々木さんもこういうことをおっしゃっていたと思うんですけど、もう少し須崎市が入り込んで、いろんな、当初1年ぐらゐの家賃の支援とか、極端な話、空き家を借っちゃって、その人にお渡しをするとか、いろんな方法がこれはできると思います。そういうことによって居住の人口も増えてくるし、非常に売りが、ちゃんと買う人も出てきて、不動産屋さんも非常にいいんじゃないのかなと思ったりもするところですが、そういった人、家賃の支援も含めて、起業のまちをぜひとも早めに進めていっていただきたいですが、もう少しその辺、市長として、よしやってみようとかいうところはないでしょうか。ちょっとお伺ひしたいと思いますけど。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 起業支援というのは、インキュベーションといいまして、保育器をイメージしとるわけですが、保育器の間はいろんな形の例えば資金の支援であるとか、借入金の金利負担であるとか、いろいろ考えられます。それにはやはり行政としての予算立てが必要になりますので、そこを財源を手当てしていくという話になろうかと思っております。これはいろんな形で、今クラウドファンディングであるとか、いろんな資金、財源の手当ての方法もできておりますので、そういう研究も行いながら、もう一つは、やはり起業しようとする意欲のある人材、これを市内外から来ていただくと。そして、起業の種を育てていくと、これは学校教育のほうになってくると思います。これは中長期の話ですけども、プログラミング言語であるとか、英語であるとか、そういうものをしっかりと位置づけをして、そういう人材の中から須崎市に残って起業しようという人を育てていくと、やっぱり中長期の取り組みも必要であるというふうに考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） ぜひ中長期の取り組みを種をまきながら、これは別に僕らがやってる普通

の商売だけじゃなくって、農業でも漁業でも起業するのは同じだと思いますんで、やはり商工会議所さんとか、JAさんとか、漁協さんとかいろんな協力をしながら、ぜひとも須崎市で、起業するまち須崎として、ぜひともこれから売り込んでいっていただきたいというふうに思いますんで、いろんな手当てをよろしく願いをいたします。

続きまして、ワーケーションにつきましてお伺いをいたします。

高知県が推進しようとしておりますワーケーションについてお聞きをいたします。ワーケーションとは、ワーク、仕事ですね、プラス、バケーション、休暇をかけた造語で、観光地や帰省先などの自宅以外の休暇先でリモートワークをする過ごし方ということです。近年では、自宅やカフェ等で仕事をするリモートワークが普及し始めたところに新型コロナウイルス感染拡大防止のために一気に広がったということもあり、このワーケーションも多様な働き方の一つのアイデアとして非常に注目されているようでございます。

高知県では、2020年度の補正予算で2,500万円を計上してワーケーションに力を入れておりまして、高知県の強みである自然と食との親和性が高いと高知県の地域担当課の担当者は話しているようで、土佐清水市内の4事業所が環境省の補助事業の採択を受けて、ワーケーションには必須のWi-Fiの環境を強化するほか、県独自の補助事業にも宿泊業者のほうから申請が来ているということでございます。

昨年11月に発表されました株式会社ロゴスコーポレーションとの包括提携により、今後これらの地域を中心に多くの交流人口の拡大が期待できると思われまして、須崎市においても地域活性化の手段として、このワーケーションに力を入れていくべきだと思います。高知県が今後力を入れていこうとしているワーケーションについて、市長の所感を聞くとともに、須崎市におけるワーケーションの可能性について御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、私たちの働き方においても、テレワークをはじめ、これまでの固定概念にとらわれない就労形態が取り入れられつつあり、海地議員御提案のワーケーションにつきましても、都市部のオフィスを離れ、豊かな自然環境の中で仕事と余暇のメリハリをつけながら効率よく業務を遂行するための手法として、今後ますます普及していくものと認識をしております。

さて、本市には、魚をはじめとする食の楽しみや自然環境の点において、ほかの地域に負けることのない高いポテンシャルが秘められていることから、その魅力を広く情報発信していくために、県や観光協会とも連携しながら取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） もうぜひ一緒に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

ちょうど昨日でしたか、県議会でもワーケーションについてお聞きをした議員さん、僕も非常に親しい議員なんで、また今度ゆっくり聞いてみようと思うんですけど、これ私、昨年ですかね、マルチハビテーションという、多居住で住んでからいろんな余暇を過ごすとか、元気創造課長は

勉強もしてまいりたいというふうに申ししておりました。

また、昨日ですか、全国二地域居住等促進協議会というのが設立をされたようでございまして、これは全国の自治体がかなり加盟もしておるといふ、須崎市も当然加盟をされておるといふふうに思うわけでございますが、多様な価値と魅力をもって、持続可能な地域の形成を目指すためには、地域づくりの担い手となる人材の確保を図る必要があります。しかし、国全体で人口が減少する中、全ての地域で定住人口を増やすことはできません。そこで、これからは都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ二地域居住などの多様なライフスタイルの視点を持ち、地域への人の誘致、移動を図ることが必要になりますというふうな意味をもちまして設立を昨日して、やられておるといふことでございますんで、ぜひ、まさに定住人口が増えない中、いろんな政策を打ってもなかなか、結婚もなかなか最近される方も少ないですし、子供も非常に少なくなってきましたんで、やはり他の地域の力も借りると、多居住ですよ、2つの地域、まあ3つでもよろしいんでしょうけど、そこで非常にこれから大事になってこようし、これから定年で、課長の皆さんも定年になって、ゆっくりするとなると、2つぐらいの拠点を持って行き来しながらされると、非常に余裕のある人生も送れるんじゃないかなと思うところでございます。ぜひ、例えば花粉症のときに北海道へ移住しておられる方もいらっしゃるとも今の時期聞いてもおりますし、ぜひともワーケーションなるものは、ぜひとも本格的に、ぜひ元気創造課でもしっかり勉強して進んでいってもらいたいと思いますんで、よろしく願いをいたします。

このワーケーションを推進していくには、W i - F i の環境の整備が欠かせないということにもなろうかと思えます。

そこで、間もなく整備の始まる予定の浦ノ内野外体験施設におけるW i - F i の整備はどうなっているんでしょうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 野外体験施設におけますW i - F i の整備につきましては、今回財源として活用させていただく予定であります高知県観光施設等緊急整備事業の要件ともなっておりますことから、この施設にはW i - F i 設備を備える予定としております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） もう今の若い方とか行動する方は、とにかくW i - F i の環境とか、とにかくインターネットに接続ができないと非常に困るということもございますし、私どももちょっとどっか行こうと、どっかホテルを取らないかんねと、出張でとかになると、やっぱりまずW i - F i が使えるかどうか、もうパソコン持っていくまでもなくW i - F i で済むことが多いですから、非常にそういうことはよろしいことだなと、そこがちょっと心配になりましたんでお聞きをさせていただきました。

続いて行きます。株式会社ロゴスコーポレーションとの包括提携による野外体験施設は、来年の2月には整備が終わりまして、4月の開業を予定されておるとお聞きしているところでございます。ぜひ多くの来場者に来ていただき、交流人口を拡大し、須崎市全域に広がっていくことを

願っているところでございます。

自然豊かな須崎市では、株式会社ロゴスコーポレーション以外にもこういったキャンプ場整備を検討している事業者がいらっしゃいます。計画が出来上がり、須崎市として支援できるような内容であれば、株式会社ロゴスコーポレーションと同様に御支援をお願いすることができるんじゃないでしょうか。市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この事業以外で須崎市でのキャンプ場整備を考えている事業者と同様の支援を行うことができるかという御質問でございますが、私どもはそのような情報は聞いておりませんが、昨日、森田議員にお答えした経過や今回ロゴス社から、ファミリー層を対象とした気軽に訪れることができるほかの施設とは異なる御提案をいただいております、これが須崎市の考え方と一致をしたわけでございます。こうしたことから、市の施設として整備を進めることとしたものでございます。タイトなスケジュールの中で、ロゴス社との事業に集中して取り組んでいく必要がございますので、本件以外のキャンプ場などの野外体験施設について、市の施設としての整備を検討する状況にはないと認識をしております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） 市の施設ではなくって、そこの企業が自分ところで整備をするけれど、いろいろな県等の、国等の支援もあれば、もしそういう、今年ではないみたいなんです、計画をされておるといことなんです、そういうときにはなれば、そういった部分でできるところがないのかいうところもちょうと御検討いただきたいと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今の御質問では詳細が分かりませんので、具体的なお話をいただいてからとさせていただきます。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） また詳細が煮詰まってまいりましたら、市の担当の方とか御相談もしながら、この野外体験、今度仕上がるロゴス社さんとの体験施設とまた違った切り口のものがあれば、また別の層も呼べたりすると思いますので、その辺りはまたよろしく願いいたします。

続きまして、新図書館等複合施設についてお聞きいたします。

新図書館等複合施設の概要、現在までの経過及び進捗状況、そして、今後の主な予定など、先週、議会閉会後に所管課長より詳しく説明を受けました。整備、設置する施設などの配置図、平面図などを拝見させていただきましたが、以前に拝見させていただいたものと大分変わっているなど感じているところで、図書館部分と多目的ホールやレクチャー室、ワークショップ室など、別棟で建設されるような配置になっておりました。この別棟で建設される予定の部分で、特に多目的ホールは、一体どのようなものに活用することを想像したらよいのか。新図書館と複合施設

においては、地域の活性化のために結婚式やコンベンションを誘致できる会場を併設していただきたいと、昨年３月議会で提案もさせていただきましたし、コロナ後を見据えて、地域が稼げる施設の併設をお願いしてきた経緯もございます。多目的ホールを含む各施設につきまして、市長の御所見をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、議員協議会で所管課長が御説明した資料につきましては、平面図や事業費を含めまして、新図書館を含む複合施設の整備計画を国に要望するための資料でございます。確定したものではないということをまず御理解いただきたいと思います。

海地議員からは、同様の御質問を令和元年３月議会でもいただいておりますが、市民文化会館の大会議室の稼働率がここ３年間で約８０％でございます。利用希望者の方にお断りしている状況も見受けられます。また、市内には大きな催しを受け入れる会場がございませんので、文化会館大会議室の約１．５倍、５００平米の広さで整備を検討しており、高知市以外の中・西部の貸し館需要を本市に取り込むために計画しているものでございます。活用につきましては、文化会館と同様にイベント、会議、研修及び宴会等を想定しております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔５番 海地雅弘君登壇〕

○５番（海地雅弘君）

確定の部分ではないけれども、そういうふうな貸し会場とか、この中・西部のいろんな需要を取り込んで、須崎市の活性化をしていきたいというふうな思いのようだったと思います。ぜひとも、やはり今コロナ禍で結婚式、もう本当になくなって業者も大変困っておりますが、これはコロナ後というものを見据えていくと、やはり結婚式なんかは本当にそういうところで行われるようになってくると、非常に地元の料理とか食材も使っていただけますし、それに付随する印刷業務であるとか、いろんなもの需要されてくると思います。これが須崎市にとどまらず、中・西部の部分がこちらへ須崎市へ来るとなると、いろんな部分が活性化もされてこようと思いますし、商工会議所に加盟している事業者もそういうところを見据えて、会議所の会頭を中心にそういう方向の検討もしていけると、令和８年ですか、コロナも収まってきてる頃だと思いますんで、非常に面白い展開になってこようかと思います。ぜひともこの辺はしっかりとしたつくり込みなどをしていただきたいと思います。

また、それに付随したら、確かにあそこは全ての方面に道があるわけですが、逆にそこへ入ってくる道が狭いということもございますんで、何か一つ大型バスなどもひょっとこれからは入ってこようかと思いますんで、この中で御検討もしていただければなということも思うところでございますが、地域活性化といえば、やはり道が必須でございますんで、やはりそういうふうなところもぜひお願いをしておきたいですが、その辺り、道の拡幅、拡張の部分は、市長、これから図書館を造るに当たって、どうでしょうね、その辺り、これに付随しまして。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 道路の拡幅もこれはできたらいいのはもちろんのことですが、現在のところ、まず図書館と複合施設の事業費の財源をどう工面するかというところを考えておりまして、道路の状況につきましては、やはり1回開館して、利用率等も見た上で、その次の段階の話になるのかなというふうに思っております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） 分かりました。それは利用率見ながら、ほかの施設もできるかもしれませんので、また今後の課題ということでよろしく願いいたします。

もう1点、図書館につきましてお聞きします。

今回の図面からは、須崎市が所有しておられる土地及び8店会といわれる個人の方が持っている、個人企業が持っている土地が新図書館等複合施設の整備予定地から外れております。この土地は別途整備をしていこうとお考えなのか、また、須崎市の所有する土地は、複数の民間事業者からお問合せや利活用の提案も来ているということでございます。こういった民間事業者とコラボレーションしながら、新図書館等複合施設の整備を進め、にぎわいを創造していこうということを目指しておられるのか、併せてお聞きをしたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 当初の計画では、市有地及び8店会の土地につきましても予定地としておりましたが、国への整備要望を協議する中で、新図書館等複合施設の規模に対して用地面積が広過ぎるとの国からの御指摘があったこと、また、国の補助事業として用地を取得した場合、民間事業者の参入など、本市の自由な利活用ができないなどの理由によりまして、事業範囲からは除外したものでございます。なお、8店会の用地につきましても、地権者の御理解をいただき、取得してまいりたいと考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） 地権者の皆さんも、ぜひとも須崎市が利用できるものであればというふうなことも私もお聞きしているところでございますし、ここにつきましては、それなりに広い土地でございますので、私もいろんな事業者さんから御提案もいただいておりますので、またいろいろと御提案もしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、参ります。その他当面する諸課題につきましてお伺いします。

ふるさと納税寄附金の使途、政策意義、予算等執行状況につきまして、総務課長にお伺いいたします。

令和2年度のふるさと納税寄附金が24億円の決算になると提案趣旨説明で御報告を受けました。この制度が始まった頃の我が須崎市のふるさと納税寄附金の金額からは、到底考えられないほどの金額になってまいりました。ふるさと納税寄附金が年々増えてくるとともに、市民の皆さんの関心も非常に高まってきておりまして、何に使っているんだろうとよく聞かれることが多くなりました。須崎市のホームページには、今までの寄附金の実績や寄附金の使い道、活用事業の

紹介、例えば海洋スポーツパーク推進事業や第2子保育料の無償化事業、須崎市学校給食センター設立に向けた基金への積み立てなどが掲載されています。私自身もそういった説明を分かる範囲でしておりますし、須崎市も広報や住民説明会などで周知されていることだと思いますが、なかなか須崎市民の皆さんにうまく伝わってないのが実情ではないでしょうか。

そこで、この際、市民の皆様に対する広報の意味を込めて、ふるさと納税寄附金の使途について、そして各課が掲げる政策意義、予算及び執行状況につきまして、各課にわたりますので、一括して総務課長にお聞きをしたいと思います。市民に向けて、聞いておりますので、分かりやすく御説明をお願いいたします。

○副議長（松田健君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。初めに、ふるさと納税による寄附につきましては、子育て支援や福祉の充実など、直接市民サービスにつながる施策から、須崎市を元気にするためのプロジェクトや施設整備まで広く活用させていただくことで、平成16年当時の財政、基金が底をついたような頃のようなところからは想像できないほど、積極的に施策を展開できるようになりまして、持続可能な元氣創造のまちづくりを推進するにおいても、非常に意義のあるものであるというふうに感じるところと同時に、行財政運営にも好影響をもたらしておるというふうに感じております。

さて、令和2年度のふるさと納税寄附金の使途でございますが、先ほど海地議員からも少々御紹介いただいておりますが、なおもう一度御紹介させていただきますと、給食センター整備のための施設等整備基金をはじめ、26事業に充当いたしております。当初予算ベースで2億6,923万7,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、施設等整備基金積立金に1億円、しんじょう君マスコットキャラクター事業に事業費の約2分の1の1,830万円、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費に1,000万円、企業誘致等促進事業費に4,178万円、すさがすきさ奨学金返還支援事業費に300万円、福祉タクシーチケットの対象拡大分といたしまして576万円、第2子保育料軽減のための事業等に2,276万円、保育所副食費補助事業1,100万円、母子保健事業や新生児への木製玩具プレゼント事業に480万円、観光事業に1,225万円、海洋スポーツパーク構想推進事業費320万円などとなっております。コロナの影響により一部イベントが中止になったものや、また、事業の規模縮小や県をまたぐ往來の制限により、実施に至らなかったものなどを除きまして、現状ではおおむね順調に執行されているというふうに感じております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君）

多岐に、26事業、いろいろ使っていただいて、本当に須崎市が元氣になればいいのかなと思います。私もホームページ見ながら、始まった2008年は27件で430万円ぐらいですか。2009年が7件で22万5,000円、2010年が5件で111万4,000円、2011年が12件で165万8,000円、2012年が13件で37万7,000円、2013年が

14件で42万5,000円、2014年が35件で200万円ですね。それから効果が出てきたんでしょうか、2015年、しんじょう君とかのですね、4万2,527件で5億9,700万と、これから順調に伸びてきて、今年が24億円ということで、本当にいろいろ積み上がってきたんだというふうに思っておりまして、ぜひともこういうのを活用していろんな事業に充てていただきたいと、市民が本当によくなるようにしてもらいたいと思うところでございます。

このふるさと納税寄附金がこのぐらいの規模で毎年のように寄附行為が行われるようになってきますと、何か市民の希望につながるものや須崎市のシンボルになるものを建設してみたいというところもあるところではございますが、市長の中でふるさと納税寄附金を将来に向けて、何かこういったものに使ってみたいというものがあるんでしょうか。夢のあるような御答弁をいただければありがたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどの総務課長の答弁でちょっと補足させていただきますけども、24億円のありがたい寄附をいただいたということでございますが、当然その中には、返礼品の費用、あるいはそれを送る発送費、そして手数料等々ございますので、24億円丸々市の基金に積み上がるというわけではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

その中で夢のあるシンボルになるものを建設してみてもどうかということで、御質問の意図は非常によく私も分かります。いろんなものに総花的に使うよりも、やはり何か一つのものに特化してみてもどうかという意味でもよく分かりますが、現在のところ、先ほど何年か前の基金状況もありましたが、まだまだ、昨日も御答弁申し上げましたとおり、財政再建の中という認識がございます。やはりそれをしっかりと財政再建をトンネルから出るとというのが、まず今の目標でございます。それをまずは達成したいというふうに考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君）

想定どおりと申しましょうか、財政再建であるのでという、そういう答弁が出るんだろうなと思っております、何か具体的なものをおっしゃってもあれでしょうから、市長、政治家として夢のある答弁をというふうなことで、自分やったら将来こういうことに使いたいなということがあったらお聞きもして、やっぱり政治家は夢語らんとはいけませんので、やはりそういった部分の楠瀬耕作、政治家としての楠瀬耕作の夢っていうものを語っていただきたかったなというところでございますが、別にそれを言うたから、しろっていうわけじゃあございませんが、市長、何かぜひ夢のある御答弁をいただけないでしょうか、財政再建のほかに。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今年の2月1日で市長就任させていただいて10年目を迎えました。この間いろいろといろんな形で叱咤激励、支えていただきまして感謝申し上げる次第でございます。

その前は全くの民間人だったわけで、１０年たちましたが、なかなか自分が政治家になったような気がまだしておりませんので、まずは実務的にいきたいというふうに思います。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔５番 海地雅弘君登壇〕

○５番（海地雅弘君） 漏れのない答弁、ありがとうございました。

じゃあ、次に参ります。シンボルロードの整備につきましてお伺いいたします。須崎市のシンボルの一つ、川端シンボルロードの流水が止まって数年が経過いたします。所管課におかれましては、市民からの声も届いてい~~る~~とのことで、整備の意向はあるものの、数千万から数億円の費用が必要ではないかと試算が出されており、すぐには今後の整備の方向について示すことができないようにお聞きしているところでございますが、いつまでもこの状況ではいけないと思いますので、所管課における現在の考え方はどうなのか、建設課長に御所見を賜っておきたいと思います。

また、川のように水が流れ、春から夏にかけて、よく子供たちが遊んでいました須崎市街地のシンボルともなっていた川端シンボルロードの復活を望む声が多数寄せられておりますが、市長として、何とか整備をしていこうというお考え、また妙案はないのか、併せてお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（松田健君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 答えいたします。シンボルロードにつきましては、平成５年度に供用開始しておりまして、これまで美化活動などを通して維持され、市民の憩いの場やイベント会場としても利用されてきております。親水のせせらぎ施設につきましては、水路からの漏水がありまして、水道料金が例年の１０倍以上になったことから、平成３１年の２月から流水を停止しております。せせらぎ~~には~~コンクリートの３面張りの水路に防水シート、防水モルタルで防水層を設けまして、その上に石張りをしております。現状では漏水箇所の特定は難しく、修繕はできておりません。議員御指摘のとおり、何とか以前のようにせせらぎに水を流したいと考えますが、ポンプ施設につきましても、設置後約２８年が経過し老朽化もしており、更新が必要になることから苦慮しております。現在のところ、今までのように水を流すことは多額の費用を要するから難しいと考えておりますが、今後どのような形で供用できるか、多くの方から意見をお伺いしながら方向性を決めていきたいというふうに考えております。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海地議員御指摘のとおり、せせらぎの流水が止まっていることを承知しております。

先ほど建設課長がお答えいたしましたように、施設の整備には多額の費用を要することから、慎重にならざるを得ない状況でございます。今後どのような形で供用できるのか、市民の皆様からも御意見伺いながら方向性を決めていきたいと考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔５番 海地雅弘君登壇〕

○５番（海地雅弘君） なかなかもう何年ですか、３年ぐらいたつんですかね、止まって。市民の方からは、女性の方ですけども、私ら、もうあんなに止まっちゃったら寂しいって、子供さんが遊びゆう姿、コロナ禍の中であんまりあちこち行けんの、ああいうところで遊びゆう姿がもう目に映るって、目に浮かぶってということで、頭にね。そういうことで、もし、もう本当こうちょっと塗って済むばあのかの寄附やったら、私らも回って集めるき、須崎市も何とかしてやっていうふうなことをおっしゃる方が結構何人か、僕、実際聞きまして、やはりそうやってみんな一生懸命須崎市のことを考えてくれているんだと思いますんで、何か妙案があって、何かないのかなというふうに思うんですが、何か基金の取崩しでもしながらですよ、できませんかね、市長、どうでしょう。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本当に結構な額が必要です。これ、以前ちょっと金額は忘れましたが、こんなにかかるのかというぐらい、やりかえが必要なんです。それをどのような形でやれるのかということだと、その一点に尽きるわけですが、先ほど言ったようにいろんな形の、クラウドファンディングやるにしても、ちょっと額がでかいんで、なかなかこれは厳しいもんがあるのかなとも思っておりまして、本当に今のところ、これといった財源対策は難しい状況です。

市民の皆様のそういうお気持ちをどんな形にしていくかということですが、ぜひ海地議員のほうからもいい案があれば教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔５番 海地雅弘君登壇〕

○５番（海地雅弘君） 何とかいい提案ができたと思いますんで、またいろいろ私も考えおきたいと思います。ぜひとも市民の思いを形にしていこうというのが政治家の務めでございますので、市長も何かぜひとも担当課と一緒に、しっかりとこれは考えていていただきたいなというふうに思います。せっかく須崎の川端シンボルロード、名前がついて、シンボルロードつきますんで、これを何とかせん手はなかなかないのかなと思いますんで、その辺りはよろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。須崎市入札参加資格審査申請の変更につきましてお伺いいたします。

須崎市入札参加資格審査申請、難しいですね、これ名前がね。変更につきまして、お聞きをいたしたいと思います。須崎市入札参加資格審査申請が令和３年度より変更になりまして、建設工事に係るもの、測量・コンサルタント等業務に係るもの、物品購入等に係るものが、この２月３日から３月３日までの間にウェブ申請をしなければならなくなりました。

この入札参加資格審査システム、ＢＩＤ－ＥＮＴＲＹというシステムに登録している自治体は、ウェブ上で拝見させていただきますと、全国で１６市町、県内では当市と黒潮町が登録されており、まだ始まったばかりの申請システムなのかなと感じているところでございます。

申請方法としましては、まずホームページ上で申請登録をして、必要な紙媒体を全てエクセル

やPDFの電子ファイルに作成し直し、順次入札参加資格申請システム、B I D－E N T R Yのホームページ上の指示に従い、ファイルをアップロードするもので、ファイル作成に慣れている方ならそう難しくないと思う内容でございますが、このシステムを使用するには、使用料も発生してくると思いますし、紙媒体を電子ファイルに置き換えるには、それなりの設備も必要で、持たれておられない事業者もそれなりにあったのではないのかなと考えるところで、これに対して事前に説明会を開催しなければならない状況だったことを考えますと、多少の混乱はあったのではないかと推察するところでございます。この参加システムに変更することで、須崎市として何が変わるのか、変更した理由、費用対効果はどうか、市内業者の皆さんに混乱などなかったのか、総務課長にお伺いをいたします。

○副議長（松田健君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 答えいたします。今回建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係るものは、令和3年、4年の2年間、物品の購入等に係るものにつきましては、令和3年、4年、5年の3年間を対象に、令和3年2月3日から令和3年3月3日の期間におきまして、入札参加資格申請の受付を行いました。

海地議員御指摘のように、これまでの郵送または対面による提出から、須崎市ホームページ上のウェブ申請ということになったわけでございますが、導入に当たりましては、令和3年1月29日に市内事業者向け説明会を実施したほか、申請に当たり御不明な点は電話及びメール等で順次対応させていただきまして、大きな混乱は招くこともなく順調に申請が終了したというふうに認識をいたしております。建設工事やコンサルタント業務に係る2年ごとの指名事業者の受付件数は約1,300件程度ございまして、これまでは申請書類の不備等があった場合に、その都度差し替え業務が発生しておりましたが、システム経由して行うことによりまして、チェック作業において多大な労力と時間及び郵送費用が削減できるとともに、ペーパーレスや電子化による管理の効率化、書架、保管庫の有効活用が図られるというふうに考えております。

また、事業者の皆様におかれましても、自治体ごとに電子化が進めば申請書の作成が簡略化されますし、申請質問等がシステムを経由して行えることから、対面でなく非接触での書類のやり取りとなるということで、新型コロナウイルス対応としても有効であるというふうに認識いたしております。

次に、今回のシステム導入に当たっての費用でございますが、本年度、一般競争入札を実施いたしまして、初年度の構築費用として173万8,000円で契約しており、システム運用等のランニングコストといたしましては、年度によって多少の増減はございますが、年間約60万円程度を想定しておりますが、前段で答えいたしましたメリットから、費用対効果は十分にあるものというふうに想定いたしております。

最後に、事業者の皆様には混乱は生じなかったのかとの御指摘でございますが、今回はシステム導入初年度ということもあり、ファイル作成やパソコン操作に不慣れな一部の事業者様に負担が生じたケースもございますことから、次回の参加資格審査受付時におきましては、余裕を持って説明会を実施するとともに、今回の質問事項等を整理した結果をホームページに掲載するなど、

さらに申請しやすいシステム構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） このB I D－E N T R Yっていうのは、僕もちょっといろいろ見たんですけど、どこがやっ**て**いるやつかちょっとよう分かんかったんですけど、どこの事業者がやられているのかなと思って、須崎市もこれでこれから非接触でもありますし、非常に送ったりする部分のものが経費も省かれるっていうことでいいことやと思うがですけど、どこの事業者なのかなと。まだ全国で16ぐらいしかここで登録されて**い**る自治体がなかったんで、こういうのはやっぱりこれからももちろん増えてくると思うんですけど、増えてきていただくと非常に役所のほうも便利やしと思ひまして、ちょっとその辺り、いつできたシステムなんでしょうね、これは。

○副議長（松田健君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） すみません、いつできたシステムかというのはちょっと承知はしておりませんが、事業者としては岡山になります。実は電子システムによる申請というのは、このB I D－E N T R Yを使っ**て**いるのは、県内では須崎市以外に1つということでございますが、その他、東芝とか日立とか、そういういろんな事業所で実はシステムの申請の仕組みはございまして、県内ではほかにも越知町、室戸市、佐川町、香南市、南国市なんかも行っておりますので、これが全県下広がりますと、事業所様にとっては、一々冊子を作って送る必要がなくなるので、非常に簡略化されるんじゃないかなというふうに思っております。

○副議長（松田健君） 海地さん。

〔5番 海地雅弘君登壇〕

○5番（海地雅弘君） ありがとうございます。

○副議長（松田健君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（松田健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 結の会の柿谷です。よろしくお願いいたします。

私も市民の声を私なりにお届けしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、多くの市民が経済的にも精神的にも追い詰められています。須崎市は、素早く積極的に対応され、先手先手で実行していることは評価されなければならないと思っています。今後もよろしく取り組んでいただきたいと思います。

最初に防災について質問いたします。

東北の大震災から早いもので明日でもう10年になります。先日は福島で大きな地震があり、またかと思いました。土佐沖での地震の発生の警鐘が鳴らされて久しくなります。私たちは備え

をしなければならず、須崎市には地震・防災課があり、準備に余念がないと思います。

まず、1 番目として、津波災害が起こったとき、須崎市は避難所の設置は十分でしょうか。現時点での避難所は何か所でしょうか。避難所の収容可能人数は何人でしょうか。避難者は何人になるか想定されていますでしょうか。まずお聞きいたします。

○副議長（松田健君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） お答えします。本市では、地震、津波が発生した際の指定避難所といたしましては、学校等の公共施設を中心に避難所 16 か所、福祉避難所 8 か所を指定しており、収容可能人数は合計 6, 888 人となっております。また、想定避難者数は、県が示す南海トラフ巨大地震における被害想定では 1 万 1, 290 人であります。以上でございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7 番 柿谷悟君登壇〕

○7 番（柿谷悟君） 学校を中心に 16 か所、福祉避難所 8 か所ということでした。収容可能人数は 6, 888 人、避難想定人数は 1 万 1, 290 人というお答えでした。収容可能人数に対して避難想定人数が 2 倍ほどになりますが、この対応をどういうふうにするお考えでしょうか、再度お聞きしたいと思います。

○副議長（松田健君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） 現在の本市の指定避難所等では、想定避難者全員を収容することが困難であるため、現在、対策の一つといたしまして、須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町の 1 市 4 町において、高幡圏域における広域避難に関する協定書を締結しており、現在、県南海トラフ地震対策推進須崎地域本部と関係市町で組織します、高幡圏域危機管理検討会において、受入れ可能避難所の指定における協議、調整を図っているところであります。以上でございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7 番 柿谷悟君登壇〕

○7 番（柿谷悟君） 須崎市だけでは万が一のときには収容し切れない、広域で対応していくというところで本当に協力関係が大切なんだなと思いました。

次の質問に移ります。コロナウイルス感染への対応の具体的な準備についてお示してください。

先日の福島地震の新聞やテレビなどの報道で、避難者のために家庭ごとにテントが用意されていて大変喜ばれていた様子が紹介されていました。須崎市では、テントや段ボール間仕切りなどは準備しているのでしょうか。今お聞きしたところでは、テントを張るようなスペースはとても無理なように思いますが、その辺のところをお聞きいたします。

○副議長（松田健君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） 御質問の感染症対策物品につきましては、間隔の確保及び飛沫感染防止のため、屋内用テントや段ボール間仕切り等を 901 部屋分整備しております。また、

段ボールベッド及びアルミ折り畳みベッド等のベッド類につきましては、704台の整備を行っております。感染対策といたしましては、風水害における避難所運営においては、密閉・密集・密接の3密を避けることを基本に、十分な換気や1人4平米程度のスペースを確保することとして、予備室の配置による避難所の分散や検温等による体調確認、マスクの着用、手指の消毒等の基本的な感染対策を考えております。しかしながら、南海トラフ地震等の地震津波発生時の避難については、指定避難所には多数の方が避難してくることが想定されており、収容面積に対する間隔確保の感染症対策を全避難所で整備するのは困難な状況であることより、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 901部屋のテントでしょうか、そして、ベッドも704台ということでしたが、先ほどお聞きしたスペースでは、とてもこのウイルス感染への対応は難しいということで、今後の検討課題ということですが、本当に悩ましい状況であると思いますが、ぜひ早急にこの課題をクリアできるように御努力をお願いしたいと思います。

さて、新荘地区の人たちには、避難所がないと思います。新荘地区の方々がどのように避難すればよいとお考えでしょうか。

○副議長（松田健君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） 新荘地区は、風水害時の指定避難所として新荘小学校を指定しておりますが、地震、津波発生時には浸水区域であることから、避難対象外となります。このことから、新荘地区の皆様には、まずは区域内に25か所あります近隣の指定緊急避難場所に一時避難していただき、その後、一定期間の避難が必要となる場合には、近傍地の指定避難所であります上分小中学校や上分公民館等への避難をしていただきたいというように考えております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 風水害のときは新荘小学校へ、しかし、津波が来てそこが使えない場合は緊急避難所というお答えでした。緊急避難所というのはどこを指すのでしょうか、教えてください。

○副議長（松田健君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 久万敏幸君登壇〕

○地震・防災課長（久万敏幸君） 指定する緊急避難場所でございますが、こちらは地域の高台、もしくは避難道が整備されておられる避難場所を指しております。新荘地区につきましては、角谷、岡本1・2区、高保木、波介、坂ノ川上・下、長竹、下郷、中氏でそれぞれハザードマップに示しております地域避難場所が25か所ありまして、そちらを指しております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 分かりました。高台へ避難するということだと理解しました。その後、上分小中学校へ移動してもらうという、そのような想定であると理解しました。

さて、市長にお考えをお聞きいたします。学校が地域の避難所として大事な役割を果たす存在でもあることを考えて、できるだけ地域に学校を残す努力をすべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 学校施設は、災害時の安全を確保し、避難所としての役割も果たすものでございまして、その防災機能の強化につきましては、推進していく必要があると考えております。本市の学校施設は、既に耐震化が終了し、揺れに対する安全性については確保されておりますことから、避難所としての機能強化を目的としたさらなる備蓄の推進やプール水を利活用する浄水装置設置の整備等を図っているところでございまして、避難所開設訓練の定期的な開催を通じ、地元自主防災組織や地域住民と連携した体系を構築するとともに、円滑な運営方法の確立に努めてまいりたいと考えております。

防災面があるから地域に学校を残すという観点での御質問でございましたが、私どもといたしましては、教育環境の整備という観点に重点を置いておるところでございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君）

次の質問に移ります。子供の幸福度について、12月議会で時間切れで質問を積み残していますので、ここで聞きしたいと思います。

国連児童基金ユニセフは、9月3日に先進国、新興国、38か国に住む子供の幸福度を調査した報告書を公表しました。それによると、日本の子供は生活満足度の低さ、自殺率の高さから、精神的な幸福度がワースト2位、37位でした。身体的健康は1位であり、経済的にも恵まれていましたが、学校のいじめや家庭内の不和などを理由に幸福を感じていないという実態だといいます。教育評論家の尾木直樹さんは、日本の学校現場をいじめ地獄と表現し、偏差値偏重による受験競争過熱も相まって、子供の自己肯定感が低く、幸福感が育たないのは必然的だと指摘しています。10万人当たりの自殺率は、ギリシャの1.4人に対して、日本は7.5人、大人の自殺が減少しているのに未成年の自殺は増えているといいます。2018年の統計では、前年比32人増、599人、その原因、動機で最も多かったのが学校問題です。学業不振、進路の悩み、友達との不和、いじめなどが原因だったといいます。

高知新聞の社説は、子供の幸福度に関わって、追い詰められている子供のSOSをキャッチし、死に至ることを防ぐ体制づくりが急がれると表明し、どの子も安心して幸福な子供時代を過ごせる、そんな社会を目指したいと記しています。

さらに2月23日、ユニセフなど、子供の権利擁護に携わる5つの団体がEU加盟国の11歳から17歳の1万人以上の子供を対象に調査や聞き取りの結果を公表しました。その中の一部を紹介しますと、調査対象の子供の大多数は学校生活を変えたいと考えており、62%の子供が宿題を減らしたい、57%がもっと面白い授業を受けたい、33%がスポーツ活動を増やす、31%が子どもの権利条約について学ぶ、さらに31%、芸術活動を増やすなどを上げているというこ

とです。やっぱり子供たちは国の東西を超えて同じ感覚を持っていると思いました。

このような時代と現状の中で、須崎市は、楠瀬市長の下に5つの中学校をいきなり1校に統廃合する計画を発表し推し進めています。新しいグローバルな時代を生き抜き、自分から切磋琢磨して、末は博士か大臣かと頑張る子供は、それはそれでいいでしょう。しかし、私はそうでない子供のほうが多いと思います。

先日もケーブルテレビで小学生たちが将来の夢を紹介してくれていました。その中に、考え中と台紙に書いている子供が何人かおりました。正直な思いだと思います。

この美しい自然に囲まれた須崎市で中学時代を幸福感に満たされて過ごすことは、子供の将来にとって大切な時間、経験となると考えます。中学校をいきなり1校にするということは、子供たちの環境をいきなり大変化させてしまうことであり、子供たちにどれだけ大きな負担を負わせてしまうかと、想像するだけで全く恐ろしいことだと思います。感受性が強く精神的に敏感な思春期に入り、多感な傷つきやすい年頃でもあり、いきなりの大きな変化となって精神的な負担をかけてしまうことになると思います。須崎の子供たちの何人かもまた幸福度の低いグループに入ってしまうことになりはしないかと危惧しています。

市長、子供の幸福度という観点からも、中学校を1校に統合するという計画はもう少し調査研究し、市民との意見交換を行い、熟慮をしていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今、柿谷議員から、子供の幸福度という観点から御質問がございました。幸福度を図る指標のお話、あるいはその指標の結果に至る過程の話も詳しく御質問の中にございましたが、私はお聞きした中で、どちらかというと、ハードの比重よりソフト、いわゆる授業内容であったり、受験の制度の問題であったりが比重が思いんじやないかなという印象を抱いております。

そういう中で、このハード的に1校にするということが直接幸福度に影響するということはすぐつながるものではないというふうに思っておりまして、1校にするということを考え直すということは直接関係ないというふうに認識をしております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 市長の率直なお考えをお聞かせいただきました。中学校を1校にするということは幸福度が低くなることにつながらない、関係ないと考えておられることが分かりました。

そこで、小中学校統廃合計画についてお聞きいたします。

昨日の大崎議員の質問で、小中学校の統廃合計画の説明会が市内を一巡したとの答弁がありました。また、4月から各学校のPTA総会、保育園、そして、地域にも出向いていく予定と教育長の答弁がありました。

そこで市長にお聞きします。今後は統廃合計画の説明をするだけでなく、市民の要望を聞き、話合いをなされると理解しています。PTA総会、保育園、各地域でどのような話合いをなされ

る計画なのでしょうか。いま一度確認させていただきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年8月の統合計画策定以降、小中学校のPTA役員会や保育園保護者会役員会にお伺いし、説明をしてきております。保護者全体への説明も必要と考えておりますので、今後PTAや保護者会の総会にお伺いして説明する予定としておりますが、総会の日程が重複する場合には日程調整も必要となってまいります。また、地域への説明につきましては、各公民館と日程調整をさせていただき、可能なところから進めてまいりたいと考えております。保護者への説明と並行して行いたいと考えておりますので、できるだけ早く説明できるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 今のお答えだと、PTAの役員だけでなく、保護者の人への説明も必要だということで、説明をしに行くというふうに聞こえました。私は、地域に出向いて、地域の方々と話し合いをなされ、意見を聞き、相互理解を深めていく段取りであると理解しているんですけども、説明だけで終わるのでしょうか。その辺のイメージ、想定、市長のお考えをもう一度確認したいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 説明だけで終わるのかということですが、当然いろいろ御意見を賜るわけでございまして、どのような御意見が出てくるかということによりまして、対応も考えていく必要もあるというふうに考えております。あと、詳細は教育長から答弁をいたします。

○副議長（松田健君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 説明会をするということは、市民の皆様の御意見をお伺いするということでございますので、特に分けて考えておるものではございません。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 説明会というその言葉の中には、市民の意見を聞くという意味が入っているということでした。ぜひ市民の方々の意見を多く聞き取っていただきたいと思います。この一巡した説明会の中では、今の時期、コロナウイルス感染症拡大に対する対策もありまして、質問する人たちにも短い時間で終わりますから、あまり多くの質問しないでくださいという話があったようです。次の段階で説明会に回られて、そこで意見を発表したいと。中には子供たちもいつ来るんだろうか、僕の意見はいつ聞いてもらえるんだろうか、そのようにそのときを待っている子供たちもいると聞いております。ぜひ各地域を回られて、地域の方々がどのように考えておられるかをじっくりと聞いていただきたいと思います。

さて、市長は、いつ小中学校の統廃合を行おうという発想を持たれたのでしょうか。須崎の子

供たちのためによりよい環境を考え抜いての着想なのでしょうか。市長のこの統廃合計画の出発点を、その発想をお伺いしたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 平成26年度に学校適正配置計画を策定いたしまして、須崎市としての学校適正規模の基準を定めてきたところでございます。児童生徒数の減少傾向が顕著でございますので、市の施策としてこの基準を基に学校統合計画を策定したものでございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 適正配置計画ができてから、これを基に策定されたということで、教育行政の流れの中で、市長の中では自然な成り行きといえるのでしょうか、計画提案であるというふうに受け取りました。

小中学校統廃合計画は、市長の責任で行う教育行政の大改革です。学校の統廃合するということは非常に大きな変革であり、大きな責任を伴うものです。確固たる確信と理念がなければ取り組めない大事な案件です。この統廃合計画の結果、少なからず多くの子供たちがつらい中学校生活を過ごすことになり、地域が廃れることが危惧されます。市長のこの大きな責任を負うお覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 学校教育におきましては、子供たちが学校という集団の中で多様な考え方に触れ、それぞれの考え方を認め合い、さらには協力する、そして、切磋琢磨しながら一人一人の資質、能力を伸ばしていくことは重要であると考えております。こうした環境で教育を進めるには、一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模が必要であると考えております。

今回の統合計画は、子供たちの教育環境の整備が最大の目的でございまして、当然、市の施策として責任を持って行わなければならないと考えております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） それでは少人数学級についてお聞きいたします。

文科省は30人学級にしようとする方針を表しましたが、財務省が難色を示し、結局35人とし、それも1年目、2年生、2年目、3年生というふうに1年ごとに実施することに落ち着きました。この国は何と教育に予算を出し渋る国なんのでしょうか。しかし、高知県教育委員会は、現在1、2年生は30人、3年、4年、5年生は35人学級編制としているということです。ちょっと救われる気持ちになります。

2020年度に高知県が行った少人数学級のアンケート、その対象となった9校の報告がありました。そのアンケートの中に、学校が嫌だと感じる児童の割合が減少した。少人数学級のアンケートです。学校側も教員の目が行き届くことで細やかな対応ができるようになった。採点やノートの点検など仕事の負担が減った。教員の時短が一定進んだといった声が寄せられたと報道さ

れました。これは小学校の現状報道ですが、中学校も内容は変わらないと考えます。いきなり1校にして40人学級を3つも4つもつくろうとせずに、少人数学級を希望する子供や保護者の選択肢を残すべきだと考えます。少人数学級について、再度市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、小規模校や少人数学級ならではの運営や取り組みがあるかと思えます。教職員の子供たちに対する関わり、寄り添いが御紹介の調査報告に表れているのではないかと推察をいたします。また、教職員の長時間労働につきましては、学校規模を問わず、働き方改革でも大きく課題として取り上げられているところでございまして、時間外勤務の縮減に向けた取り組みが必要であると認識をいたしております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 統合計画の統合方針では、浦ノ内中学校、南中学校、上分中学校は、検討すべき基準を下回るため統合しますとあり、1校に再編しますという方針を発表しました。令和7年度の想定で中学校の1学級の人数を40人として、1年生3学級、2年生3学級、3年生4学級を計画しています。なぜ1校にしてしまい、1学級40人編制にしてしまうのでしょうか。小学校の統合計画の中で新莊小学校と安和小学校と上分小学校を統合する計画になっています。この3校の子供たちが令和7年度以降、中学生になるとき、19人、21人、13人、22人、27人と各年度想定でき、須崎市の適正配置基準レベルだと思います。安和など、保育園児が増加の傾向も見られます。移住者を積極的に招く政策などで努力していく中で、基準値をクリアできる可能性は十分にあると考えます。また、南小学校を多ノ郷小学校に統合計画ですが、浦ノ内小学校に統合すれば、この2つの学校の子供たちが令和7年以降、21人、21人、18人、18人、18人と想定され、今少しの努力と工夫で適正配置レベルとなります。いきなり中学校を1校にしてしまうという発想に固執せずに、朝ヶ丘中学、上分中学、浦ノ内中学の3校にすればバランスの取れた配置となると思います。どうぞ柔軟な発想と思考を持っていただいて、子供たちや地域の方々に理解される方針や計画を考えていただきたいと思います。この点で市長の見解をお聞きいたします。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 中学校の統合に関する御意見でございました。

市といたしましては、人口減少に歯止めをかけるための施策を様々な角度から模索をしているところでございます。そうしたいわゆるまちづくりと学校で学習する子供たちの教育環境を整える施策は別物と考えておりまして、市といたしましては、今後の生徒数の見通しや少子化傾向が続くということに伴う生徒数を考慮いたしまして、1校とすることが適当であると考えておる次第でございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 迷いのないぶれのないお考えを確認させていただきました。

情報公開についてお聞きいたします。

先日、ある方が校長会の議事録を請求されたそうですが、議事録を公開していただけなかったそうです。なぜ議事録を公開しなかったのでしょうか、教育長にお聞きいたします。

○副議長（松田健君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 校長会につきましては、県教育委員会や市教育委員会からの通知でございまして、提出書類などの事務処理等、事務連絡や各種行事等の情報共有を目的とした会でございまして、議事録を作成する必要がございません。このため議事録が存在しないために受理に至らなかったものでございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 議事録の作成の必要がないということですが、議事録を作っていないから公開もできないということのようですが、今後もこの校長会記録議事録は作成しないのでしょうか。今後は議事録を作っていくという発想はないのでしょうか。いま一度お聞きいたします。

○副議長（松田健君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 現状、議事録を作成する必要がある会議であるというふうに考えておりませんので、今後とも作成しないというふうに考えております。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 次に、私が小中学校統廃合計画が発表される直前の庁内会議の議事録を請求しましたが、庁内の活発な話合いの妨げになるという理由で議事録を公開していただけませんでした。なぜ大事な統廃合計画を決定する最終の会議の議事録が非公開なのでしょう。適正配置計画の4回の議事録、統合策定委員会の議事録などを読んでみますと、実によく決定までの過程が分かります。担当された方々がいろんな方面から検討され、議論を尽くし、決定に至ったかが理解されます。しかるに最終段階の庁内会議の議事録が公開されないのは理解できません。市民に知られたら困るような話合いの内容でもあるのでしょうか。統合計画の最終決定の庁内会議の議事録を公開するべきだと思います。市長の答弁をお願いします。

○副議長（松田健君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 令和2年5月28日付で送付いたしました公文書非公開決定通知書にも記載をいたしましたとおり、当該庁議の議事録は、当時は実施期間の意思決定過程における情報でありまして、庁議出席者の自由かつ活発な発言の機会が制限される懸念があったことから、須崎市情報公開条例第6条第1項第3号のAに規定する、意思決定を公正または適正に行うことが著しく妨げられるおそれがあるものと判断したためでございます。

○副議長（松田健君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 市民から小中学校統廃合計画案に対するパブリックコメントが104件ありました。市民の方がこの104件の公開意見を開示してほしいという要求がなされたそうですが、情報公開されなかったそうです。104人の方々がどんな意見を表明されているのか、勇気を持って意見表明された方々の意見を市民が知りたいと思うのは自然なこと、当然なことだと思います。なぜ公開しないのでしょうか。公開して困ることでもあるのでしょうか。個人名などを黒塗りにして公開できませんでしょうか。1,000通や1万通ではなく、104通ですので、物理的にそんなに難しいものでもないと思います。なぜ情報公開を拒むのでしょうか。理解できる御説明を求めます。教育長をお願いします。

○副議長（松田健君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） パブリックコメントに関しましては、意見を公開するという前提で募集をいたしておりませんでした。こうしたことから、公開することによって提出された市民の方との信頼関係を損なうおそれがあることや、その意見内容から個人を推定される可能性が考えられること、さらには概要を公開していることから、特段の不利益を与えないというような判断から非公開として決定したものでございます。

○副議長（松田健君） まだ質問中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。10番土居信一さんから、所用のため午後欠席の届出がっております。

また、14番松田健さんより所用のため少し遅れるという連絡が届いております。

質問を許します。柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 最後の質問をさせていただきます。

須崎市情報公開条例の第1条に「この条例は、公文書の公開に関し市民の知る権利を具体的に保障することにより、市民による市政への参加を推進し、公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とあります。

今朝の高知新聞への須崎市民の投稿がありましたが、須崎市は情報公開が不十分だと思います。市民の知りたい要求に答え、風通しのよいガラス張りの市政とするべきだと考えます。今の須崎市の行政は、知らしむべからず、よらしむべしという姿勢に思われます。これでは公開条例の目的とする市民の知る権利を具体的に保障することにならず、市民による市政への参加を推進するという目的は達成されないと思われます。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 情報公開が不十分であるとの御指摘でございますが、須崎市情報公開条例

の規定に基づき、公開の決定がなされているものと認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋立一君） 順次質問を許します。2番宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 発言通告に従いまして質問いたしますが、少し時間が足りないようでしたら割愛することがあることを申し伝えておきます。

まず、学校教育について、小・中学校統合について、市にとりまして本当に大きな問題となっていますこの統廃合問題について質問いたします。

土佐清水市の中学校4校は、2013年に清水中学校として1校に統合されました。統合された後どうなっているのか、学校や地域の様子を土佐清水市に行って調査してきました。

中学校の校長先生が対応してくださいました。今は生徒たちは落ち着いていますが、統合当時はとても荒れて大変苦勞された、二、三年は本当に苦勞されたということをお聞きしました。また、学校のなくなった地域の方にも何人かお会いしましたが、学校は本当は残してもらいたかった。でも、子供の数が減ってきたき仕方がなかったかねという声や、あるお店では、中学校の卒業式の後の宴会がいつもされていたようですが、それも全然なくなって本当にもうまちが寂れてきたっておっしゃられる方もいました。それと、合併当時は350人でしたが、今250人ほどとぐっと減ってきておられます。中学校の統合により生徒数がさらに減り、過疎化がより進んだのではないのでしょうか。須崎市でもそういったことが懸念されるのではないのでしょうか。教育長にお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 児童生徒数が減少したから統合を進める必要があるということでございまして、統合したから生徒数が減少し過疎化が進んだということではないというふうに認識をいたしております。土佐清水におきましても同様であるというふうに認識をいたしております。これも繰り返し申し上げてまいりましたけれども、須崎市においても少子化が進んで過小規模の学校となってきたことに伴い、さらなる児童生徒数の減少が顕著になっていくということも予測されていることから、適切な教育環境を提供するために統合を進めようとするものでございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） この少子化の流れの中で、もともと人口が人数が減るのはそういう要素があったかもしれませんが、実は統合することによって、学校がなくなるので、もういっそよそに引っ越してしまうという声も土佐清水の方からあったそうです。私の周りでも、須崎、上分から中学校がなくなったら、もうほかのところに行こうかなってという声も聞かれます。やはり統合した後にそういうことが起こっているのではないかとということも一定研究してみる必要があるのではないかと思います。

次の質問に移ります。高知市の義務教育学校、土佐山学舎は、特色のある学校づくりを行い、開校時の2014年の57人から、現在は141人へと増加しています。地域に学校があるということで定住者は増え、新しい住宅も建てられています。市の中学校数校、特認校として残すことはできないか伺います。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 高知市の土佐山学舎について御紹介がありましたけども、これは本市の統合を考える場合と大きく状況が異なりますので、決して参考になるものではないというふうに認識をいたしております。これは高知市は、過小規模の学校から非常に過大な規模の学校まで様々な学校がございます。さらには合併した自治体、旧自治体への配慮というようなこともございまして、土佐山学舎を存続させる必要があったということでございますので、そうした意味での政策的な取り組みであろうというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 合併したことによって残すということですよ。上分とかも大分前ですけども、合併しましたので、言ったら、ちょっとタイムラグはありますけども、残すという方法も同じことではないかとちょっと思ったことです。

次に、その土佐山学舎にちょっと見に行きまして、そのそばの商店で働かれている若い女性がおられましたのでお話を伺いました。その方は学校が残って本当によかった。妊娠されていて、7月に出産予定ということでしたが、自分も夫もここで育ったが、この土佐山で子育てができて本当にうれしいと話をされていました。土佐山学舎は本当にいい教育をされています。子供たちの自主性が育っていると笑顔で話されていました。特認校の取り組みですけども、全国で広がっていきまして、自分たちで学校の横の畑で野菜を育てて、無農薬の野菜を育て、それを給食に使って食育に取り組んでいる学校、そんな学校もあります。須崎は農産物、魚介類、とても自然に恵まれたところですので、それらを、おいしい食材を使った安全でおいしい給食に取り組む。それは規模の小さい学校でこそ実現が可能だと思いますが、そうした特認校への道もできないでしょうか。ちょっと可能性はないでしょうか。教育長にお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 特認校で存続をさせるということでございますけども、先ほど来申し上げておりますけども、特認校というのは限られた範囲の中でのパイの奪い合いであるというふうに御認識をいただきたいと思いますので、例えば別の学校から市内の別の学校に移ることによって、また違った課題が発生してくるというふうにも思っておりますので、特認校を認めることによってよりよい教育ができるというふうには認識をいたしておりません。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 特認校認めてくださらないということですが、次の質問に移ります。

文科省の基準では、人口8,000人に対して中学校1校という基準があります。これは昭和の市町村合併のときに行政効率性に基づいて出された数字ですけども、これに当てはめれば、市内3校は必要となるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 今、宮田議員からも紹介ございましたけども、これは昭和の合併のときの基準のお話でございまして、既にもう60年以上前のお話でございますので、現在私どもが統合を考える場合の基準とはならないというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 60年前につくられた基準ということではないということですけども、40年前から定められてきた40人学級とかもずっと守ってこられたのに、そっちは守れない、こっちは守れるというようなこと、ちょっと私、感じたところですが、いろいろ答弁がございしますので、それはあまり言わないようにしますが、中学校が一つになるってということで、市民の方に言いますと、知らない方もまだおられます。大体の方、9割の方が、何ぼいうたち、あんまりことやって言われます。本当にびっくりされます。あちこちで説明されているって言われますけども、まだまだ、本当に市民の方、知りません。

それで、平成30年に文部科学省が47都道府県と1,765の市区町村に調査を行っています。学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査についてによりますと、全国で小規模校があるのは85%でして、ほとんどの自治体に小規模校は存在しています。また、過去2年間に統合を行った56の自治体のうち、どんな形態で統合したかといいますと、2校に1校が46校で、3校を1校に9校です。大体小さい、2つを1つとか。6校を1校にしたのはたった1校ということで、須崎の中学校5校を1校にするというのは本当あまりない事例。何ぼいうたち、あんまりことやという事例ではないのでしょうか。また、規模などの基準を定めているかという質問に、複数回答ですが、市区町村の77%は定めていません。それから、高知県内の中学校108校のうち59人以下の小規模校は52校、小学校190校中、小規模校53人以下は73校で、半数が小規模校なんです。これは令和元年度の資料なんですけども、高知市を除く県内で統合計画策定中は3市、統合計画なしは5つ、統合完了は1市となっています。どこの市でも積極的に統合を進めているわけではないということを申し添えておきます。

次の質問に移ります。

一定規模の学校でなければ切磋琢磨できないということが統合の理由ですが、科学的な検証はなされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 宮田議員御指摘のその理由だけということではございませんけども、公教育の役割といたしまして、子供たちの社会性を育み、将来広い世界の中で活躍できる人材を育てるということは責務でございます。科学的な検証というよりは現実的な問題として、本市の統

合基準は、小学校で1学年8人以下、中学校で19人以下の学校に統合するということでございます。子供たちの成長に非常に大切な時期に、保育園から中学校まで少人数の集団の中で育つことになると、絆は生まれるでしょう。しかしながら、切磋琢磨する環境は極めてできにくいと思っておりますし、子供たちはあうんの呼吸の中で関係性が固定する弊害ということもしばしば問題となるところであります。現在本市では、一番小さなクラスは1学年1人、2人のクラスが複数ございます。3人のクラスもあるところでございます。これからは新学習指導要領が求める主体的で対話的で深い学びを提供する事業を行っていくということが時代の要請として求められておりますけども、それをどう、こうした子供たちに実現していくのかということが、今、教育委員会に求められている使命だというふうに考えておりますので、ぜひ、統合について御理解をいただきたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 切磋琢磨できないということが理由の一つではないと言われながら、切磋琢磨することができるとおっしゃられているのがちょっと分かりませんが、統合を進める理由として、よく、クラス替えができず人間関係が固定化するとか、複式学級は子供がかわいそうと言われていますが、果たして本当にそうだろうかと思うところです。30人、35人の中で、自分の個性、自分の言いたいことをちゃんと主張のできない子供はたくさんいます。私の娘、子供たち、潮江中学校、大体350人、十二、三クラスの学校に通いましたが、はっきり言って中学時代は暗黒時代だと今申しております。それは子供によって様々でしょうけど、子供なりに、それなりに楽しく過ごしていたと私は思っていましたけども、やはり自分が、何というか、集団の中でそれほど大切にされていなかったということを感じ取っているのではないのかなと思うところです。

中学校3校、統合になった学校の文集出されていますけども、この中で最後の足摺岬中学校、ちょっと文集書かれていることを紹介させてもらいたいと思います。大体、最後の生徒たち、みんなこの学校を卒業したかったと書いています。休校になる前の卒業生も、休み時間のたびにほぼ全員でトランプをして盛り上がったり、3年生でも休み時間に5人で全力で鬼ごっこをして、毎日のようにした時期もありましたと。少人数だからできないんじゃないかと、少人数だからこそできることが足中にはいっぱいありましたって書いています。ほかにもたくさんいろんなことを書かれています。足中の元PTA会長さんにもお話を伺いました。小さい学校だからこそ子供の学力を保障することができた、塾に行かなくとも丁寧に見てもらったから優秀な子供たちに育った、自然の中での授業、海や山での豊かな体験が子供たちにとってかけがえのないものだったと、そういうことを話されていました。この文集を見ると、このことはよく分かります。ぜひ、この文集も教育長も御覧になられて、統合当時の子供たちがどんな思いでいたかっていうことを、また検討委員会の中とかでも手にとって話していただきたいと思います。これはお願いです。

この中に、この文集の中に、タイムカプセルを埋めた、タイムカプセルをみんなでもう一回、足中に行って掘りたい、掘り出したって書いています。足中も、私ちょっと外から見てきたんですけども、運動場にソーラーパネルがびっしりとあって、それから卓球場と学校はもう荒れ果

てて、もう草もぼうぼうで、本当にこれ通っていた人たちが見たら何ばか難儀な思いするだろうなって本当に悔しく思いました。先日、須崎の小学校でも、ある学校でタイムカプセルを埋めたそうです。でも、その学校は統合の対象になっていきますので、児童がぽつりと言われたそうです。先生、私らこのタイムカプセル掘りに来れるがやろうかねって。こうした思いが、今、子供たちにさせているっていうこと、私はすごくふがいないというか、悲しいですが、教育長、このことについての御所感をお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 昨日も大崎宏明議員に御答弁申し上げましたけども、学校統合を考えるときに、ぜひ、前提条件として御理解いただきたいことがございます。これまでも繰り返し申し上げてきましたけども、想像を超える少子高齢化が進行し、地域社会のありようが劇的に変化していること、さらには脅威的な技術革新やグローバル化が進行し、Society 5.0時代を迎えて、子供たちが将来選択する職業は私たちが経験したことのないものが大半になると言われているそういう時代背景の中であって、今、須崎の子供たちにどのような能力を身につけさせ、この変化の激しい時代を生き延びていくための力を養うことができるのかということが私どもに課された使命でございますので、様々な御意見があるということは十分に承知をいたしておりますけども、やるべき当然の課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） あと、時代の流れとともに人数が減っているから統合をしないといけないという、よりよい教育のためにと、そのお気持ちは何度も繰り返されるので、その思いは分かるところですが、上分小学校ができたのは明治25年、今から129年前です。そのときの第1回の卒業生はたったの10名の小規模校でした。その後どんどん人数が増えて大規模校になり、少子化の波で、今また小規模校に、元に戻っています。学校の規模は時代によって変わるのではないのでしょうか。今、コロナ禍の中で密にならない地方の暮らしが見直されています。私の子供たちは高知市で育ちましたが、密にならない須崎市がいいということで、上分で、今、3人が暮らしています。あともう1人も高知から、須崎で仕事があれば家族で引っ越してこようという話もあります。

住民基本台帳の世帯数を見ますと、上分地区は、平成31年に597世帯で、令和2年は609世帯、最新では600世帯。増減をしています、五百九十何世帯から六百何世帯って。人口減がそんなに加速しているわけではありません。この数年のうちに上分に家を建てて移ってこられた方もいます。それから、津波がない上分に住みたい、どっかええところないろうかって、私、数人から相談も受けています。こうやってももしかしたら人が増える可能性がある、そういうところにやはり保育園から小中学校までない、やっぱり魅力のある地域っていうのは学校があることの第一条件ではないのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 様々なお考えがあろうかというふうに思っておりますけども、現実には、先ほども御紹介しましたように、少子化が進行するとともに、非常に過小規模の学校へとなっております。そうした中で十分な教員配置等の教育環境が整えられない、そうした状況になりつつあるということは厳然たる事実でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 事実はそうですけども、教育委員会が作成しました須崎市内の児童生徒の見通しの表がありまして、それによりますと、令和3年から8年までの見通しですが、中学校では須崎中で47人減、朝ヶ丘が25人減、上分中は11人、南中3人、浦ノ内中7人減です。朝ヶ丘中、まちのほうの減少が特に大きくなっています。小学校ですと、須崎小が53人減、多ノ郷小は46人減で、あとは浦ノ内が21人、南小9人、上分小7人減と減る見込みですが、吾桑小に2人増、安和小が6人増、新莊小が8人増で、児童が増える予想となっています。須崎小、多ノ郷小、まちの学校の人数の減る、それが特に大きい、子供たちが減ってる減ってるって言われますけども、減っているのはまちのほうの学校でして、まちの学校の人数が減ってる、だから周りから集めてくるっていう、何かちょっと私はそういう図式が見えたんですけども、そうではないとおっしゃられるとは思いますが、何となく周りの過小規模の学校の子が行きなさいって言われているような雰囲気を感じ取りましたので、そのことを申しておきます。

次の質問に移ります。

学校給食についてです。給食センターの場所はどこになるのでしょうか。用地取得にも大変な費用がかかります。自校方式を守り、老朽化した施設を改修して使うほうが経済的で効率的ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 給食センターの場所につきましては、現在、候補地をいろいろとピックアップしまして、取得可能性も含めまして検討を進めているところでございます。自校方式を守ることにについて御指摘がございましたけども、これまでも御答弁申し上げましたように、様々な条件から困難であるというふうに判断したところでございます。老朽化した施設の建て替えということになりますと、学校によりましては面積的に施設が整備できない学校ができることや整備のために長期間にわたり給食を止める必要が出てくることなど様々な課題がございますので、現時点で現地で建て替えということは困難であるというふうに判断いたしました。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 何かできないことの言い訳を一生懸命考えられているように思うんですけども、来年から、そうしたら、こういう方法を提案いたしますが、須崎小から安和小学校へ給食を運ぶことになりました。浦ノ内小学校から浦ノ内中学校へも給食を運んでいます。須崎小学校から須崎中学校へ、または多ノ郷小学校から朝ヶ丘中学校へ給食を運んで、早急に給食をやらない学校で給食開始できないでしょうか、検討できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） これにつきましても12月議会で御答弁を申し上げたと思いますが、現在、調理員の確保が大変厳しい状況となっております。自校方式を継続することが困難な状況となっております。このため、令和3年度からは安和小学校、新莊小学校の給食を、須崎小学校を拠点校として配送することといたしております。さらには、令和4年度には吾桑小学校と南小中学校の給食を多ノ郷小学校から配送する予定で取り組んでいるところでございます。このように、拠点校方式を拡大しなければ給食を提供できないという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。その上で、給食未実施の2中学校に対する提供というお話でございますけれども、現在の施設におきましては、食数の面から困難であるというふうに判断をいたしております。代わる方法として弁当の提供を行っているところでございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 人員の確保が難しいとされていますけれども、仕事を増やす、雇用創出して、企業誘致してって須崎市はよく言われますけれども、これ、雇用の創出に直接つながると思うんですけど、募集しても来ないっていうのはお給料が安いっていうことがはっきりとあると思うんです、原因だと思うんです。ある一定のいい条件を出して、子供たちの食を守るっていう、そういう努力をするのが行政の役割ではないかと私は思います。ぜひ検討していただきたいです。

私、40年前に上分で中学校給食をいただきました。40年前ですよ、給食あったんです。手作りの本当においしい給食でした。いまだにまだ給食がない学校がある、もう本当に信じられません。朝ヶ丘と須崎の地区で子供さん減っている、その原因、もしかして中学校給食にもあるのではないかって私は考えるところです。本当に300人もの子供が、市内の中学生の8割が給食を食べていないって、ちょっとおかしいと思いませんか。私は本当にこれは許せませんので、次の議会でも続いて質問いたします。してくれないのなら、もうやったださるまで質問をするつもりでございますので、どうか教育委員会もそういったつもりで対策をなさってください。

次の質問に移ります。

給食センターを設置した場合、各学校へ運搬する必要があり、地震で道路が分断されれば届けることができなくなります。国土強靱化対策や地震対策ってしっかり言われていますけれども、防災面からも地域ごとに給食設備があることが本当に望ましいことだと思います。お聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） お答え申し上げます。

地震で道路が分断されるほどの大きな被害が出るという状況を想定した場合、もちろん給食の提供ということも大事でございますけれども、避難施設となっている学校において、子供たちの安全を確保しつつ、心のケアをしながら、いかに日常生活を回復しながら、教育を保障していくかということのほうの方がより大きな課題になるというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 私と教育長の認識は違います。災害が起きたときに、東日本大震災とかいろんな災害が、場所でもそうでしたけども、学校で避難場所になって、そこでの給食が再開されて、その地域の人たちに食を提供されています。学校再開のためにというのではなくて、災害の拠点としての機能を備えるために給食設備があったほうがいいのではないかと申し上げているので、そこら辺がどうしてそういう想像ができないのか、私にはちょっと理解できないところですが、給食センターでしたら、もう本当に壊れたらまた莫大なお金がかかって、また本当に大きな予算が必要となりますので、またそういうこともちょっと想像力を働かせていただきたいと申し上げておきます。

次の質問に行きます。

大川村の子育て支援策が充実している、出生率も高いという報道ありました。とてもよいニュースでした。給食費も無料ということで、すばらしいと思いました。今、給食費無料の自治体が広がっています。市の子育て支援策さらに拡充するために、無償または半額補助などを検討されてはどうでしょうか。

○議長（高橋立一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） これも6月定例会で同様の質問をいただいておりますけど、市長から御答弁申し上げたとおりでございます。現在、できるだけ早期に給食センターを整備し、宮田議員も御指摘のように、完全給食を実現するということのほうが大事であるというふうに考えておりますので、それを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） センターを造らなくても給食費は無料にできますので、また補助もできます。このコロナ禍の中で本当に子供たちいろんな我慢させられて、大変な学校生活送っています。親御さんもそうです。一つ安心できるようなことを須崎市としてしていただきたい。午前中の海地議員は言われていました、ふるさと納税でできたお金を何かに使ったらどうかということ言われていましたので、やはりそういうことに使うことを市民の皆さん喜ばれると思います。ぜひ御検討いただきたくて要請いたします。

次の質問に移ります。

高齢者福祉についてです。清流荘の予約人数をネットで検索してみますと、予約人数が100人や二百数十人と出てきます。これはあちこちで重ねてやっている人もいると思うのでそんな数字になっていると思いますが、今、要介護3以上でないと入所できません。介護施設に入所を希望しても順番が来ないといった声や、費用は月額で数万円から、高額なところで十数万円かかると聞いています。入所できない場合は、世話をする親族が実家に戻って介護をせざるを得ない、そんな状況もあります。仕事のある高知市など、実家で親を介護しながら、高知市へ通勤されている方もおられます。こういった方々に交通費を一部でも支給する何らかの援助ができないのか、

長寿介護課長にお聞きいたします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム清流荘の入所申請状況につきましては、議員から、１００人から二百数十人とのお話でございましたけれども、実際には清流荘と並行して複数の施設に申請されている方が多くございまして、その後、他の施設に入所された方や医療が必要になり入院された方、また亡くなられた方などもあり、実際に入所対象となる在宅での待機者数は多くないと聞いております。そんな中、在宅介護する上での経済的な負担は理解できますけれども、交通費などの支援については現在のところは考えている状況にはございません。

なお、要介護３以上の方を在宅で介護している須崎市在住で非課税世帯の介護者に対しましては、申請により紙おむつなどに利用できる介護チケットを支給する介護用品支給事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔２番 宮田志野君登壇〕

○２番（宮田志野君） 介護保険制度ができて２０年ですけども、何か介護保険料はどんどん高くなるのに、何というか、本当に介護に行き届いているのかなって疑問に思いました。須崎市からおむつの支援があるということですので、それは本当にありがたいことだと思いますけども、また食費も上がったり、いろんな大変な事態が起きてきています。できるだけまた市からも支援できるようなことを何か少しでもしていただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。

確実に高齢化社会を迎えます。私ももうあと１０年、２０年ぐらいで高齢化となります。市でよりよい老後を過ごすためのビジョンについて、市長はどういったお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、よりよい老後とは何かを考えたときに、それは一律のものではなく、それぞれの価値観の中においてあるものだと思っております。その生活の場所が住宅であろうが施設であろうが、なじみの場や人との関係性の中で、安心・安全に自分らしい暮らしができることが大事なことを考えており、その暮らしが継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まいと生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進しておるところでございます。そして、須崎市高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画にもお示ししますとおり、市民がともに安心して暮らせる地域共生社会のまちづくりを実現するためには、市民や関係団体、事業者、行政が協働してそれぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが重要でございます。今後の高齢者施策につきましても、この認識に立って地域共生社会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 地域包括支援センターとかいろいろ老後に向けてのシステムのことを市長は話されましたが、私は市長に御自分が過ごされる老後についてのことをお聞きしたかったんですけども、私は老後について漠然とした夢がございます。元気なうちはもう目いっぱい仕事をします。朝、日が出てから、夜、日が沈むまで。休みの日は時々図書館に行ったりプールに泳ぎに行きます。近くに安い料金の公共の温泉があれば、毎晩入りに行きます。喫茶店や飲食店でしゃべりを楽しめます。時にはお酒も飲みます。車の運転をやめても、交通手段は便利で安くて、自由に病院へもスーパーへもどこへでも行くことができます。もし介護をしてもらうことになれば、家族ではなく介護のプロのお世話になりたいです。家族はどうしても私情が挟みますので、いろんなやっぱり大変なことがあると思いますので、やっぱりお金で、介護をしてくださるのはお給料ですけども、労働に見合った賃金、今の倍ぐらいあって、やりがいを持って私を介護してくれる施設に入るならば、子供たちが訪ねてきやすいこの須崎市で、孫が大きくなったら、運動会、文化祭、そして結婚式にも参加したい、そんな夢があります。いろいろないものもありますけども、つくることができたら本当にいいなと思っています。これはできないかもしれませんが、もしかしたらできるかもしれません。多くの人が望んだら実現可能になるかもしれません。須崎での老後はこうやって楽しく過ごすことができますよ、そんな資源ありましたら、例えば定年退職後に、じゃあ須崎に帰ってこようか。楽しい老後を迎えるように市を挙げてバックアップします、そんな市をつくることは可能ではないでしょうか、市長どう思われるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 宮田議員はたくさん夢があられて、すばらしいと思いました。冒頭に御答弁申し上げましたが、よりよい老後というのはそれぞれの皆さんのそういう夢、価値観に基づくものだと思っております、それを達成できるのは御本人の、何といいますか、活動と、それを支援する行政の活動が必要だと思っております。そういう意味で、先ほど地域包括ケアシステムの話もさせていただきましたけども、おのおのの価値観が実現できる、健康でできるだけ長寿を全うしていただくということに対して、様々な角度から行政として支援ができるものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） ぜひ、いろんな高齢者に向けての支援、全体的な支援をしていただきたいと思います。定年退職がもうすぐなので、もう帰ってくるよっていう方何人か、私、知っています。定年後は須崎でっていうふうなことがありましたらまた人口が増えることもあると思いますので、いや、須崎何か変わったよね、いいよねっていうようなそんなまちづくりをぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

高齢者の中には運転されない方もおられます。コロナウイルスワクチン接種の会場を公民館や交流会館などの単位で行うことはできないでしょうか。また、接種のために病院や保健福祉センターへ来るためのタクシーチケットを出してはどうでしょうか。健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種体制につきましては、ワクチン接種の円滑な実施を全庁で推進することを目的とし、ワクチン接種推進本部を立ち上げ、準備を進めているところでございます。接種会場につきましては、かかりつけ医等の最寄りの医療機関で接種をする個別接種と、須崎市が会場を準備をして接種をする集団接種の２種類がありまして、須崎市では個別接種、集団接種の併用で準備を進めているところでございます。医療機関での個別接種につきましては、市内の医療機関、高岡郡医師会の皆様の御理解、御協力によりまして、市内の多くの医療機関でかかりつけ医等によるワクチン接種が可能となっております。

御質問の集団接種の会場につきましては、会場選定の要件といたしまして、市民の皆様から広く認知をされているところ、多くの車が駐車できる駐車場が確保できるところ、接種後、少なくとも１５分以上の健康観察が３密を避けて実施できるという３つの基本的な要件に加えまして、アナフィラキシー等の重大な副反応が出た際の対応としまして、短時間での救急搬送が重要なことから、できるだけ医療機関に近いところであること、これらの要件を満たしております須崎市総合保健福祉センターを会場と選定をいたしまして準備を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、御質問のタクシーチケットにつきましては、昨日佐々木議員に御答弁申し上げましたとおり、移動手段の確保について、こういった支援が可能かどうか、今後早急に検討をしてみたいと考えております。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔２番 宮田志野君登壇〕

○２番（宮田志野君） ワクチンの接種は無料ですけども、接種会場へ行くのに本当に交通費がかかりますので、何らかの支援をしてくださるということですので、よろしくお願いいたします。

高齢者が病院に行く場合、タクシー代が負担になっている、私、これ本当に度々取り上げていますけども、市民の方から本当によく言われます。先日は市内でもそんなに遠くない方が言われました、すぐそこの方ですけども、毎週病院に通われていて、大体月に１万円を準備しているって聞きました。そのほんのちょっとでも補助があったらうれしいのですけどねって言われるので、どのぐらいの補助があったらいいと思いますかって聞いたら、初乗りのうちの３０円だけでも補助してもらいたいって言われました。３０円で往復で６０円で、１か月でいくと、いろいろ計算しますと、月に３，０００円ぐらいの補助になります。すみません、大体３，０００円ぐらいの感じですね。タクシーチケットを望む声、本当に多いです。ぜひ、これはまたなかなか厳しいということで、また答弁も難しいと思いますけども、お伺いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

○議長（高橋立一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

通院のためのタクシー代補助についてでございますが、市として、平成30年度には市役所から4キロメートル以上、バス停から半径1キロメートル以上離れている地域に対象者を拡大し、福祉タクシーチケットとして年最大2万4,000円分の支給を実施しているところでございます。これにつきましては、現時点でのさらなる拡大を考えている状況にはございませんけれども、通院や買物など移動に関する交通不便地域での公共交通の在り方及び生活支援につきましては、重要な課題として関係機関と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） ぜひ、高齢者の足【訂正発言あり・訂正内容140ページ参照】、タクシーとか公共交通について、今、長寿介護課がアンケートも行われていたと思いますので、その中の声も考えていただいて、参考にしていただいて、よい政策をしてもらいたいことをお願いいたします。

ちょっと質問を飛ばしまして、次に、魚市場周辺整備についてお伺いいたします。

魚市場周辺には公衆トイレがなく、非常に困っていると聞きました。早急な設置ができないかお伺いいたします。農林水産課長、お願いいたします。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えします。

須崎魚市場周辺の公衆用トイレは、現在、近いところで南古市町児童遊園にございますが、魚市場から離れていることもあり、御不便をおかけしております。現在の須崎魚市場施設と市場東西の敷地につきましては漁協が所有しており、市の所有地もないことから、トイレの整備はできておりませんでした。令和4年度から工事を計画しております新魚市場建設と併せまして場内にトイレを整備する予定でございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 市場整備されるまで、やはりまだ待ってもらわないと、我慢してもらわないといけないということですね。非常に残念です。

それから、その他の質問に移ります。

木が大きく育って倒れてきそうになっている場所や森林が成長して日当たりが悪くなっている住居があちこちにあります。山の持ち主が自費で伐採してくれる場合もありますが、それができずに放置されている箇所が多く見受けられます。そこで、木を切る際の助成制度をつくり、環境保全を促進させる取り組みをされてはどうでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 立木の倒木のおそれや日照を遮る森林においては、その所有者に伐採していただくことが基本であると考えますが、所有者だけでは管理し切れなくなっているのも事実でございます。議員御承知のとおり、本市の立木伐採の支援につきましては、林業の振興や公益的機能の増進を図るための間伐等による森林整備への支援としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） いの町の集落活性化事業費補助金という制度がありまして、環境保全のために10の事業が対象になっています。この中で、危険木処理で市道を含む全ての道路、民家、農地などの保全対象施設の機能確保を図るための危険木処理に対し補助金が出ています。2年前に風台風が来たときに木が倒れて大変な思いをしたのでその制度をつくったということですが、大体この10の事業の総予算は500万円ほどで町が単独で出しているそうですが、物すごく人気のある事業だそうです。須崎市は木が倒れた場合とかはすぐ処理していただきますが、木が倒れそうで危ないっていうときにはなかなかお金がないということで処理されませんが、やはり木を切ってもらいたいという声、環境整備してもらいたいという声多くありますので、そういった制度、また検討されることを要望いたします。

次の質問に移ります。

新図書館についてですが、新図書館の予算、施設の概要について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 整備計画につきましては、令和3年から令和7年度の5か年で、国に要望しております事業費は24億9,300万円でございます。施設の計画の主な概要につきましては、敷地面積が約8,500平方メートル、施設の延べ床面積約3,500平方メートル、図書館のほかにコンベンションホール、約100台の駐車場及び隣接する寺尾児童公園の再整備を計画しております。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） 今議会で25億円という図書館の予算案が出されていますが、この補助金、国が半分補助をしてくれるということですが、そのためにはホールを造って複合施設としないといけないということですが、本当にそれは市民が求めているのかとちょっと考えるところです。建設に当たって、またいろんな市民からの声も聞くとお思いますので、いろいろ議論を経て、それから市民が納得できるような図書館を造っていただきたいとお思います。以前にも提案しましたが、本館だけに大量の本を置くのではなくて、公民館や交流会館に分館としての機能を持たせる。そうすれば、何か地震が起こったときの本の損害も多少防げるとお思いますので、公民館や交

流会館の図書機能を充実させてもらうということ、そうしますとまた地域でも利用しやすくなりますので、そういったことは重要だと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

宮田議員のおっしゃったこと当然でございます、今でも図書館や学校等に図書を配布して読んでいただいているという事業も行っております。その他、現在、電子図書に関しましても検討しておりまして、そういう点でも宮田議員の御質問のとおりになるのではないかというふうに検討しております。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

○2番（宮田志野君） ぜひよろしく願いいたします。当初の計画で商工会議所が入るとなっていました、今後の予定はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

現在、須崎商工会議所の入居計画はございません。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 宮田さん。

〔2番 宮田志野君登壇〕

△発言訂正

○2番（宮田志野君） 図書館がいよいよ造ることになるということで、市民の望む図書館になることを望んでおります。

以上で私の質問を終わります。

須崎市が本当に住んでよかったって思っただけのようなまちになることを、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、最後に、先ほど高齢者の足というふうに言いましたこと、高齢者の移動手段と訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 暫時の間、休憩します。

午後2時 3分 休憩

午後2時 8分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、10分間休憩いたします。

午後2時 9分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 岡本憲仁君登壇〕

○生涯学習課長（岡本憲仁君） 先ほど宮田議員の御質問に対しまして、私が答弁したものを少し、議長の許可をいただいて、訂正させていただきます。

宮田議員の御指摘のとおりですと最後お答えいたしましたが、施設の規模が縮小されるということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

また、約25億円の予算が計上されているとの発言がございましたが、計上しているのは一部でございまして、これを全部、25億円計上しているものではございませんので、御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 生涯学習課長の発言については以上でございます。

なお、宮田議員のほうから語句修正についても発言がございました。これを許可いたします。以上で一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第1号

○議長（高橋立一君） 日程第2、市議案第1号須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第1号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第2号

○議長（高橋立一君） 日程第3、市議案第2号須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第2号は、総務委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第3号

○議長（高橋立一君） 日程第4、市議案第3号須崎市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第3号は、総務委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第4号

○議長（高橋立一君） 日程第5、市議案第4号須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第4号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第5号

○議長（高橋立一君） 日程第6、市議案第5号須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第5号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第6号

○議長（高橋立一君） 日程第7、市議案第6号須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第6号は、総務委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第7号

○議長（高橋立一君） 日程第8、市議案第7号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第7号は、総務委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第8号

○議長（高橋立一君） 日程第9、市議案第8号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第8号は、総務委員会に付託いたします。

日程第10 市議案第9号

○議長（高橋立一君） 日程第10、市議案第9号須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

△質 疑

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） この議案ですが、急傾斜地工事をするときの測量設計と完成後の測量の確定の測量の費用については須崎市が支払いますと、住民の皆さん方の負担を求めませんという内容だというふうに私は理解をしたところですが、そのことはとても結構なことだと思います。そのことによってより多くの急傾斜地工事の必要なところが工事に至るように、住民の皆さん方の合意も得られやすいしとても重要なことだと思います。そのときに、私、思いますのが、そこに市道があったりする場合ですね。工事することによって市道が傷んだりする場合があるのですけれども、そういったときの修復、最低限のものは工事の中に含まれるかも分かりませんが、それを契機に、そこをととても傷むようなことがあって、地元の皆さん方の負担で舗装工事をしたりしているというような事例もあるわけですが、そういったものもやっぱり、市道であれば市が負担をするというようなことになっているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。

市道の工事は工事に含まれるというふうに考えておりますので、今のところその工事の負担になります、関係者の方の負担になると考えております。

市道の修繕につきましても、工事費に含まれておりますので、当然、受益者負担金に含まれますので、工事のほうに、受益者の方に負担していただくようになると考えております。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1 番 豊島美代子君登壇〕

○1 番（豊島美代子君） だからですよ、そこ同じような形で考え方同じじゃないかなと思うんですよ。測量についても、直接受益を受けない人も負担するから今回こういった条例案が出てきたわけで、それと同じように公道ですよ、公道だから。それも特定の人っていうのがとても限定しにくいと思うのですよ。受益を得ている人はどこののかっていうのがとても難しい問題だと思うのです。ここもよく現実では、現実的な、これ議論になっているわけですよ。ここで不公平感生まれているわけですよ。だからそこもやっぱり入れると、須崎市側が負担をするというふうな方向で、この中には入っていないということですが、そこは、何か今後はそこも含めて検討するようなことになっていますでしょうか。

○議長（高橋立一君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 今後、今、3か所ぐらいで県工事をやっておりますので、その状況も見て、負担金があんまりかかるようであれば今後検討していきたいと、状況も見て、そう考えています。

○議長（高橋立一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

- 議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第9号は、産業建設委員会に付託いたします。
-

日程第11 市議案第10号

- 議長（高橋立一君） 日程第11、市議案第10号須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。
- 〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第10号は、教育民生委員会に付託いたします。
-

日程第12 市議案第11号

- 議長（高橋立一君） 日程第12、市議案第11号須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。
- 〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第11号は、教育民生委員会に付託いたします。
-

日程第13 市議案第12号

- 議長（高橋立一君） 日程第13、市議案第12号須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。
- 〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第12号は、教育民生委員会に付託いたします。
-

日程第 1 4 市議案第 1 3 号

○議長（高橋立一君） 日程第 1 4、市議案第 1 3 号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第 1 3 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 5 市議案第 1 4 号

○議長（高橋立一君） 日程第 1 5、市議案第 1 4 号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第 1 4 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 6 市議案第 1 5 号

○議長（高橋立一君） 日程第 1 6、市議案第 1 5 号須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第 1 5 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 7 市議案第 1 6 号

○議長（高橋立一君） 日程第 1 7、市議案第 1 6 号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第16号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第18 市議案第17号

○議長（高橋立一君） 日程第18、市議案第17号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第17号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第19 市議案第18号

○議長（高橋立一君） 日程第19、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算についてを議題といたします。

△質 疑

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 1点だけお聞きをいたします。

事業説明書の中で、浦ノ内の今度の野外体験施設のことですが、今までの説明の中では工事をするのはロゴス社の今まで手がけている事業者の方に依頼をするようなことになるだろうというふうな答弁があったかなと思いますけれども、この工事請負の中では土地の造成もあるわけですが、どのぐらいの割合が地元業者の参画になるのかお聞きをいたします。

○議長（高橋立一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 奥田史雄君登壇〕

○プロジェクト推進室長（奥田史雄君） お答えを申し上げます。

工事の割合がどれぐらいが地元の対象になるかという御質問で……。

〔「土地の造成があるからね」と呼ぶ者あり〕

○プロジェクト推進室長（奥田史雄君） はい、でございます。これまでもお答えを申し上げてまいりましたとおり、今現在、基本構想と基本設計をやっておりまして、この予算がお認めいただければ実施設計に入って、その後、工事に入っていくという形になってございます。その工事内容に関しまして、先ほど豊島議員が御指摘のとおり、土木工事、それから電気、設備、施設等、

それから建築工事という3つに分かれるだろうと思っております。これをどう発注するかというのは、私ども現場担当課としてはこういう考え方を持っていますが、これはまだ正式に確定したものではございませんという前提で御答弁を申し上げたいと思います。

まず、土木工事費につきましては、地元の事業者に入札によって実施をしていただくと。それから、電気、設備、もう一つ、これは、これも入札によって地元等の事業者が発注をしたいと。もう一つ残る建築につきましては、これまでも御答弁をさせていただきましたとおり、ロゴス社のいわゆる世界観をあそこのキャンプ場で存分に表現していただいて、全国に類のないキャンプ場を造って全国から集客を図っていかうというようなことで取り組んでまいっておりますので、建築工事に関しましては、そういうロゴス社が表現するものと、ロゴス社しかできないものと、それからそれ以外のものに分けて発注をしたいというようなことを私ども担当課では考えております。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） 豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） その内容でありましたならば、金額でいうとどんな感じになりますでしょうか。

○議長（高橋立一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 奥田史雄君登壇〕

○プロジェクト推進室長（奥田史雄君） お答えを申し上げます。

金額についての御質問でございましたが、私ども今、先ほど説明をしましたように、基本構想と基本設計の途中でございまして、その中で概算費用の算定もお願いしているところでございます。今、私どもの手元にいただいている土木工事に関しましては、約5,000万円ぐらいが土木工事になるというものは把握をしておりますが、ほかの全体額につきましては、今、鋭意調整中ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋立一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第18号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第20 市議案第19号

○議長（高橋立一君） 日程第20、市議案第19号令和3年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第１９号は、総務委員会に付託いたします。

日程第２１ 市議案第２０号

○議長（高橋立一君） 日程第２１、市議案第２０号令和３年度須崎市バス事業特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２０号は、総務委員会に付託いたします。

日程第２２ 市議案第２１号

○議長（高橋立一君） 日程第２２、市議案第２１号令和３年度須崎市スクールバス特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２１号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２３ 市議案第２２号

○議長（高橋立一君） 日程第２３、市議案第２２号令和３年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２２号は、教育民生委員会に付託

いたします。

日程第２４ 市議案第２３号

○議長（高橋立一君） 日程第２４、市議案第２３号令和３年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２３号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２５ 市議案第２４号

○議長（高橋立一君） 日程第２５、市議案第２４号令和３年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２４号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第２６ 市議案第２５号

○議長（高橋立一君） 日程第２６、市議案第２５号令和３年度須崎市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第２５号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第２７ 市議案第２６号

○議長（高橋立一君） 日程第27、市議案第26号令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第26号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第28 市議案第27号

○議長（高橋立一君） 日程第28、市議案第27号令和3年度須崎市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第27号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第29 市議案第28号

○議長（高橋立一君） 日程第29、市議案第28号令和3年度須崎市水道事業会計予算についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第28号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第30 市議案第29号

○議長（高橋立一君） 日程第30、市議案第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第29号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第31 市議案第30号

○議長（高橋立一君） 日程第31、市議案第30号令和2年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第30号は、総務委員会に付託いたします。

日程第32 市議案第31号

○議長（高橋立一君） 日程第32、市議案第31号令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第31号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第33 市議案第32号

○議長（高橋立一君） 日程第33、市議案第32号令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第32号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３４ 市議案第３３号

○議長（高橋立一君） 日程第３４、市議案第３３号令和２年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３３号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第３５ 市議案第３４号

○議長（高橋立一君） 日程第３５、市議案第３４号令和２年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３４号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３６ 市議案第３５号

○議長（高橋立一君） 日程第３６、市議案第３５号令和２年度須崎市水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３５号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第３７ 市議案第３６号

○議長（高橋立一君） 日程第３７、市議案第３６号指定管理者の指定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３６号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３８ 市議案第３７号

○議長（高橋立一君） 日程第３８、市議案第３７号指定管理者の指定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３７号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３９ 市議案第３８号

○議長（高橋立一君） 日程第３９、市議案第３８号指定管理者の指定についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） ただいま議題となっております市議案第３８号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第４０ 市議案第３９号

○議長（高橋立一君） 日程第４０、市議案第３９号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（高橋立一君） これより市議案第３９号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第３９号は、原案に同意することに決しました。

日程第４１ 市議案第４０号から第４７号

○議長（高橋立一君） 日程第４１、市議案第４０号農業委員会委員の任命についてから市議案第４７号農業委員会委員の任命についてまでの８議案を一括議題といたします。

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（高橋立一君） これより市議案第４０号から市議案第４７号までを採決いたします。

これらの議案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第４０号から市議案第４７号までは、原案に同意することに決しました。

日程第４２ 陳情の付託

○議長（高橋立一君） 日程第４２、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第２２号につきまして、お手元にお配りをいたしております文書表記載のとおり、総務委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに御審査の上、来る３月１８日の本会議に御報告できますようお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日１１日から３月１７日までは委員会審査等のため休会し、３月１８日

に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

3月18日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時45分 散会

令和３年第４６５回須崎市議会３月定例会
陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
22	(令和) 3.3.8	選択的夫婦別姓制度の導入を 求める陳情	須崎市上分丙２５５－１ 退職婦人教職員連絡会 八木 聡子 須崎市上分丙１３０５ 新日本婦人の会須崎支部 杉山 愛子	総 務 委員会

第465回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和3年3月18日（木曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第 1 号 須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について
市議案第 2 号 須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について
市議案第 3 号 須崎市債権管理条例の制定について
市議案第 4 号 須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について
市議案第 5 号 須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について
市議案第 6 号 須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
市議案第 7 号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
市議案第 8 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第 9 号 須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
市議案第10号 須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第11号 須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
市議案第12号 須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について
市議案第13号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
市議案第14号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
市議案第15号 須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
市議案第16号 専決処分の承認について
市議案第17号 専決処分の承認について
市議案第18号 令和3年度須崎市一般会計予算について
市議案第19号 令和3年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
市議案第20号 令和3年度須崎市バス事業特別会計予算について
市議案第21号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計予算について
市議案第22号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
市議案第23号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
市議案第24号 令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
市議案第25号 令和3年度須崎市下水道事業特別会計予算について
市議案第26号 令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について
市議案第27号 令和3年度須崎市介護保険特別会計予算について
市議案第28号 令和3年度須崎市水道事業会計予算について
市議案第29号 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について

- 市議案第30号 令和2年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）について
 市議案第31号 令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 市議案第32号 令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 市議案第33号 令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 市議案第34号 令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 市議案第35号 令和2年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
 市議案第36号 指定管理者の指定について
 市議案第37号 指定管理者の指定について
 市議案第38号 指定管理者の指定について
 陳 情第21号 「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書
 陳 情第22号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情
 第 2. 市議案第48号 工事請負契約の締結について
 第 3. 議会議案第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について
 第 4. 閉会中の事務調査について
-

本日の会議に付した事件
 日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番 豊島美代子君	2 番 宮田 志野君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 海地 雅弘君	6 番 森田 收三君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 大崎 宏明君	10 番 土居 信一君
11 番 吉野 寛招君	12 番 佐々木 學君
13 番 西山 慶君	14 番 松田 健君
15 番 高橋 立一君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 松岡 哲也君
会計管理者兼会計課長 國澤 豊君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企画政策課長 北川 幸一君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 西田 功君

地震・防災課長 久万 敏幸君
市民課長 松浦 永治君
健康推進課長 森光 澄夫君
農林水産課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 小野修一郎君
水道課長 宮本 文彦君
学校教育課長 北川 洋子君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君

税務課長兼固定資産評価員 宮本 良二君
長寿介護課長 吉本加津代君
環境保全課長 嶋崎 貴寿君
建設課長 里見 浩志君
福祉事務所長 井上 幸一君
教育長 細木 忠憲君
生涯学習課長 岡本 憲仁君
子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局長 小野 昌司君
主 監 堅田 智也君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開議

○議長（高橋立一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、市長より、市議案第48号の提出がありましたので、御報告いたします。また、議員より、議会議案第1号の提出がありましたので、それぞれその写しをお手元にお配りしております。

須総発第93号

令和3年3月18日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和3年3月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第48号 工事請負契約の締結について

（議会議案第1号）

令和3年3月18日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

提出者 須崎市議会議員 土居 信一

賛成者 須崎市議会議員 大崎 稔

〃 〃 豊島美代子

〃	〃	宮田 志野
〃	〃	海地 雅弘
〃	〃	大崎 宏明
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	松田 健

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

日程第 1 市議案第 1 号から第 38 号、陳情第 21 号《継続》及び陳情第 22 号

○議長（高橋立一君） 日程第 1、市議案第 1 号から第 38 号までの 38 議案及び継続審議中であつた陳情第 21 号並びに今議会付託されました陳情第 22 号の陳情 2 件、これら 40 件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（高橋立一君） これより順次委員長の報告を求めます。10 番土居さん。

令和 3 年 3 月 18 日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

総務委員長 土居 信一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

市議案第 2 号	須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について	原案可決
市議案第 3 号	須崎市債権管理条例の制定について	原案可決
市議案第 6 号	須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 7 号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 8 号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 17 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 18 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第 19 号	令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 20 号	令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 29 号	令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について《分割》	原案可決
市議案第 30 号	令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決

令和3年3月18日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

総務委員長 土居 信一

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第22号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情	須崎市上分丙255-1 退職婦人教職員連絡会 八木 聡子 須崎市上分丙1305 新日本婦人の会須崎支部 杉山 愛子	採 択

〔総務委員長 土居信一君登壇〕

○総務委員長（土居信一君） おはようございます。

今議会総務委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

市議案第2号須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第3号須崎市債権管理条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から、条文の文言についての質問や滞納者情報を現在どのように利用しているかなどについての質問があり、執行部から、滞納者情報は共有できていると認識しているが、複数課による連携した訪問や督促の実施については、全てできている状況ではないと答弁がありました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第6号須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第7号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から、今回の見直しに至る経緯や手続についての質問があり、執行部から、それぞれ所管する事務局から、長年改定されてないことや、報酬の引上げの要望と併せて検討した

内容に基づき、関係各課の長及び副市長で協議し、最終的に市長決裁で決定したと答弁がありました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 8 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第 17 号専決処分の承認についてのうち当委員会付託分の 2 議案につきましては、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

続きまして、市議案第 18 号令和 3 年度須崎市一般会計予算についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から、地域公共交通計画策定委託料について、どのように計画が策定されるか質問があり、執行部から、住民ニーズを把握し、必要であれば調査を実施し、会議で検討を行った上で、年度末までに計画を策定したいと答弁がありました。

次に、個人番号カード交付関連事業費は、地方公共団体情報システム機構への負担金だが、様々な情報が集約されることによるメリット、デメリットについて質問があり、執行部からは、この負担金はシステムの維持管理に要する経費であること、またそれぞれの自治体がシステム構築をすれば費用も多額になり、セキュリティ面においても、自治体によるセキュリティのレベルが違うため、統一したシステムを使用することによりセキュリティが維持され则认为していると答弁がありました。

また、県産業振興推進総合支援事業費補助金について、この事業で整備される加工場の運営はどこがどんな形で行うのかの質問があり、執行部から、市内の民間水産加工会社が加工場を拡張する事業であり、運営は、その民間事業者がそのまま運営すると答弁がありました。

そのほか、地域おこし協力隊活動費や移住者向けデザイナーズ住宅事業費、野外体験施設整備事業費についてなどの質問をされました。

審査の中で、委員から、個人番号カード交付関連事業費に関しては、個人番号の管理に心配があるため反対すること、また、ロゴス社のキャンプ場整備に関しては、今後の運営状況が明らかでない点、具体的な数値が十分に説明ができない段階で予算計上することに異議があり、この当初予算には反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 19 号令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてにつきまして、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 20 号令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から、自由乗降ができる区間の創設や料金の値下げについての質問があり、執行部から、令和 3 年度に策定する地域公共交通計画の中で検討したいと答弁がありました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち当委員会付託分、市議案第30号令和2年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案につきましては、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、今議会総務委員会に付託されました陳情につきまして、御報告いたします。

陳情第22号選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情につきましては、慎重審査の結果、願意妥当と認め、全会一致で、採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 産業建設委員会委員長・森田收三さん。

令和3年3月18日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

産業建設委員長 森田 收三

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 1 号	須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について	原案可決
市議案第 9 号	須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第16号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第18号	令和3年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第24号	令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第25号	令和3年度須崎市下水道事業特別会計予算について	原案可決
市議案第26号	令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
市議案第28号	令和3年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第29号	令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》	原案可決
市議案第33号	令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第35号	令和2年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決

〔産業建設委員長 森田收三君登壇〕

○産業建設委員長（森田收三君） おはようございます。

今議会産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第1号須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、利子補給の対象者についての質問があり、執行部から、東日本大震災時と同様、養殖業者を対象としているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第16号専決処分の承認についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、市単道路整備事業では、各集落に市道管理を依頼されているが、維持管理に必要な予算については、ここ数年、改善が見られないことに対し質問があり、執行部から、高齢化を迎える中で、地域の実情も理解しているが、市道管理の在り方や仕組み等検討していきたいと答弁がありました。

そのほかとして、農業クラスター促進事業費、木質資源利用促進事業費について質問が出され、執行部から答弁を受けました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第24号令和3年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第25号令和3年度須崎市下水道事業特別会計予算についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、委託料の内訳について質問が出されました。執行部から運営事業費等の内訳説明があり、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第26号令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について、市議案第28号令和3年度須崎市水道事業会計予算についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、地方創生臨時交付金事業費、地籍調査事業費についての質問が出され、執行部から答弁を受けました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第33号令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、市議案第35号令和2年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）についての2議案につきまして

は、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

〔「９号の説明」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 暫時休憩いたします。

午前１０時１６分 休憩

午前１０時１７分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。森田さん。

○産業建設委員長（森田収三君） ただいまの報告で市議案第９号が抜かっておりましたので、改めて市議案第９号について、御報告申し上げます。

須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

改めて、よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようによろしくをお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 教育民生委員会委員長・佐々木學さん。

令和３年３月１８日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

教育民生委員長 佐々木 學

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

市議案第 ４号	須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 ５号	須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第１０号	須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１１号	須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１２号	須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１３号	須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１４号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１５号	須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決

市議案第 17 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 18 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について《分 割》	原案可決
市議案第 21 号	令和 3 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第 22 号	令和 3 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第 23 号	令和 3 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第 27 号	令和 3 年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第 29 号	令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について《分 割》	原案可決
市議案第 31 号	令和 2 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
市議案第 32 号	令和 2 年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
市議案第 34 号	令和 2 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
市議案第 36 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 37 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 38 号	指定管理者の指定について	原案可決

令和 3 年 3 月 18 日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

教育民生委員長 佐々木 學

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 143 条第 1 項及び第 145 条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第 21 号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書	高知市口細山 206－9 高知県社会保障推進協議会 会長 田中きよむ 高知市河ノ瀬町 41－1－4 F 高知保険医協会 会長 広田 重水	不 採 択

〔教育民生委員長 佐々木學君登壇〕

○教育民生委員長（佐々木學君） おはようございます。

今議会教育民生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第 4 号須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、施設の使用料が高いのではないかと質問がなされましたが、執行部から、必要なときには減免制度はあるため、特段高いという判断はしていないとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第5号須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、利用者に関して、鍵の借用方法についての質問がなされましたが、執行部から、ほぼ地元の利用を前提としており、地元鍵を渡して無料で使っていただける状況であるとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第10号須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、宿泊の対象者について質問がなされましたが、執行部から、スポーツをするためにスポーツセンターを2日間以上利用する5名以上の団体が対象であるとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第11号須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、公民館長が連続で勤務できる年数についての質問がなされましたが、執行部から、年度ごとになるが、延長は可能であるとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、市議案第12号須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について、市議案第13号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、以上の2議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第14号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、職員配置の基準の緩和について質問がなされ、執行部から、須崎市では該当はないとの答弁を受けました。

また、委員から、事業所あるいはサービスを受ける方々にとっては水準が下がるという状況になっているが、施設側の要望を聞きながら市として対応することを要望するとの意見がありましたが、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第15号須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第17号専決処分の承認についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、マイナンバーカードの普及を進めるための県内他市の状況について質問がなされま

した。執行部からは、宿毛市が申請者に対して商品券1万円分、四万十市では申請者に対して商品券5,000円分を配付しており、両市とも非常に交付率が向上しているとの答弁を受けました。

審査の中で、委員から、マイナンバーカードそのものに異議があるため反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、久通地区の敬老会を多ノ郷地区に統合することについて質問がなされました。執行部からは、現時点では久通地区と多ノ郷地区の敬老会を一緒にやることは考えていないとの答弁を受けました。

そのほか、あったかふれあいセンター事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、生活保護申請時の扶養調査、被保護者就労支援事業、中山間地域ホームヘルパー養成事業、ごみ屋敷の実態把握、猫対策事業、学ぶ意欲を育む教育の充実事業、GIGAスクールサポーター配置促進事業、図書館等複合施設整備事業等について質問があり、それぞれ執行部から答弁を受けました。

審査の中で、委員から、この予算にはマイナンバーに関連する予算が計上されていることから反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、市議案第21号令和3年度須崎市スクールバス特別会計予算について、市議案第22号令和3年度須崎市国民健康保険特別会計予算について、市議案第23号令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、以上の3議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和3年度須崎市介護保険特別会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、国は住民に対して負担増を求めているが、国に対して市として異議の申立てを行うしかないのではないかととの質問がなされましたが、執行部から、他市町村や県とも連携しながら要望を上げていく場面も出てくるかと思うとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

審査の中で、委員から、この予算にはマイナンバーカード関連があることから反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、市議案第31号令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、市議案第32号令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、以上の2議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第34号令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

委員から、サービスが減額になっているが、コロナの影響なのかとの質問がなされましたが、執行部から、そのとおりであるとの答弁を受けました。

執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、市議案第36号指定管理者の指定について、市議案第37号指定管理者の指定について、市議案第38号指定管理者の指定について、以上の3議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について、御報告いたします。

当委員会に付託され継続審査となっております陳情第21号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書につきましては、12月定例会の審査では、県議会に提出された同様の請願の取扱いなどの調査に対する時間が必要であり、継続審査とすべきと決定をいたしました。県議会に提出された請願が取り下げられていたことから、事務局が提出者に取下げの理由を確認したところ、反対の議員が多く、否決される可能性があったためとのことでした。

委員からは、県知事へ制度創設を求めるということで、陳情書を趣旨採択すべきとの意見と県の請願においても取下げをされていること、市町村の財政的な面から考えても厳しいことから不採択とすべきとの意見が出され、また、別の委員から、不完全な状態で採択することに疑問があるため不採択とすべきとの意見が出されました。

挙手による採決の結果、賛成多数で、不採択とすべきものと決しました。

以上で御報告終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び陳情に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（高橋立一君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△討論

○議長（高橋立一君） これより討論に入ります。豊島さん。

〔1番 豊島美代子君登壇〕

○1番（豊島美代子君） 私は、市議案第17号、第18号、第29号について、それぞれ委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず、市議案第17号専決処分の承認について及び第29号令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）については、事業者経営支援給付金やコロナ対応予算などが計上されており必要な予算と認識していますが、マイナンバーカード発行に要する予算が計上されているため反対するものです。

マイナンバーは、2015年10月に住民票のある国民と在留外国人に付番された、重複することのない、原則として生涯変わらない12桁の番号です。マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野についてのみ12桁の共通番号を導入するもので、情報漏えいやなりすましの防止のため、個人情報を分散して管理することになっています。そして、マイナンバーを企業などが扱う際には罰則を含むなど、厳格な規定がされています。

マイナンバーとマイナンバーカードは、法的にも別個のものです。マイナンバーカードを作らしましょう、持ち歩いても大丈夫、もしなくしても他人は悪用できないようになっている、安全で、しかも、便利ですなどとマスコミでも盛んに宣伝しています。健康保険証としても使えるようにするなど、マイナンバーカードの普及率向上に国は躍起になっています。マイナンバーカードは、公的な身分証明書として使用できたり、ICチップに記録されている電子証明書を使ってコンビニで住民票の写しなどを取得できます。マイナンバーカードの電子証明書の発行番号は、マイナンバーのような利用制限がありません。つまり、マイナンバーカードを取得すれば発行番号がつき、その発行番号を官と民が制限なく活用できるのです。マイナンバーカードの電子証明書の有効期間は、5回目の誕生日ですが、発行番号は、有効期限による番号の更新も追えるようになっています、追跡ができるようになっています。

J-LIS、これは地方公共団体情報システム機構ですが、そこは更新前後の番号を関連づける履歴管理サービスも提供しており、マイナンバーカードの取得者は、発行番号とその履歴によって生涯にわたって特定されることになります。

総務省は、民間企業に発行番号と顧客データをひもづけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能と利用を促しています。国民監視社会に突き進む菅政権の危険な狙いは、断じて許すことはできません。

市は、マイナンバーカードの取得を進める際に、マイナンバーカードのこのような仕組みや国の狙いを説明していません。マイナンバーカードを取得すれば、2,000円の商品券をつけますという事業は、真に市民の人権を尊重しているとは到底思えません。

よって、市議案第17号及び第29号に反対します。

次に、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算については、新型コロナウイルスワクチン接種実施に向けての整備予算など、市民の命を守る重要な予算も計上されており、予算全体について、基本的には異議はないものです。しかし、マイナンバー関連予算が計上されており、前段で述べたような理由で予算計上には賛成できません。

また、野外体験施設整備事業費4億3,400万円の予算計上にも賛成できません。これは浦ノ内坂内カヌー場に隣接する土地を借りて、アウトドアメーカーロゴスコレーションと連携してキャンプ場を整備する予算です。昨年12月議会には、キャンプ場を整備するための基本計画、基本設計に要する委託料1,557万7,000円の補正予算が提案されていましたが、あれから3か月経過した今議会においても、まだロゴス社と調整中とのことで、コンテナハウスは4区画、テントサイトは1区画が100平方メートルが19区画など説明はありましたが、施設全体や収支見込みなどの詳細も示されていません。

総務委員会の質疑で、ロゴス社との調整がいつ頃終わるのかとの問いに対し、3月議会終了後

あまり時間が過ぎないうちに詳細がまとまるというのは、あまりにも不自然です。このような進め方も納得できるものではありません。

また、キャンプ場の整備自体も、12月議会の討論で述べましたように、突然持ち上がった事業計画であり、コロナ禍で市民の生活が大変厳しいとき、市民の理解が得られるとは考えられません。

よって、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算の議案には反対いたします。

○議長（高橋立一君） ほかに討論はありませんか。松田さん。

〔14番 松田健君登壇〕

○14番（松田健君） 私は、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算案に対して賛成の立場から討論申し上げます。

まず、先ほど野外体験施設整備事業の4億3,400万に対して予算の見通しが十分ではないんじゃないかという反対討論がありましたけれども、大変今コロナで苦しんでる中で、このコロナ禍の追い風は高知県が前向きに取り組んでいる事業と捉えています。その中で、今総務省の中でも関係人口づくりの取り組みに対する支援であったり、今回取り組む財源に対しても有利な過疎債を活用するものであり、今回しっかりとこの取り組みを前向きに取り組むべきだと考えております。

また、須崎市の浦ノ内は風光明媚であり、この自然環境をさらにロゴス社と提携をして発信していくことで、須崎市のファンづくりにもなり、あるいは須崎市民の憩いの場となることで、須崎市民が求められてるニーズに応えていく施設となるのではないかとということで、思い切ったこういった政策を執行部が提案したことに対して賛成の立場を表明いたします。

また、先ほど予算の見通しが甘いということの点に関しまして、コンテナの使用料、4区画の料金設定、あるいはキャンプスペースの料金設定、これ県内のアウトドアメーカーズノーピーク社、あるいはモンベル、あるいはキャプテンスタッグ、こういった県内には数々のアウトドア施設がありますけれども、そこから比較をしてもしっかりと須崎市は優位な展開ができるものと感じております。

市議案第18号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋立一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第17号採決

○議長（高橋立一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第17号専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立多数であります。よって、市議案第17号は、原案のとおり承認することに決しました。

△市議案第 18 号採決

○議長（高橋立一君） 次に、市議案第 18 号令和 3 年度須崎市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立多数であります。よって、市議案第 18 号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第 29 号採決

○議長（高橋立一君） 次に、市議案第 29 号令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立多数であります。よって、市議案第 29 号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第 1 号～第 16 号、第 19 号～第 28 号、第 30 号～第 38 号採決

○議長（高橋立一君） 次に、市議案第 1 号から第 16 号、市議案第 19 号から第 28 号、市議案第 30 号から第 38 号、以上 35 議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認または原案可決であります。これらの議案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第 1 号から第 16 号、市議案第 19 号から第 28 号、市議案第 30 号から第 38 号、以上 35 議案は、原案のとおり承認または可決することに決しました。

△陳情第 21 号《継続》採決

○議長（高橋立一君） 次に、陳情第 21 号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立多数であります。よって、陳情第 21 号は、不採択と決しました。

△陳情第 22 号採決

○議長（高橋立一君） 次に、陳情第 22 号選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋立一君） 起立多数であります。よって、陳情第22号は、採択することに決しました。
-

日程第2 市議案第48号

- 議長（高橋立一君） 日程第2、市議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

△議案説明

- 議長（高橋立一君） 議案の説明を求めます。企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

- 企画政策課長（北川幸一君） 市議案第48号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

令和2年度無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）工事につきましては、去る3月5日に制限付一般競争入札を実施いたしました。結果は、高知県高知市比島町2-4-33、四国通建株式会社高知支店が1億4,950万円で落札いたしました。これに消費税を加えた1億6,445万円で契約を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、7月専決で御承認をいただきました地方創生臨時交付金事業の光ファイバー網整備事業で、浦ノ内、久通両地区に高速インターネット通信が可能な光ファイバー網を整備することにより地域ICT環境の向上を図ろうとするもので、工事完了は、令和4年1月末を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（高橋立一君） 以上で、議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（高橋立一君） お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

- 議長（高橋立一君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋立一君） 討論なしと認めます。

△市議案第48号採決

○議長（高橋立一君） これより市議案第４８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立全員であります。よって、市議案第４８号は、可決することに決しました。

日程第３ 議会議案第１号

○議長（高橋立一君） 日程第３、議会議案第１号を議題といたします。

△議案説明

○議長（高橋立一君） 提出議案の説明を求めます。１０番土居信一さん。

〔１０番 土居信一君登壇〕

○１０番（土居信一君） 議会議案第１号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書につきまして、案文を朗読をして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。日本の民法第７５０条では、結婚にあたって、夫婦いずれかの姓を名乗ることとしていますが、実際には女性の約９６％が結婚に伴い姓を変更しています。結婚前の姓を引き続き使えないことが、結婚後の生活の支障になっているとの声もあります。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務づけている国は、日本以外に見当たりません。女性差別撤廃委員会の総括所見においては、平成１５年、２００３年以降、繰り返し現行の制度について懸念が表明されています。こうした国際的な視点を踏まえた制度導入が必要です。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。内閣府の２０１７年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成４２％が、反対２９％を上回っています。６０歳未満の成人男女７，０００人を対象にした民間調査でも、制度に理解を示す人は７割に達しています。

国民の間には、家制度への考え方や家族観による意見の違いはあります。しかし、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いを叶える選択肢が必要です。

我が国では、少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの声がある中で、若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていくために、様々な課題に正面から立ち向かう必要があります。国民の多様な声を真摯に受け止め、国連のＳＤＧｓが提唱する「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて制度導入が求められています。

よって、国及び政府におかれては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 以上で、議案の説明は終わりました。

これより議会議案第1号について、質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第1号については、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。議会議案第1号は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（高橋立一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 討論なしと認めます。

△議会議案第1号採決

○議長（高橋立一君） これより採決に入ります。

議会議案第1号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 閉会中の事務調査について

○議長（高橋立一君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ所管部門について事務調査を行うことにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。今会期中の発言取消し、発言訂正、字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願ひたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（高橋立一君） 以上で、今定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前に当たり、御挨拶を申し上げます。

本議会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。本議会で頂戴いたしました御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、これからの市政執行に生かしてまいりたいと考えております。

さて、3月12日から14日までの3日間、高知信用金庫様の御支援を賜り、市役所本庁舎及び総合保健福祉センターの床の改修、事務什器の入替え等を行い、市役所庁内をリニューアルいたしました。このリニューアル作業に伴い、3月初旬から庁舎内が騒がしくなり、また一部のお客様駐車場が利用できなくなるなど、来庁された皆様には大変御不便、御迷惑をおかけいたしました。リニューアルにより庁舎内の雰囲気も明るくなり、市民の皆様にも気持ちよく来庁いただけるような空間に仕上がりました。私どもといたしましても、これを機に気持ちを一新し、今後この庁舎を大事に管理していくとともに、より一層の行政サービスの向上に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチンの予防接種についてであります。新型コロナワクチンが、本市には4月中に2箱、約1,000人の2回接種分が配分される予定となりました。今回のワクチン配分は非常に限定的になることから、重症化リスクの高い高齢者施設の入所者や従事者、長期入院の方を対象に、4月下旬からの接種に向けて準備を進めてまいります。その後、ワクチンの配分量を考慮しながら、年齢区分ごとに接種券を送付し、ワクチンの接種を実施してまいりたいと考えております。ワクチンの配分により接種できる時期が変わってきますので、準備ができ次第、改めて御案内させていただきます。

次に、選抜高等学校野球大会についてであります。3月19日から開催される第93回選抜高等学校野球大会に明德義塾高等学校野球部の皆さんが四国の代表として出場されます。選抜大会へは2年連続、20回目の出場となり、初戦は宮城県の仙台育英と対戦することが決まっております。大会に参加される選手の皆さんには、日頃の練習の成果を十分に発揮され、素晴らしい成績を収められますよう御祈念申し上げますとともに、市民の皆様の力強い御声援をお願いいたします。

桜の便りが各地から聞こえ、春めいた穏やかな日が続くようになってまいりました。議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、新年度にかけて何かとお忙しい時期かと存じますが、新型コロナウイルス感染予防には万全を期すとともに、健康には十分御留意をいただき、ますます御活躍されますよう心から御祈念申し上げますと、閉会前の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋立一君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、市長から提出されました議案、また行政全般にわたり熱心に御審議をいただき、それぞれ適切な決定がなされ、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。この間の議員、市長をはじめ執行部の皆様の会期中の御協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

3月11日、東日本大震災から10年を迎え、改めて犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、復旧・復興に御尽力されている多くの方々に敬意を表します。今後は震災の教訓を風化させることなく後世に伝えていくことが私たちに課せられた責務でもあります。

最後になりますが、皆様方におかれましては、新年度を控え何かと御多用のこととは存じますが、くれぐれも健康には御留意されますよう御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶といたします。

これをもちまして第465回須崎市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第465回須崎市議会 月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	6 番 森田 收三	1. 須崎市野外体験施設について ①浦ノ内地区について ＊これまで不燃物処理場の受け入れ、路線バスの廃止、 保育園、小学校の統合などを受け入れてきた浦ノ内地区について、市長はどのような認識を持っているか問 う ②野外体験施設について ＊野外体験の施設を整備するに至った経緯を問う ＊集客人数及び収支の見込み、経済波及効果について問 う ＊財源及び総事業費を問う ＊海洋スポーツと野外体験施設及び遊具との位置づけ について問う ＊地域活性化のため、食堂、物品販売施設が不可欠と考 えるが、所見を問う ＊再来訪してもらうためには地域の理解とお接待のこ ころ、従業員の接客が重要と考えるが市長の所見を問 う 2. コロナ感染の対応について ①事業者支援について ＊新型コロナウイルス感染症影響に苦しむ市内事業者 の被害状況をどう認識しているか問う ＊現在実施している事業者経営支援給付金事業の、受付 期間延長や、新たな支援策について問う ＊事業者経営支援給付金事業を農業・漁業者にも適用で きないか問う ②国の支援策の周知について ＊国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免 及び総合支援資金の貸付について、市民に十分周知が されていないと思われるが、今後の周知方法について 問う ＊コロナ感染症に苦しむ若者世代の本市への定着のた め、保育料の無償化について問う ③コロナ禍における市長の所見について	36 38 39 39, 40 40 42 42, 43 43 43, 44 44 44, 45 45

		＊国会議員の問題行動について市長の所見を問う 3. その他 ①県道須崎仁ノ線の整備の進捗状況について問う ②横浪スカイラインの不法投棄に対する対策について問う	46 46 47
2	1 番 豊島 美代子	1. 市長の政治姿勢について ①財政状況が改善し、ハード事業がいくつか具体化する中で、コロナ禍での市民の負担軽減につなぐ取り組みをどうすすめるのか問う ②いろんな分野に多様性を図るため、女性の登用比率を上げることが重要と考えるが、所見を問う ③2戸1棟型改良住宅の一般公募の是非を問う 2. 債権管理条例について ①条例制定の目的について ＊制定前とどう変わるのか問う ＊生活再建支援は盛り込まないのか問う ②条例制定に向けての庁内議論や事務整理の経過や内容、また滞納原因の認識、課題について問う ③各課での債権管理マニュアルと債権管理台帳の整備状況について問う ④住宅使用料、住宅新築資金等貸付金の高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構への移管の可否について問う ⑤住宅使用料、住宅新築資金等貸付金の滞納状況、滞納者数を問う ⑥伝説の税金Gメン堀博晴氏の徴税に対する基本姿勢に対して所感を問う 3. コロナ禍での経済効果について ①住宅・商店リフォーム助成事業の活用について ＊コロナ禍において、住宅の環境や施設の整備を求める声があるが、助成事業の導入について問う 4. 介護保険など高齢者福祉に関することについて ①第8期介護保険計画の見直しにより、市民の負担が増え、受けるサービスは減らされることへの懸念について	48, 49 50, 51 51, 52 52 52, 53 54 55 56 57, 58 59 59

		*特別養護老人ホーム入所者の費用負担が 1 か月 2 万 2, 0 0 0 円の増額になるケースがあるのか問う 60 *デイサービスやショートステイ利用時の食費負担が引き上げられるのか問う 60 *要介護 3 で在宅介護の人に支給されているおむつ代相当分の支給は一般財源から支出し、対象も拡充すべきと考えるが所感を問う 61 *施設入所者にはコロナ禍で家族でも面会できないという現状があるが、施設に I C T 整備をしないか所見を問う 61, 62	
3	1 2 番 佐々木 學	1. 市長の政治姿勢について ①コロナ禍克服に向けた国の感染症対策、事業者経営支援給付金事業、マイナンバーカード普及促進事業の 3 施策について、決意や所見を聞く 62, 63 ②市民の雇用創出について *国の 1 5 か月予算という考えの中で、切れ目のない支援として市民の雇用の創出について、具体的事例や取り組みを踏まえ、所見を問う 63, 64 ③地域自主組織について *先行で運営している浦ノ内地区、令和 3 年度から始める上分、吾桑地区、今後準備作業を進めなければならない須崎地区や多ノ郷地区について、それぞれの各段階での現状における課題認識及び今後の見通しについて問う 64, 65 2. 新型コロナウイルス感染再拡大防止と地域社会経済活動の両立について ①コロナワクチン接種について *本市の実施本部体制と国や県との役割分担、市民への速やかな情報の周知徹底、また接種会場はどこを想定しているか問う 65, 66 *財政上の課題や医療関係者の確保など、ワクチン接種事業に必要な作業人員の確保に臨時雇用を積極的に進めることについて所見を聞く 66 *複数回接種のタイミングや転入された市民の問い合わせなどへの対応について問う 66, 67 *副反応調査に対する迅速な情報提供について問う 66, 67	

		*接種会場での付き添いについての対応方法を問う *コロナ終息に向けて本部長としての所見を伺う ②須崎市事業者経営支援給付金事業について *締め切りが迫っている。目標に対する現在までの実績、並びに今後の課題について所見を聞く ③マイナンバーカード普及促進事業について *この事業の目的やメリット、さらなる普及を進めるために現状の課題や今後の取り組みについて所見を聞く 3. 地方創生及び地域活性化について ①森林環境整備事業等について *本市の森林整備や林業の現状、行政や団体、民間の人材を含む実施体制の現状認識と今後の課題とその解決に向けてのアプローチ方法等について 4. 防災・減災について ①国土強靱化地域計画について、基本的な考え方や基本目標を簡潔に説明をするとともに、市民の安全なまちづくりのための具体的な取り組みを問う	67, 68 68 69, 70 70, 71 72, 73 74, 75
	(関連質問) 3 番 西村泰一	○個別に対応とは、事業者経営支援給付金事業を把握できていない事業者に働きかけるという認識でよいか問う	75
4	8 番 高橋 祐平	1. 防災対策について ①薄れつつある地震・津波への危機感を再度呼び起こすことの重要性についての所感と新年度予算案の具体的な施策を問う 2. 災害時に対応する重機オペレーター登録制度について ①市において、災害時に対応可能な重機オペレーターを公募し登録する制度を創設できないか問う 3. 一次産業の振興について ①須崎市の農業経営体、個人経営体、基幹的農業従事者の平均年齢、65歳以上の占める割合を問う ②農業分野における、後継者の状況について問う	76 76, 77 78 78, 79

		③農業、漁業が元気になれば、地域も発展するという好循環が生まれる。そのための行政が果たす役割は大きいと考える。今後の農業、漁業に対しての考え方、具体的な対応策について聞く 4. 浦ノ内湾の浄化対策について ①浦ノ内湾の水質悪化に対する浄化対策、その内容と効果について問う ②浦ノ内湾の浄化対策として外洋の海水を取り入れることが効果的と考えるが、地元の理解や経費、環境面への配慮等必要と思うが所見を伺う 5. 小学校の開門について ①多ノ郷小学校は朝7時40分が開門時刻となっているが、子供たちはそれよりも早く来て開門を待っている。風雨の強い日などは早目に開門するなど柔軟に対応することも必要ではないか、所見を伺う	79 80 80, 81 81, 82, 83
	(関連質問) 3番 西村泰一	○小学校の開門時刻について、非常時には、臨機応変な対応が必要ではないか、所見を問う ○フレックス制の導入等検討すべきではないか、所見を問う	83, 84
5	9番 大崎 宏明	1. 市長の政治姿勢について ①新型コロナウイルス感染拡大防止のための須崎市におけるイベント中止延期について *イベント中止による経済損失額の算定をしたのか問う。また、コロナ禍をどのように乗り切るつもりか ②若者定住政策について *過疎地域指定後約10年が経過したが、若者定住政策としての施策や取り組みについて聞く *さきの国勢調査での須崎市における20代、30代の人口推移はどうなっているか問う また、新たな住宅団地の計画策定を提案するが、所感を問う *施策を通じての変化はつかめているか問う ③国道494号線について *3工区の開通が今月26日となっている。須崎市として開通セレモニーを開催しなかった理由を問う	84, 85 85 85, 86 86 86, 87

	* 1 工区の工事完了まで5, 6年かかると聞いている。 今後どのように働きかけていくのか、所感を問う	87
	2. 市道の維持管理について ①地域に任せている市道等の除草は、高齢化のため負担 になってきている。本線部分は管理者である須崎市が 行うべきと考えるが、所感を問う	88
	②災害時の市道崩落個所の復旧工事において、ガードレ ールの設置が必要な場合、その費用はどう計上されて いるか、また、数年前からの復旧工事において、ガー ドレール等が未設置の個所は何か所あり、今後どう対 応するのか問う	89, 90
	③市道小浜播蛇森線の頂上までの残り4キロの舗装に ついて、今後どう進めていくか問う	90, 91
	3. 教育行政について ①小中学校適正配置計画について * 中学校適正配置計画の説明会の進捗状況について問 う。また、説明会及び市政懇談会、アンケート調査等 の結果、中学校統合に対する保護者・市民からの意見 は賛否ともどもどのようなものがあり、その意見を聞 いてどう思うか所感を問う。また、今後の取り組みに 対する姿勢を聞く	91, 92
	②ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） を活用した子供相談について * 子供たちの自殺やいじめを防ぐため、市内小中学生を 対象にSNSでの相談対応を導入してはどうか所見 を問う	93, 94
	3. 令和3年度当初予算について ①交通安全対策について * 2 款総務費 1 項総務管理費 8 目交通安全対策費の 3 50 万円での施工個所を問う。	94, 95
	* また、昨年度より減額になっている理由を問う	94, 95
	* 現段階での要望箇所は何か所で、それに対し今後どう 対応するのか問う	94, 95
	* 交通安全対策について、スピーディーな対応が必要と	95, 96

		考えるが、所見を問う ②交通空白地帯への対応について ＊２款総務費１項総務管理費６目企画費の委託料に地域公共交通計画策定委託料があるが、令和３年度の取り組みを問う	96
6	5番 海地 雅弘	１．市長の政治姿勢について ①須崎市事業者経営支援給付金について ＊事業者が昨年７月から今年３月までのうちの任意の連続する２月を選択できるよう制度改正すれば多くの事業者が申請できるようになり、助けられると考えるが、所見を問う ②（株）クリーブラッツ社としんじょう君の著作権等に関する係争について ＊須崎市側の条件を前提に（株）クリーブラッツ社との話し合いに応じる用意があるとのことだったが、その後何か動きがあったか、また、現状はどうなっているか問う ③（株）パンクチュアルについて ＊しんじょう君事業を受託し操業１年が経過した。好業績をあげていると聞いているが、この会社についての所感を聞く ③須崎市における起業について ＊須崎市の良さを情報発信しながら起業を後押しするまちとして市が取り組めばより発展につながると思うが、所見を聞く ④ワーケーションについて ＊ワーケーションは多様な働き方の１アイデアとして注目されており、高知県も昨年度の補正予算に計上し、推進しようとしている。須崎市でも力を入れていくべきと思うが、可能性も含めて所見を聞く ＊ワーケーションにはW I - F I 整備が欠かせない。浦ノ内の野外体験施設にはW I - F I は整備されるのか問う ＊（株）ロゴスコーポレーション以外の事業者から計画提示があった場合、同様に支援を受けることはできるのか所見を問う ⑤新図書館等複合施設について	101, 102, 103 103, 104 104, 105 105, 106 107, 108 108 109

		*整備、設置する施設等の配置図、平面図をみたが、以前のものからだいぶ変わっていると感じるが、別棟で建設される多目的ホール含む各施設は主にどういう活用がされる予定か、所見を問う *進入路の拡幅を行わないか問う *市有地及び8店会の敷地が新図書館等複合施設整備予定地から外れている。この土地についてどう取り扱うつもりか所見を問う 2. その他当面する課題 ①ふるさと納税寄附金の使途、政策意義、予算の執行状況について *ふるさと納税寄附金はいろいろな事業に使われているが、市民に広報もかねて、ふるさと納税寄附金の使途、政策意義、予算執行状況を聞く *ふるさと納税寄附金が増えると、須崎市のシンボリックなものを建設してみたいと夢は広がるが、将来に向けて思うところがあるか。 ②シンボルロードの整備について *シンボルロードの流水が止まって数年が経過した。このままではいけないと思うが、所見を問う。また、川端シンボルロード復活に向けた妙案はないか問う ③須崎市入札参加資格審査申請の変更について *測量・コンサルタント等業務に係るもの、物品購入等に係るものがウェブ申請へと変更になった。この変更した理由、費用対効果、市内業者に混乱はなかったか聞く *いつできたシステムか問う	109, 110 110 111 111, 112, 113 113, 114 114, 115 115, 116 117
7	7 番 柿谷 悟	1. 防災について ①避難所の設置状況について *津波対策の避難所の数、収容可能人員はどのくらいか、また、想定される避難者数は何人か問う ②避難所でのコロナウィルス感染症対策について *具体的な準備について問う ③新荘地区の避難所について *新荘地区には避難所がないが、どのように避難すればよいか問う ④学校は避難所としても大きな役割を果たす大事な存	118 118, 119 119 120

		在である。防災面からも学校を地域に残すべきだと思うが所見を問う 2. 教育について ①子供の幸福度について *日本の子供の幸福度という観点から今回の中学校統合をどう考えるか所見を問う 121 ②小中学校統廃合計画について *これまでの経過を踏まえ、今後は統廃合計画を説明するだけではなく、市民の要望を聞く話し合いがされと思うが、どのような話し合いをしていく計画か問う 121, 122 *小中学校統廃合を行うという発想はいつ持ったのか問う 122, 123 *小中学校の統廃合は教育行政の大改革であり、大きな責任を伴う。その覚悟を伺う 123 *国も県も徐々に少人数学級へとシフトしつつある中、40人学級を複数作り出すのは逆行している。少人数学級について再度所見を伺う 123, 124 *中学校を1校にしてしまうという現在の統合方針にこだわらず、小学生数の動向を見ながら朝ケ丘、上分、浦ノ内の3中学校にするなど柔軟な発想と思考を持っていただきたいと考えるが、見解を聞く 124 3. 情報公開について ①市民が校長会議事録の情報公開請求を行うも公開されなかったと聞くが、公開されなかった理由を問う 125 ②私が、小中学校統廃合計画が発表される直前の庁内会議の議事録を請求したが公開されなかった理由を問う 125 ③小中学校統廃合計画案に対するパブリックコメントを公開しないのはなぜか 126 ④須崎市情報公開条例第1条にある目的に対し、須崎市や教育委員会の対応は非常に不十分であると思うが、所見を問う 126, 127	
8	2 番 宮田 志野	1. 学校教育について ①小中学校統合について *学校の統合は、土佐清水市の例を見ても過疎化をより進めてしまう懸念があるのではないか、所見を問う 127	

	*土佐山学舎のように特認校として、中学校を数校残すことはできないか問う *昭和の市町村合併時、中学校は人口 8,000 人に 1 校という基準があったが、それに合わせると 3 校は必要なのではないか、所見を問う *一定規模の学校でなければ切磋琢磨できないということが合併の理由だが、科学的検証はされているのか問う *小中学校を統合することで、児童生徒に寂しい思いをさせていると思うが、所感を聞く *上分地区は世帯数も横ばいでそう人口が減っているわけではなく、今後人口が増える可能性もあるが、魅力ある地域とは、学校が存在することが第 1 条件と考えるが、所見を問う ②学校給食について *給食センターの場所はどこか、また、新設には費用がかかるが、施設改修しての自校方式が効率的ではないか、所見を問う *須崎小学校から須崎中学校へ、多ノ郷小学校から朝ヶ丘中学校へ給食を運んで未実施 2 校の給食を開始する案を提案するが、所見を問う *防災面からも各学校に給食設備があることが望ましいと思うが、所見を問う *給食費無料の自治体が増えているが、須崎市でも無償か半額補助等検討しないか問う 2. 高齢者福祉について ①介護施設になかなか入所できず、在宅で介護が必要で、仕事にも行かなければならない方に、交通費等の援助はできないか問う ②確実に高齢化社会を迎えるなかで、よりよい老後を過ごすためのビジョンはあるか問う ③車を運転しない高齢者に対し、コロナウィルスワクチン接種会場を増やすことはできないか、また会場までのタクシーチケットを出せないか問う ④高齢者の通院時のタクシー料金に一部でも補助でき	128 129 129, 130 130, 131 131, 132 132 132, 133 133, 134 134, 135 134 135, 136 137 137
--	---	---

		ないか問う	
		3. 魚市場周辺整備について	
		①周辺にトイレがなく、早急に設置ができないか問う	138
		4. その他	
		①倒木のおそれや、日照の問題等の解決のために木の伐採に対する助成制度を作るつもりはないか問う	138, 139
		②新図書館建設について	
		*新図書館の予算、施設の概要について問う	139
		*本館だけでなく、公民館や交流会館の図書機能を充実させると、災害時の本の被害分散ができ、地元でも使いやすくなると思うが、所見を問う	139, 140
		*当初計画では商工会議所が入るとなっていたが、今後の予定を問う	140

第465回須崎市議会3月定例会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 1 号	須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 2 号	須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 3 号	須崎市債権管理条例の制定について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 4 号	須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 5 号	須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 6 号	須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 7 号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 8 号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 9 号	須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第10号	須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第11号	須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第12号	須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第13号	須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第14号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第15号	須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決	R 3.3.18
市議案第16号	専決処分の承認について (令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算(第3号))	原案承認	R 3.3.18

市議案第 17 号	専決処分の承認について (令和 2 年度須崎市一般会計補正予算 (第 10 号))	原案承認	R 3.3.18
市議案第 18 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 19 号	令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 20 号	令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 21 号	令和 3 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 22 号	令和 3 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 23 号	令和 3 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 24 号	令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 25 号	令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 26 号	令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 27 号	令和 3 年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 28 号	令和 2 年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 29 号	令和 2 年度須崎市一般会計補正予算 (第 11 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 30 号	令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 31 号	令和 2 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 32 号	令和 2 年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 33 号	令和 2 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 34 号	令和 2 年度須崎市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	原案可決	R 3.3.18
市議案第 35 号	令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決	R 3.3.18

市議案第 3 6 号	指定管理者の指定について (須崎市障害者社会参加促進施設・特定非営利活動法人ゆら・ら)	原案可決	R 3.3.18
市議案第 3 7 号	指定管理者の指定について (須崎市立上分交流会館・上分地区地域自主組織)	原案可決	R 3.3.18
市議案第 3 8 号	指定管理者の指定について (須崎市立吾桑保育園・社会福祉法人須崎市保育協会)	原案可決	R 3.3.18
市議案第 3 9 号	教育委員会委員の任命について (尾崎 恵子)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命について (山口 研)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命について (古谷 武徳)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について (谷脇 裕二)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命について (中村 哲幸)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について (谷岡 伸一)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について (堅田 良明)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について (鍋島 雄一郎)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について (中西 修)	原案同意	R 3.3.10
市議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 3.3.18
議会議案第 1 号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について	原案可決	R 3.3.18

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情 第 2 2 号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書	不 採 択	R 3.3.18
陳情 第 2 3 号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情	採 択	R 3.3.18

第466回須崎市議会3月臨時会会議録

須崎市告示第9号

令和3年3月26日に、須崎市議会臨時会を須崎市議会議事堂に招集する。

なお、会議に付議すべき事件は、次のとおりである。

令和3年3月19日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

1. 須崎市図書館のある海のまち創り基金条例の制定について
 2. 工事請負契約の締結について
-

議事日程

令和3年3月26日（金曜日）午前10時開会

第1. 会期の決定について

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3. 市議案第49号 須崎市図書館のある海のまち創り基金条例の制定について

市議案第50号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 豊島美代子君	2 番 宮田 志野君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 海地 雅弘君	6 番 森田 收三君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 大崎 宏明君	10 番 土居 信一君
11 番 吉野 寛招君	12 番 佐々木 學君
13 番 西山 慶君	14 番 松田 健君
15 番 高橋 立一君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 國澤 豊君
企画政策課長 北川 幸一君

副 市 長 松岡 哲也君
総 務 課 長 梅原健一郎君
環境保全課長 嶋崎 貴寿君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君
主 監 堅田 智也君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開会

○議長（高橋立一君） ただいまから第466回須崎市議会3月臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（高橋立一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋立一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番豊島美代子さん、2番宮田志野さん、3番西村泰一さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（高橋立一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） おはようございます。ご報告申し上げます。

市長より、本日の臨時会に付議するため、市議案第49号及び第50号の2議案の提出があり、その写しを、お手元に 配布いたしております。

本日の臨時会の説明員として、議長より、市長 及びその委任を受けた者に対しまして、出席を要請いたしております。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2 第3項の規定による、令和3年2月分の例月現金出納、検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納、及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、第465回3月定例会で議決されました、議会議案第1号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、その他関係する大臣等に令和3年3月19日付けで、提出をいたしております。

以上で、報告を終わります。

須 総 発 第 9 6 号

令和3年3月19日

須崎市議会議長 高橋 立一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和3年3月26日招集の須崎市議会臨時会に提出する下記議案を送付いたしますので、付議してください。

記

市議案第49号 須崎市図書館のある海のまち創り基金条例の制定について

市議案第50号 工事請負契約の締結について

日程第3 市議案第49号及び市議案第50号

○議長（高橋立一君） 日程第3、市議案第49号及び市議案第50号の2議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（高橋立一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。本日、ここに急施を要します事件のご審議をお願いするために、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらずご出席いただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本議会には、市議案第49号の基金条例の制定について議決を求める議案、並びに市議案第50号の工事請負契約の締結について承認を求める議案を提出いたしております。

議案の詳細につきましては、関係課長等からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（高橋立一君） 続いて、議案の説明を求めます。企画政策課長。

〔企画政策課長 北川幸一君登壇〕

○企画政策課長（北川幸一君） おはようございます。

市議案第49号 須崎市図書館のある海のまち創り基金条例の制定について御説明を申し上げます。議案書1ページ2ページでございます。

本条例は、図書館を含む複合施設の整備に併せて須崎市立地適正化計画に基づく市街地整備を推進し地域の活性化を図るため、基金を設置しようとするものです。

条例の内容でございますが、第1条で設置について、第2条で積み立てについて、第3条で管理について、第4条で運用益金の処理について、第5条処分については、須崎市立地適正化計画に基づく市街地整備を推進する事業の財源について充てる場合に限るとしております。そして、第6条で委任規定について定めております。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 環境保全課長。

〔環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○環境保全課長（嶋崎貴寿君）

市議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書3ページでございます。

本契約は、令和2年9月29日に火災事故がありました須崎市リサイクルプラザ不燃物処理施設の復旧工事でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要につきましては、火災復旧のための建築工事、電気工事、プラント工事を一体的に行うものでございまして、特に火災で被害の大きかった破碎機破損部分の取替、搬送コンベヤの取替及び修理、電気計装設備の取替など、主に不燃物処理施設に係るプラントの復旧工事が主体となっており、工事期間は令和3年11月30日までと致しております。

契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長 三野禎男。契約金額は、3億8,500万円。

なお、契約の方法でございますが、施設のプラント製造メーカーである日立造船株式会社以外に、本工事を施工できる者が他にいないことから、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に基づく随意契約と致しております。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋立一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（高橋立一君） これより市議案第49号について、質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 質疑なしと認めます。

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております市議案第49号については、委員会への付託を省略したい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

○議長（高橋立一君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 討論なしと認めます。

△市議案第４９号採決

○議長（高橋立一君） これより市議案第４９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立全員であります。よって、市議案第４９号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案質疑

○議長（高橋立一君） 次に、市議案第５０号について、質疑に入ります。大崎さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） 市議案第５０号工事請負契約の締結についてお尋ねいたします。

先ほど担当課長より随意契約に至る経過であるとか説明もございましたが、一刻も早く復旧するための工事でありますので、工事自体に反対するものでございませぬので、そういう趣旨のもとお尋ねいたします。３億８，５００万円という大きな工事代金が必要とされるわけですが、この財源について、現時点で分かっていることをご説明願いたいと思います。保険対応であるということも一部説明も聞いていたところではありますが、なおあらためて現在の状況をご説明願いたいと思います。

○議長（高橋立一君） 環境保全課長。

〔環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） お答えします。まず保険の対応につきまして、当該施設につきまして全国市有物件災害共済会という保険に加入をしております、現在保険の手続き中でございますので、まだ保険に関する金額につきましては現時点ではお示しできない状況でございます。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前１０時 ９分 休憩

午前１０時１０分 再開

○議長（高橋立一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。環境保全課長

〔環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○環境保全課長（嶋崎貴寿君）お答えします。保険以外の財源につきましては現在のところ過疎債を予定をいたしております。以上でございます。

○議長（高橋立一君） 他にご質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） ないようですので、これにて質疑は終結いたします。。

○議長（高橋立一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております市議案第50号については、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会への付託を省略することに決しました。

○議長（高橋立一君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋立一君） 討論なしと認めます。

△市議案第50号採決

○議長（高橋立一君） これより市議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋立一君） 起立全員であります。よって、市議案第50号は、可決することに決しました。

○議長（高橋立一君） 以上で、本日の臨時会に付議されました議件は全て議了いたしました。
市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本議会にご提案申しあげました議案につきまして、慎重審議のうえ、適切なご決定をいただき、誠にありがとうございました。

桜の花もほころび、春めいた日が続くようになってまいりました。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意され、ますますご活躍されますよう、ご祈念申し上げまして、閉会前のごあいさつとさせていただきます。

○議長（高橋立一君） これをもちまして、第466回須崎市議会3月臨時会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員